

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
	8	E 地方に対する規制緩和	医療・福祉	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化	【申請業務(市町村)上の支障】 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行っている。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。一方、その施設整備に係る補助制度においては、同一の法律に基づく同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。 【審査等業務(都道府県)上の支障】 単一施設の整備に係る申請におけるにわかわらず、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があり、事務の負担となつていています。 一つの法律に基づく单一の施設を整備する際の補助制度であるにわかわらず、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があります。審査・申請業務の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、一元的に2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方で修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあります。審査・申請業務に處理できる体制を確保するよう、国において所要の整理を行うこと。 補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省のそれぞれ重複して行なうなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まっています。細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。 【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」: 国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」: 国から都道府県経由で市町村への間接補助	【補助制度の一元化】 事業者や市町村における書類作成事務の負担軽減、事業計画の審査等に係る事務負担の軽減や、審査期間の短縮	児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第40条、第41条 保育所等整備交付金交付要綱 認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための将来世代応援団、広島市	青森市、秋田市、山形県、福井県、市町村、事業者とも異なる当該の負担となつており、これを解消するためには制度の一元化が必要である。 ○【支障事例】 市で事業を行なう際に、県の予算化も同時に進行が必要があり、柔軟な事業展開が困難。 ○施設整備の補助制度においては、2つの制度で申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行なう。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 ○施設整備の補助金が必須である現状においては、事務負担(行政のみならず、申請する事業者について)が大きく、効率的ではないと考える。提案にあるように国においては一元的に処理できる体制整備を行なっていただきたい。 ○【申請業務(市町村)上の支障】 幼保連携型認定こども園の整備に係る補助金を申請する場合、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれに申請手続きを行なう。この際、明確に区別できない共用部分は、クラス定員等により便宜的に按分している。具体的には、保育室やトイレなどの各共用部分ごとに定員による按分計算を行い、その結果を合算して施設全体の保育所相当部分、幼稚園相当部分を算出し、補助金を計算している。 ○同一の法律に基づく同一の施設であり、本来は不要である手続きが生じている。 ○【審査等業務(都道府県)上の支障】 単一施設の整備に係る申請におけるにわかわらず、厚生労働省及び文部科学省のそれぞれの交付要綱に基づく協議・調整を行う必要があります。事務の負担となっている。 特に、2つの制度にまたがる共用部分の補助金の按分計算については、一方で修正が他方での補助金申請額等に影響を及ぼすこともあります。審査・申請業務における課題となっている。 ○これまでの国との対応】 補助金の申請様式について、一部共通化が図られ、事務負担が一定程度軽減されたが、依然として、審査等業務を厚生労働省及び文部科学省のそれぞれ重複して行なうなど、非効率的な状況にある。また、安心こども基金の残高が減少していく中、今後の一元的な施設整備に対する懸念も高まっています。細かな事務手続きの簡素化では支障は解消できず、改めて抜本的な改善が必要と考える。 ○【参考】 ■保育所相当部分 「保育所等整備交付金(厚生労働省所管)」: 国から市町村への直接補助 ■幼稚園相当部分 「認定こども園施設整備交付金(文部科学省所管)」: 国から都道府県経由で市町村への間接補助	○専一制度度でありながら、施設整備の補助金を、幼稚園、保育所の2つの制度で申請業務をおこなうのは不合理であり、事務の軽減の観点からも一元化するべき。 ○本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれに申請手続きを行うことにより、県・市町村・事業者とも異なる当該の負担となつており、これを解消するためには制度の一元化が必要である。	認定こども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省で、事業募集や内公示時期を合わせる対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前周知等に取り組み、事務負担の軽減に向けて引き続き努めています。	

各府省からの第1次回答を踏ました提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏ました追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
<p>これまで改善の取組はされているところであるが、共用部分の按分計算や所管する省庁ごとの協議・調整が必要であるといった支障は依然として解消されていない。同一の法律に基づく、同一の施設に対する補助制度であり、本来不要な手続きを解消するため、補助制度の一元化を実現していただきたい。</p>	<p>一 【山形県】 申請時期等を合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度としなければ業務の軽減にはつながらず、不十分である。 【横浜市】 現状の2つに分かれている補助制度の下では、「募集時期や内示時期をあわせる」「様式の統一化」など限定期的な対応に留まっている。支障事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的な課題解決を行うことは難しいと想定されたため、一元化を要望する。 【豊田市】 事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。 【茅ヶ崎市】 ○交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施設の共有部分における幼稚園の定員数による按分方式を廃止し、どちらか一方に含めるなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求める。 【長崎市】 内示の状況により予算議案の手続きが変動することや、申請額より内示額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の報告をしておく必要があるため、可能な範囲内で内示の時期及び額について事前に情報提供して頂きたい。 【熊本市】 事務手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が煩雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定こども園というひとつの児童福祉施設に対して、異なる二つの省庁から補助金の交付がなされている点であり、補助及び事務手続きを行う所管の一元化を求める。事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定こども園への施設整備費補助が行いにいく一番大きな要因となっている。弊害の事例：同じ規模の保育所及び認定こども園での基準額の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等）</p>	<p>一 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>				<p>保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、これまでに改善を行った保育所部分と幼稚園部分の募集時期・内示時期の統一化や年間スケジュールの事前周知等について引き続き取り組みつつ、更なる様式の統一化、事業費案分の際の様式例の提示等、事務手続の負担軽減について検討していただきたい。</p>

厚生労働省 「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
100 B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園の施設整備に係る国の補助体系の見直し	幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法の「保育所等整備交付金」で、また幼稚園機能部分は文部科学省所管の「認定こども園施設整備交付金」で支援が受けられるが、それ故に補助対象経費の算定にあたって、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があり、経費の按分方法の確認や交付申請書2種類作成となるなどの事務の負担が生じている。(国費を財源に各都道府県が構み立て施設整備補助を行ひ安心こども基金)を活用する場合、交付申請書については県への提出のみで済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様に事業費を按分する必要がある。一方、その施設整備に係る補助制度については、2つの制度(厚生労働省所管、文部科学省所管)に分かれて実施されている。一つの法律に基づく単一の施設を整備する際の補助制度であるところから、これら2つの補助制度の所管又は申請・審査等の一連の事務手続きについて、国において一元的に処理するよう体制を整えるなど、所要の整理を行うこと。	認定こども園に対する補助制度を1本化することにより、事業者や申請自治体にとって、経費の按分方法の調整などが不要となり事務の軽減が図られるほか、本県における災害復旧補助の事例のように、施設全体に支援が行き届かないという事態が解消される。	児童福祉法第56条の4の3 児童福祉法施行規則第40条・第41条、保育所等整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要綱	内閣府、文部科学省、厚生労働省	旭川市、青森市、秋田市、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、大阪府、兵庫県、和歌山县、徳島県、京都府、大阪市、神戸市	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のため将来世代応援知事同盟、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山县、徳島県、京都府、大阪市、神戸市	○單一制度でありながら、施設整備の補助金を、幼稚園、保育所の2つの制度で申請事務をおこなうのは不合理であり、事務の軽減の観点からも一元化するべき。 ○本県においても、厚生労働省と文部科学省のそれぞれ申請を手続きを行うこと等により、県・市町村・事業者とも当該の事務の負担となってしまおり、これを解消するために制度の一元化が必要である。 ○【支障事例】 市で事業を行際に、県の予算化も同時に進行が必要があり、柔軟な事業展開が困難。 ○保育部分と教育部分の基準額をそれぞれ別に算出し、足し上げた額が全体の基準額となるため、同じ定員規格であるのに、認定こども園が保育所か基準額が異なることとなり不公平感がある。施設全体の定員規格も基準額が算出できるよう、改善していただきたい。 ○幼保連携型認定こども園を創設する際の「保育所等整備交付金」で支援が受けられるが、それ故に補助対象経費の算定にあたって、施設の面積や利用定員等により事業費を按分し、交付申請も厚生労働省及び文部科学省にそれぞれ提出する必要があり、経費の按分方法の確認や交付申請書2種類作成となるなどの事務の負担が生じている。(国費を財源に各都道府県が積み立て施設整備補助を行ひ安心こども基金)を活用する場合、交付申請書については県への提出のみで済むが、補助対象経費の算定に当たっては同様に事業費を按分する必要がある。	認定こども園の施設整備に係る支援については、文部科学省及び厚生労働省で、事業募集や内示時期を合わせる対応や協議書の様式の統一化、申請スケジュールの事前周知等に取り組み、事務負担の軽減を行ってきたところであるが、更なる事務手続の負担軽減に向けて引き続き努めてまいりたい。			

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見  【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
事務手続きの面だけでなく、別々の省庁（文部科学省、厚生労働省）の所管であるため、同一施設であるにも関わらず、片方の制度しか支援が受けられないなど補助金交付額の面において不均衡が生じていることから、所管省庁の一元化等抜本的な解決を求める。 なお、今後の具体的な取組について示していただきたい。	一 【山形県】 申請手続きを合わせる等ではなく、全体を1つの施設整備として申請手続きができる制度としなければ事業者の負担にはつながります。不十分である。 【横浜市】 現状の2つに分かれている補助制度の下では、「募集時期や内示時期をあわせる」「様式の統一化」など規定的な対応に留まっており、支障事例に挙げられている事務負担を軽減するための根本的問題解決を行うことは難しいと想定されるため、一元化を要望する。 【仙台市】 事務手続きの負担軽減だけでなく、一元的に処理できる体制づくりについて検討をしていただきたい。 【箕面市】 交付金制度の一元化が最善であるが、一元化が困難な場合は、現行の施設の共有部分における幼保の定員数による按分方式を廃止し、どちらか一方に含めるなど、効率的な事務処理が行えるよう改善を求める。 幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」であるところから、災害復旧補助の事例のように同一施設内において幼保機能のどちらか一方しか支援を受けられないといった事象が生じないよう、交付金制度の内容の幼保統合を求める。 【長崎市】 内示の状況により予算議案の手続きが変動することや、申請額より内示額が低くなる可能性がある際は事業者に対して一定の報告をしておく必要があるため、可能な範囲内で内示の時期及び額について事前に情報提供して頂きたい。 【新本市】 事務手続き簡素化がなされていることは理解しているが、事務が煩雑になっている根本的な問題は、幼保連携型認定こども園といいう2つの異業種複合施設に対して、異なる二つの省庁から補助金の交付がなされている点であり、補助及び事務手続きを行う所管の一元化を求める。事務手続きの簡素化では根本的な負担軽減にはつながらないだけでなく、自治体から幼保連携型認定こども園への施設整備費補助を行ないにく一番大きな要因となっている、（弊害の事例、同じ規模の保育所及び認定こども園での基準額の違い、対象経費の違い、直接補助・間接補助の違い、災害復旧費における取扱いの違い等）	一 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			保育所等整備交付金及び認定こども園施設整備交付金について、これまでに改善を行った保育所部分と幼稚園部分の募集時期・内示時期の統一化や年間スケジュールの事前周知等について引き続き取り組みつつ、更なる様式の統一化、事業費案分の際の様式例の提示等、事務手続の負担軽減について検討していくたい。	

厚生労働省 「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
69	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育士登録の取消に係る仕組みの構築	児童福祉法第18条の19等の規定により、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなったことから起算して2年を経過しない者等については、保育士登録を取り消す必要があるため、逮捕後の情報収集を行ったが、情報を容易に入手できないことから、新聞報道等により探し出しを行ったが、本籍地を調査、本籍地の市区町長へ犯歴情報を照合したうえで、取消手続を行った。その者に通知の上、保育士登録を取り消す。その後は、保育士登録を取り消されることはなく、欠格事由に該当した場合、保育士は登録を行った都道府県知事が発生した。しかし、刑の確定情報が遅やかに提供されなければ、適切に保育士登録の取消を実行するため、保育士登録を取扱う市町村に於ける徹底が求められること、及び保育士の犯歴情報を把握するため、法務省の犯歴情報との対応が考えられるが、実効性のある対策を講ずることができるのか、関係省庁に連携して検討する旨を厚生労働省は答弁しているが、その後の検討状況についても答弁がされておらず、今後、類似の事件が起こる可能性は解消されていない状況にある。	平成28年1月、本県で保育士登録者が逮捕される事案が発生した。禁錮以上の刑が確定すれば、保育士登録を取り消す必要があるため、逮捕後の情報収集を行ったが、情報を容易に入手できないことから、新聞報道等により探し出し、本籍地を調査、本籍地の市区町長へ犯歴情報を照合したうえで、取消手続を行った。その後は、保育士登録を取り消されることはなく、欠格事由に該当した場合、保育士は登録を行った都道府県知事が発生した。しかし、刑の確定情報が遅やかに提供されなければ、適切に保育士登録の取消を実行するため、保育士登録を取扱う市町村に於ける徹底が求められること、及び保育士の犯歴情報を把握するため、法務省の犯歴情報との対応が考えられるが、実効性のある対策を講ずることができるのか、関係省庁に連携して検討する旨を厚生労働省は答弁しているが、その後の検討状況についても答弁がされておらず、今後、類似の事件が起こる可能性は解消されていない状況にある。	児童福祉法第18条の5及び19条、児童福祉法施行令第19条、児童福祉法施行規則第6条の34	法務省、厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	北海道、神奈川県、静岡県、京都府、大阪府、徳島県、宮崎県	○本件で保育士登録を行ひ他県で保育士として勤務していた者が逮捕されるという事案があった際に、他県に新聞記者等の情報提供をしてもらつたが、情報収集に手間取るとともに、欠格事例が該当するかどうかの判断に必要な犯歴照会を検察庁に行うには保育士本人からの請求が必要であり、個人情報の収集を苦慮している。 ○平成27年12月に認可外保育所において死亡事故が発生し、平成28年10月に当场勤務していた保育士が逮捕される事例があった。調査により当該保育士は平成22年に児童への強制わいせつ罪の罪で禁固以上の刑に処せられていたことが判明した。当時は他道府県で勤務していたこと、事件の性質上報道がまつたなかったことから、本県で情報収集することができなかつた。刑の全容を把握した時点(平成28年3月)で刑の執行終了から2年を経過してしまつたため、取消の条件(法第18条の19条の項)から外れていた。刑の確定情報を遅やかに入手することは保育士登録制度において重要なある。保育士登録をしている保育士の本籍地の市町村に対して一律に犯歴照会を行なうため、保育士登録を取扱う市町村における作業が膨大になることから、都道府県及び各市町村における作業が膨大になることから、都道府県が取消等の対象となる事案を把握できるよう制度を見直し、適切に取消ができるようにする必要があります。 ○本県においても平成28年度に同様の取消事例があり、事業の確認に多大な負担が生じたことから同様の支障事例が生じている。 ○本自治体においても、欠格事由に該当する保育士の情報は、新聞報道等でしか把握できず、取消対象となる保育士の情報が的確に把握できているとは言えない状況にある。 ○平成27年度に本自治体においても取消事象が発生したが、刑の確定情報の把握が困難であった。 ○事案が発生した場合、現在報道により状況を把握せざるを得ず、対処すべき事案を見落す危険性も高い状況であり、適切な情報の把握ができる仕組みの構築が急務である。	保育士登録の取消しに係る事務の運用については、現在、関係省庁等と詳細な内容を検討中であり、今後通知等により、各自治体にお示しすることを考えている。		
70	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	保育対策総合支援事業費につき円滑な事務の執行	保育対策総合支援事業費において、新規補助事業を行なう場合、当年度の国庫補助要綱を予算立後速やかに周知・施行することによって、事業の区分や政令市・中核市の扱いが示され、予算の積算に支障が生じた。その後、当該補助金は、年度当初からの保育補助者の雇上げ経費を補助するもので、年度末に近づいてのスタートでは、目的を果たすことができず、当初予算額(265百万円)の大半(202百万円)を減額補正する結果となつた。今後も新規事業の実施が見込まれるところであり、円滑な事務の執行を確保する必要がある。	平成28年度に国においてスタートされた「保育補助者雇上げ強化事業」について、その交付要綱が平成28年12月に発出され、県の要綱改正や市町、保育施設への周知は平成29年を至つた。予算成立後速やかに周知・施行することによって、事業の区分や政令市・中核市の扱いが示され、予算の積算に支障が生じた。その後、当該補助金は、年度当初からの保育補助者の雇上げ経費を補助するもので、年度末に近づいてのスタートでは、目的を果たすことができず、当初予算額(265百万円)の大半(202百万円)を減額補正する結果となつた。今後も新規事業の実施が見込まれるところであり、円滑な事務の執行を確保する必要がある。	保育対策総合支援事業費補助金交付要綱	厚生労働省	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、愛媛県、日本創生のための将来世代応援知事同盟	旭川市、山形県、海oulos市、静岡県、伊豆市、伊丹市、知多市、鳥取県、徳島県、県、北九州市、大村市、佐賀県、宮崎県、沖縄県	○保育対策総合支援事業費補助金等の国庫補助事業における新規・拡充事業については、区市町村の当初予算算定の上での実施スケジュールを決定してもらつた。当初予算で要できかない場合は、補正予算での対応となり、年度当初から実施することができない。 ○当該補助金について、事業者に対し申請前調査を行い、その結果に基づいて補正予算を組んだ方が、確定した要綱による申請要件が厳しくなつたため複数の事業者が申請を辞退し、執行率が20%程度となつた。 ○保育対策総合支援事業費補助金については、平成28年度において、平成27年度累計分、平成28年度当初分及び二回補正分の3種類の事業があり、事業が累計など、国庫補助要綱の周知が遅く、補助事業の実施が支障になつた。二回補正分の事業については、平成28年度の実施がさかなかつた。 ○保育士等の連絡が困難な状況下で、本補助事業を活用し、待機児童を解消していくためには、補助要綱等の連絡が困難な状況下で、本補助事業を活用し、待機児童を解消していくためには、 ○平成28年度の本要綱は平成28年12月に発出されたが、そのため予算の積算が遅れ、平成29年度に向けた周知等に支障が出た。まず要綱内容に不明瞭があり問い合わせをしたが、回答に時間かかるところが多くなると事業の周知等が遅れる結果となつた。保育士登録取得支援事業や保育士登録への申込期限が遅くなるため、保育士登録取得支援事業や保育士登録への申込期限が遅くなるため、保育士登録取得支援事業の早期発出もそぞろである。あらゆるパターンが想定される事業もあるため、FAQの作成は必要と考える。保育士登録取得支援事業について、対象者の条件を常勤職員としているが、常勤職員で働く対象保育士が、常勤職員として勤務しながら本事業を実施するのは難しいと考える。 ○市町村の予算の範囲内に、対象の周知等に、対象日数が多く計上できない実態も考えると常勤職員に限られるのは事業実施が難しくなるため、せめて1ヶ月80時間勤務とするなど、対象者の範囲拡大などを考える。 ○平成28年度に国においてスタートされた「保育補助者雇上げ強化事業」について、その交付要綱が平成28年12月に発出され、県の要綱改正や市町、保育施設への周知は平成29年に至つた。当初予算を要する時点で、間接・直接の区分や政令市・中核市の扱いが示されず、予算の積算に支障が生じた。 ○上、当該補助金は、年度当初からの保育補助者の雇上げ経費を補助するもので、年度末に近づいてのスタートでは、目的を果たすことができず、当初予算額(265百万円)の大半(202百万円)を減額補正する結果となつた。今後も新規事業の実施が見込まれるところであり、円滑な事務の執行を確保する必要がある。 ○平成28年度保育対策総合支援事業費補助金の交付要綱の発出が遅かつたため、小規模保育事業を行う事業者が施設改修を行う際の市の補助業務において非常に苦慮した。補助要綱の発出が早ければ、事業所の開所時期を早められた可能性もあり、保育サービス向上に直結している。年度当初の速やかな国庫補助要綱発出についての意見に賛同する。 ○厚生労働省の補助事業に般に言えることで、市町の新規事業が当初ではなく補正対応となっていることから、改善を提案する必要がある。 ○保育補助者雇上げ強化事業に限らず、年度途中に国庫補助金の交付要綱が提出される場合があるにもかかわらず着手できない例が多いです。 ○通常、国庫補助事業を行う場合は、国庫補助の交付決定を受け市町村が事業者へ交付決定を行なった日以降に事業着手するものであり、補助金交付の裏付けがない状態での事業着手は原則できないが、平成28年度の当該補助事業は係る国の交付決定(平成22.2.8とほぼ年度末であり、保育所等改修費等支援事業(小規模保育事業所開設)のための改修事業について、国の交付決定まえに事業着手せざるを得ない状況となつた。	保育対策総合支援事業費補助金の円滑な執行のため、平成29年2月20日に児童福祉主管課長が実施要綱の案を提示した上で、予算成立後の平成29年4月28日に交付要綱の案を周知するなど、早期の情報提供を行ってきたところであり、引き続き、適正かつ円滑な執行に努めています。		
72	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	家庭的保育事業等における連携施設の要件緩和	家庭的保育事業・小規模保育事業・小規模型事業所内保育事業は、「卒園後の受け皿」「代替保育の提供」を任意項目とすることで、地域型保育事業所と教育・保育施設の連携が進み、地域型保育事業所の参入促進に資する。 地域型保育事業の対象年齢を考慮すれば、「卒園後の受け皿」の確保は当然であり、地域型保育事業所にとっては給付費の減算がなくなる。 「代替保育の提供」を任意項目とする。 地域型保育事業の対象年齢を考慮すれば、「卒園後の受け皿」の確保は当然であり、地域型保育事業所にとっては給付費の減算がなくなる。 「代替保育の提供」については、施設側の抵触感が強く協力が得られないが、「代替保育の提供」が必要なことも理解でき、施設からも協力が得られるが、保育士登録の問題で困りを感じている。 教育・保育施設は、保育者確保に苦労しながら、基準に違反しないよう運営しており、中には待機児童対策のため努力運用で定員以上の預かりをしている施設もある。そのような状況で、教育・保育施設が他事業所の児童の受け入れや代替保育中の事故に係る責任の所在についても懸念がある。 現在は、平成31年度までの経過措置期間内であるため、可能な内容から連携するよう市から施設へ依頼しているが、「連携施設との連携に係る費用」の支給を受けるには、連携3事業全てを満たす連携施設の確保が必要であるため、「代替保育の提供」がなければ地域型保育付費が減算されてしまう。また、このまま「代替保育の提供」の連携施設を確保できなければ、経過措置期間経過後は、地域型保育事業所の認可の取消しに繋がりかねない。 ①地域型保育事業所の認可の取消しに繋がりかねない。 ②一時預かり事業(幼稚園型除く)、フレーリー・サポートセンター等の活用を可能とする。 ③一時預かり事業(幼稚園型除く)、フレーリー・サポートセンター等の活用を可能とする。 ④代替保育の提供について任意項目化できない。	【制度改正による効果】 「代替保育の提供」を任意項目とすることで、地域型保育事業所と教育・保育施設の連携が進み、地域型保育事業所の参入促進に資する。 地域型保育事業の対象年齢を考慮すれば、「卒園後の受け皿」の確保は当然であり、地域型保育事業所にとっては給付費の減算がなくなる。 「代替保育の提供」については、施設側の抵触感が強く協力が得られないが、「代替保育の提供」が必要なことも理解でき、施設からも協力が得られるが、保育士登録の問題で困りを感じている。 教育・保育施設は、保育者確保に苦労しながら、基準に違反しないよう運営しており、中には待機児童対策のため努力運用で定員以上の預かりをしている施設もある。そのような状況で、教育・保育施設が他事業所の児童の受け入れや代替保育中の事故に係る責任の所在についても懸念がある。 現在は、平成31年度までの経過措置期間内であるため、可能な内容から連携するよう市から施設へ依頼しているが、「連携施設との連携に係る費用」の支給を受けるには、連携3事業全てを満たす連携施設の確保が必要であるため、「代替保育の提供」がなければ地域型保育付費が減算されてしまう。また、このまま「代替保育の提供」の連携施設を確保できなければ、経過措置期間経過後は、地域型保育事業所の認可の取消しに繋がりかねない。 ①地域型保育事業所の認可の取消しに繋がりかねない。 ②一時預かり事業(幼稚園型除く)、フレーリー・サポートセンター等の活用を可能とする。 ③一時預かり事業(幼稚園型除く)、フレーリー・サポートセンター等の活用を可能とする。 ④代替保育の提供について任意項目化できない。	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第6条(平成26年厚生労働省令第61号) 特定教育・保育施設及び地域型保育事業の運営に関する基準第42条第1項(平成26年内閣府令第39号)	内閣府、厚生労働省	越谷市	練馬区、逗子市、知多市、京都市、徳島県、宇美町、大村市	○代替保育の提供が必要となる事業は、地域型保育事業施設側の突然的な事故や事件、感染症等による複数の発生によるものと想定される。 ○代替保育の提供としては、①地域型保育事業施設に連携施設から代替職員を派遣してもらうケースまたは②児童の受け入れを依頼するケースのいずれかとなる。 ①については、家庭的保育事業における代替保育の提供は現実的に極めて困難であると考える。家庭的保育事業の運営(自宅)で代替保育を提供する場合は、他者(代替職員)が自宅等に入り保育を行なうことを想定するにあたり、家庭的保育事業の運営(自宅)で代替保育を提供する場合は、同居の親が非常に強いことが想定される。 ②連携施設に受け入れを依頼する場合には、越谷市の支障事例にあたり、連携施設において面接基準を満たせなくなることが想定される。突然的な事故や事件、感染症等による複数の発生によるものと想定される。そのため、代替保育の提供は、連携施設の範囲を拡大し、小規模保育事業、事業所内保育事業および自治体の設けた一定の基準を満たす認可外保育施設(東京都認定保育所)と対応に含めるのが妥当である。 ○本県内の地域型保育事業においても同様であり、「卒園後の受け皿」としては一定の理解・協力を得ることは可能であるが、「代替保育の提供」については、保育士不足の中での協力を得る連携施設の確保は困難である。 ○本市において、保育士の確保が難しい状況にあることや、弾力運用で定員以上の預かりをしている施設があるため、教育・保育施設が他事業所の児童の受け入れや代替職員の派遣を行なうことは非常に困難である。 ○本市においても、公立施設が地域型保育事業の連携施設となる場合、「代替保育の提供」については、現実的に困難とされている。家庭的保育事業、小規模保育事業、小規模型保育事業所内保育事業が確保するための問題を抱えているのが現実である。全般的に保育士、幼稚園教諭の確保が困難な状況の中、代替保育の提供をめぐめることは現実的ではない。 ○代替保育の提供をめぐめることで、小規模保育事業開設の促進ができる。 ○代替保育の提供については、保育士不足の対応があり、教育・保育施設が代替職員の派遣を行なうことは可能であるが、「代替保育の提供」については、保育士不足の中での協力を得る連携施設の確保は困難である。 ○当市において、子ども育て支援計画の中、保育必要量の確保について小規模保育事業の認可を対応していくとしている。今度までに3箇所所にて、現在は3箇所についての相談を受けているが、連携施設の確保が一つの課題となっている。現在経過措置があるため、当市では小規模保育事業の「卒園後の受け皿」の話ができないが認可しているのが現実である。全般的に保育士、幼稚園教諭の確保が困難な状況の中、代替保育の提供をめぐめることは現実的ではない。 ○代替保育の提供をめぐめることで、小規模保育事業開設の促進ができる。 ○代替保育の提供については、保育士不足の対応があり、教育・保育施設が代替職員の派遣を行なうことは可能であるが、「代替保育の提供」については、保育士不足の中での協力を得る連携施設の確保が強い。時保育施設園に対しては、可能な範囲での受け入れで可能であるが、他の施設との連携をめぐめることで、連携施設の紹介を受けることは可能である。 ○当市においても、公立施設が地域型保育事業の連携施設となる場合、「代替保育の提供」については、現実的に機能しない。 ○当市においても、地域型保育事業所の「卒園後の受け皿」、「保育内容の支援」、「代替保育の提供」についての協議はなされている。現在経過措置があるため、当市では小規模保育事業の「卒園後の受け皿」の話ができないが認可しているのが現実である。全般的に保育士、幼稚園教諭の確保が困難な状況の中、代替保育の提供をめぐめることは現実的ではない。 ○代替保育の提供については、保育士不足の対応があり、教育・保育施設が代替職員の派遣を行なうことは可能であるが、「代替保育の提供」については、保育士不足の中での協力を得る連携施設の紹介を受けることは可能である。 ○当市においても、公立施設が地域型保育事業の連携施設となる場合、「代替保育の提供」については、現実的に機能しない。 ○当市においても、地域型保育事業所の「卒園後の受け皿」、「保育内容の支援」、「代替保育の提供」についての協議はなされている。現在経過措置があるため、当市では小規模保育事業の「卒園後の受け皿」の話ができないが認可しているのが現実である。全般的に保育士、幼稚園教諭の確保が困難な状況の中、代替保育の提供をめぐめることは現実的ではない。 ○代替保育の提供については、保育士不足の対応があり、教育・保育施設が代替職員の派遣を行なうことは可能であるが、「代替保育の提供」については、保育士不足の中での協力を得る連携施設の紹介を受けることは可能である。	○家庭的保育事業等は0歳児から2歳児までの保育を担う事業であり、当該事業における連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけではなく、代替保育の提供や集団保育を受けられる機会の提供など保育の質の向上の面でも極めて重要な仕組みである。 ○このため、平成31年度までの5年間の間、一定の条件を満たす場合には連携施設の確保しないことができる経過措置を設けつつ、「代替保育の提供」等の連携協力が確保されていない場合には、地域型保育の提供等を利用する保護者の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要なものであることに鑑みると、本件提案は対応が困難である。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)		各府省からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料						
保育士登録の取消しに係る事務の運用については、保育士登録の情報と法務省の犯歴情報などを突合した上で、取消しが必要な保育士について国から該当の都道府県に情報提供するなどの地方の事務負担に配慮した効率的・効率的な方法を検討し、早期に対応方法を示していただきたい。	-	【静岡県】 関係省庁との協議内容等について、適宜、都道府県に情報提供いただくなど、要望内容が反映されるよう配慮願いたい。	-	-	-	-	-	○ 一次回答のとおり、保育士登録の取り消しに係る事務の運用については、現在関係省庁等と詳細な内容を検討中であり、今後通知等により、各自治体にお示しすることを考えている。	
平成29年度の交付要綱の施行・周知は平成29年9月3日付けとなっており、平成28年度に比べて早期に対応されている。 しかし、案の段階では県の要綱改正はできないため、予算成立後速やかに、案ではなく最終的な要綱を施行・周知していただきたい。	-	【静岡県】 自治体の要望として、自治体の予算編成や予算の執行が円滑に行えるよう交付要綱等関係規程の速やかな提示を求めているものの、申請に先立つ事前協議も行われていない中、平成29年度においても8月25日を期限として交付申請するよう通知があり、自治体が事業を行うための財源の裏づけである交付決定はさらに時間を要する見込みである。交付要綱の提示だけでは早期の情報提供や適正かつ円滑な執行に努めているとは言えない。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	-	-	○ 1次回答でも述べたとおり、保育対策総合支援事業費補助金の円滑な執行のため、平成29年2月20日に児童福祉主管課長会議で実施要綱の案を提示した上で、予算成立後の平成29年4月28日に交付要綱の案を周知するなど、早期の情報提供を行ってきたところであり、引き続き、適正かつ円滑な執行に努めていきたい。	
○第1次回答では、「代替保育の提供」だけでなく「卒園後の受け皿」と「保育内容の支援」にも言及され、その重要性を踏まえ対応困難と回答いただいたが、本市の提案は「代替保育の提供」に係る事務であり、「卒園後の受け皿」と「保育内容の支援」については本市もその重要性を十分認識している。「代替保育の提供」の任意項目に特化した回答をいただきたい。特に、対応策として以下の提案をしているが、その旨も記載いただきたい。	-	【岐阜県】 制度が求められている連携施設の役割には、保育連携、代替保育、受け皿確保があるが、これらを一つの窓口で設定することは不可能である。本区では、地域型保育事業と認可保育所等との教育・位置的なバランスから、連携施設を設定、あるいは、受け皿のみで複数施設と連携しない。 保育連携や代替保育は、地域型保育施設との距離、位置関係および周辺の環境が重要であり、受け皿が大きくなる仕組みとなっている。 「保育連携」の役割は、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の評価ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に設定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参考すべきものへ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の評価ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられるることを達成させるものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	△連携3項目それぞれについて連携施設の施設・事業種別を設定することについて> ○連携施設が3つ連携3項目(保育内容の支援・代替保育の提供・卒園児の受け皿)については、それぞれの連携内容を切り分けて考えた上で、それぞれの連携項目について適切に対応できる連携施設を3つ連携施設・事業の種類を設定することができるのではないか。 ○「代替保育の提供」が必要となる場面は月数日程度であるという現状を踏みると、職員の病気・休暇等の理由で月数日程度は自宅で保育してもらうことを契約時に明記する等の方法も許容されることを認める等の措置が可能なのではないか。 ○「代替保育の提供」が必要となる場合は、通常より多くの子供たちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要なものであることは間違いない。 ○第1次回答で回答したとおり、家庭的保育事業等の連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも重要な仕組みである。「代替保育の提供」等が家庭的保育事業等を利用して保育の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要なものであることは間違いない。 ○一般的に子どもが代替保育を受けることとなるのは、通常より豊富な環境で保育ができる環境の確保が求められるが、これは、通常より多くの子供たちが安心して保育を受けられる環境の確保によって重要なものである。 ○「代替保育の提供」が必要となる場合は、通常より多くの子供たちが安心して保育を受けられる環境の確保によって重要なものであることは間違いない。 ○現在、連携施設の確保の経過措置期間中であることは承知しているが、連携施設の確保が困難である現状の状況を鑑み、本提案については早期に検討いただいたうえで、早期に措置を講じていただきたい。	○ 第1次回答で回答したとおり、家庭的保育事業等の連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも重要な仕組みである。「代替保育の提供」等が家庭的保育事業等を利用して保育の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要なものであることは間違いない。 ○一般的に子どもが代替保育を受けることとなるのは、通常より豊富な環境で保育ができる環境の確保が求められるが、これは、通常より多くの子供たちが安心して保育を受けられる環境の確保によって重要なものである。 ○「代替保育の提供」が必要となる場合は、通常より多くの子供たちが安心して保育を受けられる環境の確保によって重要なものであることは間違いない。 ○現在、連携施設の確保の経過措置期間中であることは承知しているが、連携施設の確保が困難である現状の状況を鑑み、本提案については早期に検討いただいたうえで、早期に措置を講じていただきたい。			
同一法人・系列法人内での人員調整による対応が可能なことや、地域型保育事業所で確保した保育者により対応可能なことが確認された場合には、代替保育の提供に関する連携施設確保は不要であることをひびき連携施設に関する減算しないことを明確にし、明文化する。 ○本市では、対応策として、教育・保育施設以外での事業による代替保育の提供を提案しているが、それは、職員配置や面積の基準の遵守、普段保育していない兒童を預かるリスクという点で、教育・保育施設それ以外の事業で差はないとの考え方である。対応困難と回答いただいたが、代替保育の提供者を教育・保育施設に限るのなら、その理由を御教示いただきたい。また、市内幼稚園からは、幼稚園は3歳以降の教育を担う機関で0・1歳児保育の実績がなく、代替保育の提供には不安があり連携できないとの意見もある。一方、小規模保育事業は0・1・2歳児に特化しており、一時預かり事業も0・1・2歳児に対応している。その点も踏まえ、代替保育の提供者を教育・保育施設に限る理由をお示しいただきたい。	-	【岐阜県】 制度が求められている連携施設の役割には、保育連携、代替保育、受け皿確保があるが、これらを一つの窓口で設定することは不可能である。本区では、地域型保育事業と認可保育所等との教育・位置的なバランスから、連携施設を設定、あるいは、受け皿のみで複数施設と連携しない。 保育連携や代替保育は、地域型保育施設との距離、位置関係および周辺の環境が重要であり、受け皿が大きくなる仕組みとなっている。 「保育連携」の役割は、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の評価ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に設定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参考すべきものへ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の評価ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるものである。 【全国市長会】 提案団体の対応を検討するに当たっては、公定価格の取り扱いについても併せて御検討いただきたい。 △今後の検討スケジュールについて> ○現在、連携施設の確保の経過措置期間中であることは承知しているが、連携施設の確保が困難である現状の状況を鑑み、本提案については早期に検討いただいたうえで、早期に措置を講じていただきたい。	○ 第1次回答で回答したとおり、家庭的保育事業等の連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも重要な仕組みである。「代替保育の提供」等が家庭的保育事業等を利用して保育の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要なものであることは間違いない。 ○一般的に子どもが代替保育を受けることとなるのは、通常より豊富な環境で保育ができる環境の確保が求められるが、これは、通常より多くの子供たちが安心して保育を受けられる環境の確保によって重要なものである。 ○「代替保育の提供」が必要となる場合は、通常より多くの子供たちが安心して保育を受けられる環境の確保によって重要なものであることは間違いない。 ○現在、連携施設の確保の経過措置期間中であることは承知しているが、連携施設の確保が困難である現状の状況を鑑み、本提案については早期に検討いただいたうえで、早期に措置を講じていただきたい。				
○代替保育の提供については、現実的に機能させることの困難性がある。対象児童の性格や特性、アレルギーの有無等実際の保育に必要な実績を有していない者で、急に入って対応できるものではないと認識している。連携施設側で受け入れることについて、当日勤務可能な保育士と保育室の面積基準で、最低基準を満たさない保育室無し、また、卒後の受け皿についても、利用調整基準に基づく調整を行っており、受け皿の面積と利用調整率に差があるなど、現状では、事業上可能ではないものと認識している。当市の家庭的保育事業においても、柔軟な保育形態を模索する、急な変更の体制を取る等、リスク管理を行っており、運営手法により対応可能と認識している。については、「代替保育の提供」及び「卒後の受け皿」については現実的に困難である。 特に、「代替保育の提供」の連携施設がないことをもって、「連携施設加算」の全額を減額する対応は行わないでいただきたい。	-	○代替保育の提供については、現実的に機能させることの困難性がある。対象児童の性格や特性、アレルギーの有無等実際の保育に必要な実績を有していない者で、急に入って対応できるものではないと認識している。連携施設側で受け入れることについて、当日勤務可能な保育士と保育室の面積基準で、最低基準を満たさない保育室無し、また、卒後の受け皿についても、利用調整基準に基づく調整を行っており、受け皿の面積と利用調整率に差があるなど、現状では、事業上可能ではないものと認識している。当市の家庭的保育事業においても、柔軟な保育形態を模索する、急な変更の体制を取る等、リスク管理を行っており、運営手法により対応可能と認識している。については、「代替保育の提供」及び「卒後の受け皿」については現実的に困難である。 特に、「代替保育の提供」の連携施設がないことをもって、「連携施設加算」の全額を減額する対応は行わないでいただきたい。	-	△代替保育の提供については、現実的に機能させることの困難性がある。対象児童の性格や特性、アレルギーの有無等実際の保育に必要な実績を有していない者で、急に入って対応できるものではないと認識している。連携施設側で受け入れることについて、当日勤務可能な保育士と保育室の面積基準で、最低基準を満たさない保育室無し、また、卒後の受け皿についても、利用調整基準に基づく調整を行っており、受け皿の面積と利用調整率に差があるなど、現状では、事業上可能ではないものと認識している。当市の家庭的保育事業においても、柔軟な保育形態を模索する、急な変更の体制を取る等、リスク管理を行っており、運営手法により対応可能と認識している。については、「代替保育の提供」及び「卒後の受け皿」については現実的に困難である。 特に、「代替保育の提供」の連携施設がないことをもって、「連携施設加算」の全額を減額する対応は行わないでいただきたい。	○ 第1次回答で回答したとおり、家庭的保育事業等の連携施設の設定は、卒園後の保育の受け皿が確保されるだけでなく、代替保育の提供や集団保育を受ける機会の提供など保育の質の向上の面でも重要な仕組みである。「代替保育の提供」等が家庭的保育事業等を利用して保育の安心や子どもたちが安心して保育を受けられる環境の確保にとって重要なものであることは間違いない。 ○一般的に子どもが代替保育を受けることとなるのは、通常より豊富な環境で保育ができる環境の確保が求められるが、これは、通常より多くの子供たちが安心して保育を受けられる環境の確保によって重要なものである。 ○「代替保育の提供」が必要となる場合は、通常より多くの子供たちが安心して保育を受けられる環境の確保によって重要なものであることは間違いない。 ○現在、連携施設の確保の経過措置期間中であることは承知しているが、連携施設の確保が困難である現状の状況を鑑み、本提案については早期に検討いただいたうえで、早期に措置を講じていただきたい。				

## 厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答	
	区分	分野									支障事例			
											団体名	支障事例		
79	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護支援専門員の登録消除における都道府県知事の裁量権の付与	介護保険法第69条の39第3項第3号による介護支援専門員の登録消除が3件発生したが、いずれも更新手続きを失念し、介護支援専門員が失効した状態で業務を行ってしまったことによるものである。現在の規定では、裁量の余地なく消除するという非常に厳しい処分となっているが、介護支援専門員は、利用者個人との信頼関係のもと、生活状況や身体状況を把握しケアプランを作成する専門職であるため、消除となると事業者及び利用者の負担が大きい。	本県において近年、介護保険法第69条の39第3号の規定により介護支援専門員の登録消除という重い処分に当たって、個別の事情などを踏まえたうえでの判断が可能となる。	介護保険法第69条の39第3項第3号	厚生労働省	宮城県、山形県、広島県	岩手県、神奈川県、大阪府	○ 同様の支障事例は本県でも発生している。発生した場合、介護支援専門員の過失の程度に対し処分の程度が著しく重く、均衡のとれた対応に苦慮すると思料。 ○ 登録消除に関する法規定を認識していかなかったことは介護支援専門員として明らかに自覚不足ではあるが、失効から1ヶ月以内に施設を通して申し出があったケースもあり、一律に消除するには事業者及び利用者への負担が大きい。	○ 介護支援専門員は、利用者の心身の状況を勘案して利用するサービスの内容を定めたケアプランを作成するが、ケアプランの内容が不適切な場合、利用者の心身の状況に合わないサービスが提供され、その状況が悪化するおそれがある。そのため、現行制度においては、定期的に必要な知識・技術を身につける研修の受講を義務付ける資格の更新制度を導入しており、本省は更新研修の設定を担保するもの。 ○ 今回の提案は、更新研修の未受講や更新研修を受講しない介護支援専門員によるケアプランの作成、利用者へのサービス提供を助長しているものである。 ○ ご指摘のような事態が生じないよう、更新研修の受講及び更新手続の案内等の徹底をお願いしたい。			
80	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護支援専門員の登録の欠格期間の緩和	介護保険法第69条の2第1項第6号及び第7号による介護支援専門員の登録の欠格期間を(社会福祉士の欠格期間と同様に5年→2年に)緩和する。	処分後の欠格期間が5年と、社会福祉士等の欠格期間2年と比較して長期であり、処分対象者が復職するためのハードルが高くなっている。介護支援専門員が勤務する居宅介護支援事業所等は小規模事業所が多いため、欠格期間が長期であると処分対象者の雇用維持が困難となる。また、事業者及び利用者にとっても、新たな人材を確保し信頼関係を再構築するのは大きな負担となっている。	介護保険法第69条の2第1項第6号・7号	厚生労働省	宮城県、山形県、川崎市	岩手県、川崎市	○ 介護支援専門員の欠格期間を他資格に比べて長期とする合理的な理由がなく、実質的な復職の機会を過度に制限することは、本人及び介護サービス利用者の利益を損なうことになる。	○ 介護保険制度では、要介護者等に対して、その心身の状況や面かれた環境等に即しつつ、心身の状態や個々の課題(ニーズ)等を十分把握した上でケアプランが作成され、それに基づき適切な介護サービスが提供されるようにするケアマネジメントの仕組みが導入されており、そのケアマネジメント業務において中心的役割を果たす介護支援専門員は、介護保険制度上、極めて重要な役割を担っている。 ○ また、介護支援専門員は、要介護者等に身近に接するとともに、介護保険サービスの調整や給付管理、他のサービス事業所の請求事務にも関わっていることから、不正請求等の不正行為を起こさないよう、高い倫理観並びに法令遵守が特に求められる。 ○ そのため、介護支援専門員の資格取得にあたっては、社会福祉士や介護福祉士等の法定資格に基づく業務等に適応して5年以上従事することを試験の受験要件としており、また、不正行為等により登録が消除された後の欠格期間を社会福祉士や介護福祉士等の欠格期間より長く設定している。 ○ このような仕組みが、介護支援専門員や介護保険制度全体に対する信頼感の維持に寄与しているところであります。今回の提案のように、介護支援専門員の欠格期間を短縮することは、介護支援専門員による不正行為を抑止する効果や介護支援専門員等に対する信頼感の低下につながるものであり、慎重な検討が必要である。			
14	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	小規模多機能型居宅介護の日の通いサービスに係る従業者の員数の基準の緩和	小規模多機能型居宅介護事業所において、事業開始当初より職員を募集しているが、1年以上経った現在でも職員が足りないため、事業所が開始当初に想定していた体制で事業を行うことができず、事業の実施に支障をきたしている。 また、現行の基準では採算性が良くないこともあり、利用したいという人のニーズに応えられないケースもある。 当市としては、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる仕組みの充実に向けて小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めていかなければ、介護人材の不足等によって、サービスを必要とする人へのサービス提供がなかなか進まない。	当市にある小規模多機能型居宅介護事業所において、事業開始当初より職員を募集しているが、1年以上経った現在でも職員が足りないため、事業所が開始当初に想定していた体制で事業を行うことができず、事業の実施に支障をきたしている。 また、現行の基準では採算性が良くないこともあり、利用したいといふ人のニーズに応えられないケースもある。 当市としては、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らせる仕組みの充実に向けて小規模多機能型居宅介護事業所の整備を進めたいが、介護人材の不足等によって、サービスを必要とする人へのサービス提供がなかなか進まない。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第63条	厚生労働省	柏江市	仙台市、北九州市	仙台市	○ 当市においても、小規模多機能型居宅介護事業所にて基準以上の職員を採用できなかつたため、開所時は利用員人数を少なくて運営を始めた事例がある。 ○ 小規模多機能型居宅介護事業所の開設に当たり、職員の不足により事業の実施に支障をきたしているとの話は聞いていないが、小規模多機能型居宅介護の通いサービスに係る介護従業者の人員配置基準は、同様のサービスを行なう通所介護に比べ、配置人数が多いことから、サービスの質の確保を前提に人員基準の緩和が行われれば、介護人材の不足の解消や小規模多機能型居宅介護の整備促進などの効果も期待できるものと考える。	○ 小規模多機能型居宅介護の利用者としては中重度者が認知症の方を中心であり、日中通いサービスにおいて、適切なケアをするために必要な人員基準として、認知症対応型共同生活介護を参考に、利用者3人に對する1名の従業者としている。 ○ このため、人員基準の緩和は、サービスの質の低下につながる懸念があるため、適切ではないと考えている。		
99	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和する。	指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)を緩和する。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年4月1日厚生労働省令第34号)「指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定小規模多機能型居宅介護事業所の従事者、指定訪問介護事業所等として認知症等による者の介護に従事した経験を有する者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経験に従事した経験を有する者であって、別に厚生労働大臣が定める研修を終了して認められているものでなければならない」と規定されており、運営法人の代表者の要件が認定されているものが、該当する研修回数が少ない場合も有り、経験に従事する要件を満たすことができない者の新規参入を防ぐ一因となっている。また、代表者交代による事業の継承回数にしても、当該要件を満たす者が準備できることで時間も要し、「事業者の代表者の交代による変更手続が行えないなど、スマートな事業継承を妨げている」当該要件は「従うべき基準」であるため、市町村等で定める事業運営基準条例等において、地域の実情を反映した独自の基準をもとに運営することができない状況にある。	基準の緩和又は、参考すべき基準として、各市町村等の実情に応じて事業所において介護人材の不足を解消することができる事業者の代表者となるための要件を定めることができとなり、事業者の新規参入の促進及び円滑な業務の継承を図ることができる。 指定相談者において、新規指定や変更手続に係る事務を保留することなく、速やかに行なうことが可能となる。  (例) ①研修終了時に経過措置期間(指定から6月後までに研修修了を可能とするなど)を設けることで、新規に事業を開始する際の時期が制限されなくなる。 ②事業者の代表者が交代する場合、急速、事業継承が必要となる場合など、研修終了要件を満たすことができない者の新規参入を防ぐ一因となっている。また、代表者交代による事業の継承回数にても、当該要件を満たす者が準備できることで時間も要し、「事業者の代表者の交代による変更手続が行えないなど、スマートな事業継承を妨げている」当該要件は「従うべき基準」であるため、市町村等で定める事業運営基準条例等において、地域の実情を反映した独自の基準をもとに運営することができない状況にある。	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第65条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第46条 「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第3号及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第2条第3号及び第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等の事業の責任者との兼務ができないため、人員の配置が難しく、入り組むといった事業者の声が多くある。 ○ 現行相談サービスと同様に要介護者数と要支援者数を合算する取扱いにすること、要支援者の利用者数を例えば1/2にした上で要介護者数と合算する取扱いにすることなどが可能である。	鹿取県、中国地方知事会、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、徳島県	酒田市	○ 代表者交代による手續の連済が見られるので、緩和が必要と考えます。	○ 御指摘のように代表交代時の手續に支障が出ている事例があることは認識しておりますが、現在、社会保険議議会介護給付費分科会で小規模多機能型居宅介護サービスの人員基準・報酬を議論いただいているところであることから、今回の事例への対応についても、あわせて議論いただきたいと考えています。			
15	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	訪問介護のサービス提供責任者の人員に関する基準の緩和	訪問介護のサービス提供責任者の人員に関する基準の緩和	指定訪問介護事業所が総合事業の訪問型サービスAを実施する場合、訪問介護のサービスAへの移行が進むとともに、市としても社会保険費の抑制につながる。 基準の緩和により、事業者として事業実施の体制を構築することができ、訪問型サービスAへの移行が進むとともに、市としても社会保険費の抑制につながる。	基準の緩和により、事業者として事業実施の体制を構築することができ、訪問介護のサービスAへの移行が進むとともに、市としても社会保険費の抑制につながる。	指定訪問介護事業所等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第4条第4項 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成27年厚生労働省令第4号)附則第2条第3号及び第4条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等の事業の責任者との兼務ができないため、人員の配置が難しく、入り組むといった事業者の声が多くある。 ○ 現行相談サービスと同様に要介護者数と要支援者数を合算する取扱いにすること、要支援者の利用者数を例えば1/2にした上で要介護者数と合算する取扱いにすることなどが可能である。	浜田市、ひたちなか市、八王子市、長崎市、熊本市	浜田市	○ サービス提供責任者が兼務できないことにより、総合事業で別の責任者をたてる必要があるため、人員不足の事業所では総合事業に参入しづらいとの支障がある。 今年度は特に総合事業対象者と介護予防訪問介護の対象者が入り混じるため、利用者が認定期間の延長月から切り替わることによる影響となる。 責任者の兼務要件の緩和があるため、総合事業に多くの事業所が参入できると考えれる。 ○ 現行相談サービスと同様に要介護者数と要支援者数を合算する取扱いにすること、要支援者の利用者数を例えば1/2にした上で要介護者数と合算する取扱いにすることなどが可能である。	○ 訪問介護と「訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス、以下「緩和型サービス」という。)」を併用する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことは不可能である。 ○ 具体的には、総合事業における緩和型サービスのサービス提供責任者の必要数については市町村の判断で、「訪問型サービスAを実施する事業者は、訪問介護と同一事業所で実施する場合が多数想定されるため、提供責任者を配置する必要性はない」と思われる。 ○ 当市と同様に、サービス提供責任者と訪問型サービスAの責任者との兼務ができるないため、人員の配置が難しく、入り組むといった事業者の声が多くある。 現在は、高齢者の増加に伴う人手不足が多様化する中で、訪問型サービスAの実施主体の確保は必要不可欠であるため、基準緩和の必要性がある。 また、訪問型サービスAを実施する事業者は、訪問介護と同一事業所で実施する場合が多数想定されるため、同一事業所内で提供されるそれぞれのサービス(訪問介護、訪問型サービスA)ごとに提供責任者を配置する必要性はないと思われる。 ○ 当市と同様に、サービス提供責任者と訪問型サービスAの責任者との兼務ができるないため、人員の配置が難しく、入り組むといった事業者の声が多くある。 なお、本件については、全国介護保険担当課長会議等において、周知したい。			

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
○介護支援専門員に定期的に必要な知識・技術を身につける研修の受講を義務付ける。資格更新制の意義、重要性は理解しているが、本条を「登録を消除することができる」とする場合には、適用対象を、研修を修了したにもかかわらず手続きを失念していた場合などに限定することにより、「更新研修の設定」を十分担保できると考える。また、同じく登録の消除を始めた第2項においても、介護支援専門員の義務（名義貸し禁止、信用失墮行為禁止、秘密保持等）の遵守についても、「登録を消除することができる」規定により担保されている。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○既に地方公共団体においても、更新研修の受講や更新手続きの案内等を定期的に実施し、更新の余念等を防止するよう努めているが、完全に防止することは難しい。 そのような状況の中、現行では、更新研修を修了したにもかかわらず、業務多忙等により更新手続きを失念してしまった場合についても、販量の余地がある登録消除が、個別事情を考慮せず、全ての義務的な事例と同様に扱うのは適当ではないのではないか。 更新手続を実施するため、例として「更新研修の修了状況をもう一度更新の意思の有無を判断し、研修修了後に更新手続きの失念していた場合は、一定の猶予期間を設け、その期間中に手続きを行えば専門員証を更新することができるようになりますなどの対応は可能なかつてはいかない。	介護支援専門員の登録消除における都道府県知事の裁量権の付与については、各都道府県に対する実態調査を行った上で検討する。
○本条が「登録を消除することができる」に改正され、都道府県知事に裁量権が付与されたとしても、消除の可能性は残されており、現行制度における介護支援専門員の義務等（名義貸し禁止、信用失墮行為禁止、秘密保持等）の選択と同様の抑止効果が確保されるものと認識している。このことから、本提案によって「更新研修の未受講や更新手続きの失念、また更新研修を受講しない介護支援専門員によるケアプランの作成、利用者へのサービス提供を助長する」ことにはならないと考える。	-	-	-	○提案と平行して、本県では証の更新忘れ防止のため、①年度当初の介護保険事業所への研修受講案内通知、②更新研修の講義の中での周知徹底、③複雑な研修体系の中各自が受講履歴を管理できるよう、研修受講履歴等管理票（本稿独自様式）」を配付し活用を推奨するなどしている。それにもかかわらず更新手続き忘れを完全に防止できないのが現状であるが、今後も、更新研修の受講及び更新手続きの案内等の徹底を図つてまいりたい。	-	-
○ケアマネジメント業務において中心的役割を果たす介護支援専門員は、介護保険制度上、極めて重要な役割を担っており、高い倫理観並びに法令遵守が求められる。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○介護支援専門員が介護保険制度上、極めて重要な役割を担っていることは理解できるものの、介護人材が不足している現状において、社会福祉士等、他の資格の欠格期間（2年）に比して5年とされているのは、過度に長いのではないか。 例えば、「運転免許のように、個別事情によって欠格期間の短縮を行うことができるようにするなどの対応を検討する余地はあるのではないか。	介護支援専門員の登録の欠格期間の緩和については、各都道府県に対する実態調査を行った上で検討する。
○そのため、登録消除処分を受けた場合に一定の欠格期間を設けることは、不正行為の抑止効果や、信頼感の維持に必要なことと認識しているが、5年間という欠格期間は、国家資格である社会福祉士や介護福祉士の2年間と比べ非常に厳しいものとなっている。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	(参考) 「運転免許の効力の停止等の処分量定基準の改正について（平成25年11月13日付警察庁内通発第40号）」において、運転免許の取り消し等処分を受けた者に、「運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるとき」については、都道府県において、欠格期間の短縮、処分を軽減することができるとされている。	-
○国家資格である社会福祉士や介護福祉士の倫理観の保持や法令遵守等不正行為の抑止が2年間の欠格期間で担保できるのであれば、公的資格に属する介護支援専門員についても十分担保できるものと考える。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	-	-
○当市の小規模多機能型居宅介護事業所においては、軽度者の利用が中心となっている。制度趣旨として、中重度者の在宅移行を促すために包括的な支援を実施するという趣旨は理解するが、実際は軽度者（要介護1・2）で通所・訪問の利用が多い利用者が、上限額を超える多機能型居宅介護の利用者における制度削除時の平均要介護度は3.5程度を想定していたが、現状では全国ベースの利用者の平均要介護度は2.5程度であり、市内における小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の平均要介護度は、平成29年7月28日時点では2.4である。	-	-	-	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は參照すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられるることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 利用者への影響等に配慮しつつ、提案団体の意見を十分に尊重されたい。	○小規模多機能型居宅介護は、そもそも様々な状態の要介護者及び要支援者を対象に、かつついを中心として多様なサービスを組み合わせたものであり、認知症の方を対象にかかるクルーハームに限定された認知症対応型共同生活介護とそもそも同一視することは過当ではないのではないか。 ○また、制度創設時の想定とも実状が異なるものとなっている以上、見直しすべきではないのか。 ○まずは市町村として考えている要介護者の如何に関わらず、全体として一定数の小規模多機能型居宅介護の事業所において、職員の不足や、採算上の課題を抱えている状況を踏まえ、小規模多機能型居宅介護の日中の違いサービスに係る事業者の負担の基準を緩和すべきではないか。 ○ヒアリングの場において、「中重度者の効力が促されるような仕組みの構築を進めていくことから、基準の緩和は難しい。総合事業等の枠組み等の中で工夫すれば、支障が解決できるのではないか。」との説明があつたが、自治体や事業者の過度の負担なく支障事例を解決する具体的な方法を示していただきたい。	小規模多機能型居宅介護は、中重度者や認知症の方を支えるサービスであり、利用者の様態や希望に応じて、通いを中心宿泊・訪問のサービスを組み合わせて、自宅で継続して生活するために必要な支援が行われている。また、小規模多機能型居宅介護の基準・報酬については、サービス提供量を増やす観点や機能強化・効率化を図る観点から、平成30年度介護報酬改定に向けて社会保障審議会介護給付費分科会で議論いただいているところである。 小規模多機能型居宅介護の人員基準は、こうした観点やサービス趣旨を踏まえて設定しており、御指摘のように利用者の要介護度だけをもって、人員基準を判断するべきものではない。
○サービスの質の低下については、小規模多機能型居宅介護の訪問サービスで配慮されている職員が訪問に従事していない時間に配慮してあること、各利用者の利用回数が多く、従業員が各利用者の特性をより理解していることから、人員基準の緩和によりサービスの質の低下につながらないものと考える。	-	-	-	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は參照すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられるることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○小規模多機能型居宅介護の代表者の資格要件となっている研修については、都道府県における研修の開催の状況等を踏まえ、次回の研修を受講する旨の確約書の提出等により、社会保障審議会介護給付費分科会において議論いたしました。	小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)の緩和については、社会保障審議会介護給付費分科会において議論いたしました。
○小規模多機能型居宅介護サービスをはじめとする地域密着型サービスの普及を進めるため、基準緩和により、支障となる事例を解消していただきたい。 ○また、社会保障審議会介護給付費分科会で前向きな議論が行われ、提案が実現されるようお願いする。なお、検討に向けた今後のスケジュール等についてお示しいただくとともに、検討状況についても随時情報提供いただきたい。	-	-	-	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は參照すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられるることを達成させるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○小規模多機能型居宅介護の代表者の資格要件となっている研修については、都道府県における研修の開催の状況等を踏まえ、次回の研修を受講する旨の確約書の提出等により、社会保障審議会介護給付費分科会において議論いたしました。	小規模多機能型居宅介護事業者の代表者の「従うべき基準」に基づく要件(研修修了)の緩和については、社会保障審議会介護給付費分科会において議論いたしました。
○兼務可能な旨的回答をいただいたているが、各自治体・事業者にその旨が正しく伝わっていないことが懸念される。	-	【八王子市】 市町村の判断で兼務可能のことだが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31厚生省令第37号、以下「基準」という。）第5条第2項及び第4項の訪問介護から見ると、常勤のサービス提供責任者が兼務可能と解釈することは困難であるところから、兼務可能である旨を明確化する必要があると考える。	-	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は參照すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられるることを達成させるためのものである。 【長崎市】 長崎市においても、訪問介護と縦とサービスを一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行なうことと可能としている。 縦和型サービスの基準は市町村の判断での取扱いを決定することは可能でも、居宅サービス（訪問介護）の人員基準を考えたとき、利用者数に対する責任者の必要配置数だけ、利用者を合算する取扱いとしてよいとは、解釈できないと考える。また、責任者は、原則常勤となっているが、訪問型サービス事業所と兼務した場合は、常勤扱いならないと考えるため、見直しを検討していただきたい。	○訪問介護事業所又は從前の介護予防訪問介護に相当するサービスを行う事業所（以下「訪問型サービスA」という。）と訪問型サービスAを行う事業所を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行なうことは可能であり、その旨について周知するとのことであるが、追加共探団体も含め、多くの自治体において訪問型サービス事業所等のサービス提供責任者は、訪問型サービスAの業務に従事することができないと認識していることから、介護の現場では支障が生じている。そのため、迅速かつ確実な周知が望まれることから、年末の閣議決定に間に合うよう、通知の発出及び会議での周知を行っていただきたい。なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係についても、所管省の間で十分確認を行なうべきである。	訪問介護と「訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）」を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行なうことについて、平成29年度内を自らに全国会議等で周知したい。
○そのため、訪問介護のサービス提供責任者及び現行の訪問介護担当のサービスのサービス提供責任者について、訪問型サービスとの兼務が可能である旨の通知等を発出いただいたとともに、お示しいだしている会議等を通じて周知していただきたい。	-	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	-	【全国知事会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○訪問介護事業所又は從前の介護予防訪問介護に相当するサービスを行う事業所（以下「訪問型サービスA」という。）と訪問型サービスAを行う事業所を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行なうことは可能であり、その旨について周知するとのことであるが、追加共探団体も含め、多くの自治体において訪問型サービス事業所等のサービス提供責任者は、訪問型サービスAの業務に従事することができないと認識していることから、介護の現場では支障が生じている。そのため、迅速かつ確実な周知が望まれることから、年末の閣議決定に間に合うよう、通知の発出及び会議での周知を行っていただきたい。	訪問介護と「訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）」を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行なうことについて、平成29年度内を自らに全国会議等で周知したい。
○兼務可能な旨の回答をいただいたているが、各自治体・事業者にその旨が正しく伝わっていないことが懸念される。	-	【八王子市】 市町村の判断で兼務可能のことだが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31厚生省令第37号、以下「基準」という。）第5条第2項及び第4項の訪問介護から見ると、常勤のサービス提供責任者が兼務可能と解釈することは困難であるところから、兼務可能である旨を明確化する必要があると考える。	-	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は參照すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させるためのものである。 【長崎市】 長崎市においても、訪問介護と縦とサービスを一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行なうことと可能としている。 縦和型サービスの基準は市町村の判断での取扱いを決定することは可能でも、居宅サービス（訪問介護）の人員基準を考えたとき、利用者数に対する責任者の必要配置数だけ、利用者を合算する取扱いとしてよいとは、解釈できないと考える。また、責任者は、原則常勤となっているが、訪問型サービス事業所と兼務した場合は、常勤扱いならないと考えるため、見直しを検討していただきたい。	○訪問介護事業所又は從前の介護予防訪問介護に相当するサービスを行う事業所（以下「訪問型サービスA」という。）と訪問型サービスAを行う事業所を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行なうことは可能であり、その旨について周知するとのことであるが、追加共探団体も含め、多くの自治体において訪問型サービス事業所等のサービス提供責任者は、訪問型サービスAの業務に従事することができないと認識していることから、介護の現場では支障が生じている。そのため、迅速かつ確実な周知が望まれることから、年末の閣議決定に間に合うよう、通知の発出及び会議での周知を行っていただきたい。	訪問介護と「訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）」を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行なうことについて、平成29年度内を自らに全国会議等で周知したい。

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案事例及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
207	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	訪問介護におけるサービス提供責任者の業務対象事業について規制緩和を求める。	訪問介護におけるサービス提供責任者の業務が可能となることで、訪問型サービスの事業所の増加が見込まれることにより、利用者に対して十分なサービスを提供することができる。 訪問型サービスの人材不足の解決策の1つになるとともに、事業者の負担軽減を図ることができ、ひいては利用者に対するサービス向上につながる。 事業者が「訪問型事業」と「第一号訪問事業」の指定を併せて受け、一体的に運営している場合は、いずれかの人員基準を満たしていれば、もう一方の事業も基準を満たしたものとされるが、この「第一号訪問事業」は、予防訪問介護相当のサービスのみを指し、訪問型サービスAは含まれない。	【提案の背景】 指定訪問介護事業者は、訪問型サービスAの実施にあたり、別のサービス提供責任者を確保しなければならず、現場では慣習的に有資格者の人材不足が生じている中で、事業所の負担感が極めて大きく、介護予防・日常生活支援総合事業を進める上で支障となっている。 訪問介護事業におけるサービス提供責任者と、訪問型サービスAにおけるサービス提供責任者の業務不可欠性となり、訪問型サービスAを実施する介護事業所のなりきりが少ない現状があり、ひいては訪問型サービスAの対象となる利用者がサービスを受けられなくなっている。  本市における状況(平成29年4月1日現在) 訪問型サービスAの事業所/指定訪問介護事業所=39/130	訪問型サービスにおけるサービス提供責任者の業務が可能となることで、訪問型サービスの事業所の増加が見込まれることにより、利用者に対して十分なサービスを提供することができる。 訪問型サービスの人材不足の解決策の1つになるとともに、事業者の負担軽減を図ることができ、ひいては利用者に対するサービス向上につながる。 事業者が「訪問型事業」と「第一号訪問事業」の指定を併せて受け、一体的に運営している場合は、いずれかの人員基準を満たしていれば、もう一方の事業も基準を満たしたものとされるが、この「第一号訪問事業」は、予防訪問介護相当のサービスのみを指し、訪問型サービスAは含まれない。	指定期宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)第5条第4項(「従うべき基準」)により、常勤かつ専従のサービス提供責任者を配置することとされている。	厚生労働省	八王子市	酒田市、ひたちなか市、静岡県、熊本市、長崎市	○サービス提供責任者が兼務できないことにより、総合事業で別の責任者をたてる必要があるため、人員不足の事業所では総合事業に参入しづらいとの支障がある。 今年度は特に総合事業対象者と介護予防訪問介護の対象者が混じるため、利用者が認定期間の更新月から切れ目なくサービスを受けることが重要となる。 ○第1号イに規定する訪問事業(現行相当)では認められているものの、同号口(緩和基準サービス)において認められていないもの、同号口(緩和基準サービス)の割合につながるよう根拠法令の緩和をお願いしたい。 ○本市は、介護予防・日常生活支援総合事業における効果的な介護予防の推進の観点から、訪問型サービスAを設定している。 しかししながら、慣習的な人員不足が生じている中で、訪問介護と併行して訪問型サービスAのサービス提供責任者を配置しなければならないことによる支障が大きい。 ○本件については、全国介護保険担当課長会議等において、周知したい。	O訪問介護と訪問型サービスA(緩和した基準によるサービス。以下「緩和型サービス」という。)を一括的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことは可能である。 ○具体的には、総合事業における緩和型サービスのサービス提供責任者の必要数については市町村の判断で、 ・現行相当サービスと同様に要介護者数と要支援者数を合算する取扱いにすること ・要支援者の利用者数を例えば1/2にした上で要介護者数と合算する取扱いにすること等が可能である。 ○なお、本件については、全国介護保険担当課長会議等において、周知したい。	
232	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護福祉士試験受験資格に必要な「介護福祉士実務者研修」の受講時間見直し	介護福祉士は中核的な役割を担うことが期待されているところであるが、平成28年度から実務経験者の受験資格に実務者研修450時間の受講が必要とされた。 平成27年度までは「3年以上の介護職としての実務経験」のみで受験可能であったが、国は「介護職の資質向上」を打ち出し、平成28年度から「3年以上の実務経験」に加え、「実務者研修」が必須化され、たんに受講でも自己負担となっていている。 そのといったこともあり、全国で平成27年度は受験者が16万9191人であったが、平成28年度は7万513人と半減した。 京都市として、第7次京都府介護健康福祉計画(老人福祉法第20条の9、介護福祉法第116条第1項第2号)に定めたもの)に基づき、平成27~28年度の2年間で、新たに介護福祉士国家試験受験資格を得るために必要な指定科目を終了したとみなし、介護福祉士国家試験受験資格を得られるようになります。	【提案の背景】 介護職が慣習的に不足している中、介護福祉士実務研修の受講時間を短縮することで、資格試験受験者の増加による介護人材の確保と質の向上を両立し、住民の地域福祉の充実を図ることに資する。	介護福祉士及び介護福祉士実務者研修の受講時間が長いことや研修場所までの移動距離が遠いことで、市内や県外からも通勤する等の負担がかかるため、受講時間の短縮及び受講場所を拡大することで、介護職員の確保と質の向上を両立し、住民の地域福祉の充実が図られる。	社会福祉士及び介護福祉士法第40条 社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則第7条の2	厚生労働省	別紙あり	酒田市、川崎市、高崎市、鹿児島市、徳島県、京都市	○小規模事業所においては、研修に出せるだけの人員がなく、質の向上ができない状況になることで、資格試験受験者の増加による介護人材の確保と質の向上を両立し、住民の地域福祉の充実を図ることに資する。 ○介護福祉士実務者研修の受講時間が長いことや研修場所までの移動距離が遠いことで、市内や県外からも通勤する等の負担がかかるため、受講時間の短縮及び受講場所を拡大することで、介護職員の確保と質の向上を両立し、住民の地域福祉の充実が図られる。	O実務者研修については、平成19年に法改正を行い、当初600時間の受講時間を想定していたが、その後現場の事業者や介護職員の実務等を踏まえた検討を行い、450時間とした。さらに、通信課程の活用や他の研修で履修済みの科目の免除を認めなど、受講時間短縮による受講者の負担軽減を既に図っている。 ○また、本研修は、実務経験ではなく理論的・体系的な知識や技能を学ぶため、3年間の実務経験を前提に受講時間等が設定されているものであるから、実務経験により本研修の読み替えを行うことは困難である。 ○また、大学・短大・大学又は専修学校等における受講料とみなし得ることとされているものであるから、実務経験により本研修の読み替えを行うことは困難である。	
182	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護福祉士国家試験受験資格の柔軟化	福徳系の学科・コースを持つ高校で取得した単位と併せて、将来に介護福祉士養成施設で取得した単位を重複することで、必要な指定科目を終了したとみなす。介護福祉士国家試験受験資格を得られるようになります。	【提案の背景】 福徳系の学科・コースを持つ高校の生徒が「元分の基礎知識・教養を習得したうえで、将来の国際社会で活躍できる人材確保」を目的に、人材確保目標に緊密なギャップ形成を行なうことができ、もって介護分野への参入が促進される。 現在、介護福祉士の養成ルートは、①福徳系高等学校ルート、②福徳系高等専修学校ルート、③福徳系大学ルートである。 ②については、指定科目53単位(1,855時間)以上のカリキュラムを整備し、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定を受けた「福徳系高等学校」(以下、指定校)を経たする必要があります。 【提案の事例】 平成19年の法改正により、介護福祉士国家試験の受験資格を得るために指定科目単位数が1.5倍に増加し、普通科目単位を圧迫することで幅広い知識・教養の習得が難しくなったり、時間目や長期休業中等の授業・実習の実施により、生徒に負担がかかるといった課題が生じている。 このため、福徳系学科・コースを持つ高等学校であっても、指定校の要件を満たすことは難しく、指定校以外の福徳系学科・コースのある高等学校卒業者が受験資格を得るには、③のルートである養成施設において2年間1,850時間の指定科目を履修する必要があり、そのための負担が大きい。 【提案の背景】 地域の介護福祉士養成施設と福徳系の学科・コースを持つ高等学校が連携し、指定校以外の福徳系学科・コースのある高等学校卒業者が、卒業後に養成施設で不足科目を履修する(養成施設の卒業は要件としない)ことで、合計1,850時間以上履修すれば受験資格が得られるよう求められる。	地域で必要な介護人材を地域で養成・育成することが可能となる。 福徳系の学科の生徒が「元分の基礎知識・教養を習得したうえで、将来の国際社会で活躍できる人材確保」を目的に、人材確保目標に緊密なギャップ形成を行なうことができ、もって介護分野への参入が促進される。 現在、介護福祉士の養成施設において、さらに専門性を磨くことで、介護福祉士としての質の向上が図られる。 多くの養成施設では定員割れの状態となっており、新たな学生の掘り起こしにつながる。	社会福祉士及び介護福祉士法第40条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条	文部科学省、厚生労働省	長野県	酒田市、場生市、神奈川県、川崎市、軽井沢町、大飯郡、鹿児島市	○福徳系学科の教科内容が全国的に統一されているならば、単位の通算は勿論支障がないものである。介護福祉士の確実に求めがりますし、義務的ときめども考え方です。 ○当県内の福徳系学科・コースを持つ高等学校はあります。指定校の要件を満たすことができないものがあります。高等専修学校卒業者が受験資格を得るには、養成施設において2年間1,850時間の指定科目を履修すること必要であり、その際、高等専修学校で履修済の科目について改めて履修しなければならない。 ○当県内でも、福徳系学科・コースを持つ高等学校はあります。高等専修学校で履修した科目を大学・短期大学又は専修学校等において履修した科目について改めて履修しなければならない。当県は75歳以上の高齢者人口の伸び率が全国一であることから、県内における介護人材の確保は重要な課題となっている。高校進学時に福祉の道を志した貴重な人材に対して、介護福祉士を目指す過程で、余計な負担(同じ科目の二重履修、二重の学費負担)を強いることを避ける制度にするべきである。 ○介護従事者が不足しており、本提案のより受験資格が柔軟化され、資格を取得する者が増えることで介護従事者も増加すると考えられる。	○介護福祉士養成施設(以下「養成施設」という)の基準としては、原則2年間(1,850時間の履修、教育内容の順序など)の教育条件、施設設備に関する条件などが設けられている。これらの要件を満たすためには、介護職員初任者研修受講者は320時間(最短)。こうした経緯を踏まえ、平成26年度の法改正により平成26年度からの施行が決められたものであり、現時点で見直しを行うことは困難である。 ○また、大学・短大・大学又は専修学校等における受講料とみなし得ることとされているものであるから、実務経験により本研修の読み替えを行うことは困難である。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
市町村の判断で兼務可能のことだが、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第37号、以下「基準」という。）第5条第2項及び第4項の訪問介護側から見ると、常勤のサービス提供責任者が兼務可能と解釈することは困難であることから、兼務可能である旨を明確化する必要があると考える。	【長崎市】 長崎市においても、訪問介護と緩和サービスを一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことを可能としている。 緩和型サービスの基準は市町村の判断での取扱いを決定することは可能でも、居宅サービス（訪問介護）の人員基準を考えたとき、利用者数に対する責任者の必要配置数は、利用者を合算する取扱いとしてよいとは、解釈できないと考える。また、責任者は、原則常勤となっているが、訪問型サービス事業所と兼務した場合は、常勤扱いならないと考えるために、居宅サービス（訪問介護）の人員基準について、見直しを検討していただきたい。	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参考すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられるこを達成させるためのものである。 なお、所管省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行なうこと。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行なうこと。	○訪問介護事業所又は從前の介護予防訪問介護に相当するサービスを行う事業所（以下「訪問介護事業所等」という。）と訪問型サービスAを行う事業所を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことは可能であり、その旨について周知するとのことであるが、追加共同提案団体も含め、多くの自治体において訪問介護事業所等のサービス提供責任者は、訪問型サービスAの業務に従事することが可能なこと認識していることから、介護の現場では支障が生じている。そのため、迅速かつ確実な周知が望まれることから、年末の閣議決定に間に合うよう、通知の発出及び会議での周知を行なっていただきたい。また、通知の作成に当たっては、抽象的な内容ではなく、具体的かつ分かりやすい内容となるようにしていただきたい。	訪問介護と「訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）」を一体的に運営する場合において、同一の人物がサービス提供責任者の業務を行うことが可能であることについて、平成29年度内を目処に全國会議等で周知したい。		
そのため、この取り扱いについては、全国介護保険担当課長会議等での周知にとどまらず、兼務可能であることを年内を目途に通知または基準の改正をしていただきたい。						
介護福祉士試験については、実務者研修の受講が義務づけられた直後の平成28年度試験の受験者数が前年度に比べて半減しており、半減の要因を分析したうえで、適切に対応策をご検討いただきたい。 また、実務者研修については、通信課程の活用や他の研修で履修済みの科目の免除を認めるなど、受講時間短縮等による受講者の負担軽減を既に図っているものであるが、必要に応じて再度現場の事業者や介護職員の実態を調査し、更なる負担軽減策をご検討いただきたい。 さらに、実務者研修は、その多くが地方厚生局の指定した介護福祉士実務者研修養成施設で実施されているが、これら介護福祉士実務者研修養成施設には医療的ケアの課程はあるものの、実地研修の実務場所となる事業所（特別養護老人ホーム等）がないため、実際に実地研修を行なうことができず、医療的ケアを提供できない介護福祉士を輩出している。このように医療的ケアを実施できる介護福祉士と医療的ケアを実施できない介護福祉士が混在する現状を踏まえて、その受講を選択制とすることで実務者研修の見直しに努めていただきたい	-	-	【全国知事会】 提案の実現を求める。 ただし、介護福祉士の質の低下につながないように検討の上、実現すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 介護福祉士試験の受験者数が半減した要因を分析し、それらへの対応策とともに、示していただきたい。 ○ 実務者研修時間450時間は過大であり、今後改めて見直す必要があるのではないか。 ○ 医療的ケアを実施できる介護福祉士と実施できない介護福祉士が混在している以上、医療的ケアの受講を選択制にしても良いのではないか。	○ 実務者研修の受講時間については、現場の事業者や介護職員の実態等を踏まえた検討の結果、450時間としており、適正であると考えている。 ○ また、医療的ケア研修については、認知症や医療的ケアなど介護ニーズが多様化する中、介護現場における中核的な役割として専門職である介護福祉士の質を確保するうえで必要と考えており、選択制の導入は困難である。 ○ なお、実務者研修導入の影響と負担軽減策については、今年度の調査研究により実態把握することとしており、その結果を踏まえ課題を整理し、介護福祉士の質の確保に留意しながら、必要な対応策を検討してまいりたい。	
○本県の福祉学科・コースのある高等学校では、学習指導要領に基づいた十分な一般教養と福祉施設での実践による専門知識・技能（「うけたての知識・技能」に加え、社会人としての知識・技能を身に着けるよう努めており、本県の福祉学科・コースのある高等学校を卒業した生徒が介護福祉士養成施設等で不足科目等を履修することによって、高等学校・介護福祉士養成施設を通じて、介護・福祉二字の多様化・高度化に対応できる十分な知識・技能を身に付けることは可能であり、介護福祉士の質の低下を招くことはないと考える。 ○現行、介護福祉士国家試験の受験資格として、①介護福祉士養成施設（2年以上）、②福祉系大学等を卒業後の介護福祉士養成施設（2年以上）、③福祉系高校（3年間）は同時に認められており、高等学校で履修した福祉科目を、卒業後に養成施設で履修した科目とみなさないことは合理的ではないのではないか。 ○長野県の福祉系学科・コースのある高等学校の教育内容と介護福祉士養成施設の教育内容の実質的同等性の検討状況はどうか。（可能であれば追加共同提案団体についても同様）	【酒田市】 ○後段については、受講内容の共通化などをして、各学校段階で受講できるようにしたうえで、学校自体の卒業単位という位置づけから切り離し、介護福祉士資格取得のための必要な受講科目にすることで高校でも大学でも履修実績を共有できるものと思われます	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 総履修時間数の不足を理由に福祉系高校の指定を受けていない高校についても、教育内容の領域ごとの教員不足、施設設備に関する要件などが設けられており、これらの要件を満たさない高等学校で履修した科目を養成施設で履修したこと認めることは、介護福祉士の質の確保を招くおそれがある。 ○ また、現行の学校教育の制度上、高等学校で履修した科目を大学や短期大学等において履修した科目とみなすことはできないこととなっており、ご指摘の提案については実現困難である。	○ 第1次回答のとおり、介護福祉士養成施設の基準としては、原則2年間1850時間の履修、教育内容の領域ごとの教員不足、施設設備に関する要件などが設けられており、これらの要件を満たさない高等学校で履修した科目を養成施設で履修したこと認めることは、介護福祉士の質の確保を招くおそれがある。 ○ また、現行の学校教育の制度上、高等学校で履修した科目を大学や短期大学等において履修した科目とみなすことはできないこととなっており、ご指摘の提案については実現困難である。		

### 厚生労働省 「各府省からの第2次回答」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)		各府省からの第2次回答		
見解	補足資料	見解	補足資料							
医師需給分科会での検討に当たっては、へき地における医師確保が困難な現状を考慮し、遠隔治療と同様に管理者が医療機関に不在でも、ICT等の活用により管理者が当該医療機関に常勤しているとみなせる規定を検討し、平成29年度中に結論を出していただきたい。なお、都道府県等は、平成10年6月26日付健政第777号通知を常勤性に関する根拠として許認可・指揮に活用してきたが、当該通知が、従事者の標準教習出の定義に過ぎず、都道府県等の判断によるということであれば、医療機関等を指導するに当たって、参考となるよう指針を教示いただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 【全国町村会】 第一次回答において、医師需給分科会で検討を行うとあるが、提案団体の意見が反映されよう、積極的に検討していただきたい。	○ 医師需給分科会における詳細な検討スケジュールを示していただきたい。 ○ 年末の閣議決定に間に合うよう、早急に結論を出していただきたい。 ○ 都道府県等が常勤性の判断をしてよい旨、通知で周知していただきたい。	現行、診療所等の開設許可、管理者変更、管理者の複数管理の許可については、すでに都道府県等に権限が移譲されている。 都道府県等が常勤性の確認及び権利性の確認について、(平成5年2月3日付け総第5号「指第5号厚生省健康政策局勤務課長・指導課長連名通知」)において、病院の管理者は常勤であることを求めており、また、「管理者の常勤性の確認について」(昭和29年10月19日付け民政第403号「厚生省医療局長通知」においても、「医療法第十七条に規定する病院又は診療所における権利の法律上の責任者であるから、原則として診療時間中当該病院又は診療所に常勤すべきことは当然」としている。 医師の常勤については、「医療法第二条の規定に基づく人員の算出に当たっての取扱い等について」(平成10年6月26日付健政第777号「医業第54号厚生省健康政策局・医業安全局連名通知」)において、常勤医師の定義を定めているが、本通知は医療従事者の標準教習出に当たつての「常勤」と「非常勤」の定義について定めているに過ぎず、管理者の常勤性について、細かく規定されているものはない。そのため、個別事例の判断については都道府県等の判断によるものとしている。 ご提案いただいた「へき地診療所における管理者の常勤要件の緩和」については、医師の地域間での偏在という課題に対応する上でも重要な論点と認識しており、この論点から「管理者の複数管理の許可についても論点となり得ることから、ご指摘の「管理者の常勤要件の緩和の観点だけではなく、管理者の複数管理の許可の観点と併せて、一括りで検討していく必要があり、具体的な範囲や条件等については今年10月に開催する厚生労働省の医師需給分科会において、検討を行い、平成29年度中に結論を得る予定である。また、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。				
現在、就労支援サービス事業所において、通所利用が困難で、在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対して就労移行支援又は就労継続支援を提供するにあたり、一定の要件を満たす場合に限り、報酬の算定が可能となっているが、これは在宅における就労支援サービスを認めるものであって、就労支援サービス利用時間中に生活支援に関する訪問系サービスを利用するとは認められていない。 常時在宅での介護を要する障害者の在宅就労を推進するためには、障害者が在宅で普段と変わらない状態で安心して就労支援サービスを利用できるようになることが重要である。そのため、在宅での就労支援サービスを利用する時間中の訪問系サービスの利用が必要である。 提案内容の実現に向けて、平成30年度障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、関係団体等へのヒアリング等を踏まえ、前向きに検討していただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		通所困難な障害者が就労支援サービスと同じ時間帯に、生活支援に関する訪問系サービスを利用することは、自立支援給付の二重給付になるため、認められない。 なお、就労支援サービスを障害のある方に提供する場合は、在宅・通所の利用にかかわらず、就労支援サービス事業者が就労の機会や生活活動の機会のほか、その他必要な支援も行うこととなっている。 就労系障害福祉サービスにおいては、これまで一定の要件の下、通所利用が困難で在宅による支援がやむを得ないと市町村が判断した利用者に対して支援した場合に、報酬の対象として認められることとしているところであり、こうした取組により在宅就労を推進したことであるが、更に促進するのにどのように対応が可能であるか、障害福祉サービス等報酬改定検討チームでの議論を踏まえ検討したい。				
提案の早期実現に向けて検討いただきたい。 なお、「試験問題の質を維持しつつ各都道府県の事務負担を軽減するための准看護師試験の実施の在り方」について、いつ、どの審議会等（または新たに立ち上げる検討会等）で検討されるのか、検討に向けた今後のスケジュール等についてお示しいただくとともに、検討状況についても随時情報提供いただきたい。	-	【北海道】 各都道府県内若しくはブロック内で対応に向けた検討など進めなければならないことも想定されることから、准看護師試験の実施の在り方に係る検討スケジュールや方向性などについて、情報提供いただきたい。	-	-		准看護師試験については、保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定により、都道府県知事が厚生労働大臣の定める基準に従い行うこととされており、また、同法第25条の規定により、試験の実施に関する事務をつかさどる准看護師試験委員会を都道府県に置くこと、試験委員会に關する事項は都道府県の条例で定めることとされている。 「准看護師試験の委託について」(平成25年6月14日付け民政省令第614号)において、准看護師試験の事務については、地方自治法に規定する事務委託の制度の対象であって他の都道府県に委託することができる旨を周知しており、平成28年度は全国6ブロックに分かれて試験が実施されたところであるが、ご指摘のとおり、外部団体に事務を委託できることとはなっていない。 今回のご提案に対応し、試験問題の質を維持しつつ各都道府県の事務負担を軽減できるよう、准看護師試験事務の在り方について検討してまいりたい。				

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野										
										団体名	支障事例	
106	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園等における微収容限の強化	認定こども園等において過年度保育料に対する微収容限の強化	○行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遅延して支拂う場合、保育所では市町村が保育料を微収することができる。その一方で、認定こども園等(幼稚園含む)については市町村による微収が認められない(幼保連携型・保育所認定こども園は、保育に支障がある場合のみ代行微収が可)ことから、施設が独自で微収事務を行う必要があり、多大な事務負担が発生している。	認定こども園等(幼稚園を含む)において、行政側の事情(税の更正や事務誤り等)により、過年度の保育料を遅延して支拂う場合、市町村が代行微収を行っており、利用者から常に不平さをなくすことができる。保育料の微収手段が確保されることで、施設の安定的な経営にも繋がり、特定の場合の微収事務を市町村が代行することで施設側の事務負担を減らすことができる。	児童福祉法第24条及び第56条第8項 FAQ(第7版)事業者向けFAQ(よくある質問) 応諾義務について (案)平成26年9月11日 内閣府子ども子育て本部主催 子ども・子育て支援新制度説明会 配布資料)	大阪市	福島県、小牧市	○保護者負担金の算定ミスが発覚し、過年度分の保護者負担金に変更があった場合、認定こども園等の施設が微収事務を行うことは、施設側の負担が大きい。市が微収できるようになると、施設側の負担を減らすことができ、お金の流れもスムーズになる。	保育所に関する利用料の微収容限は、児童福祉法において、市町村に保育実施・確保義務が課されていることを前提として、その確実な履行を担保するための手段として特別に付与された権限であり、市町村に同様の義務が課されていない幼稚園等に対する対応とすることは、制度の性質上困難である。	
107	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園における障害児等支援	認定こども園における障害児等支援にかかる補助体系の見直し	○私立の認定こども園における障害児等支援については、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。	補助体系の見直しを図ることで、事務作業の負担軽減につながる。	多様な事業者の参入促進・能力活用事業実施要件 私立高等学校等経常費補助金(幼稚園等特別支援教育経費・通常高等学校特別経費・教員改革実施推進特別経費・授業料減免事業等支援特別経費)交付要綱	大阪市	旭川市、仙台市、福島県、川越市、新潟市、人権市、北九州市、佐賀県、長崎市	○私立の認定こども園における障害児等支援については、子ども・子育て支援交付金「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」による補助や、私学助成の「特別支援教育費補助金」による補助、一般財源措置があり、認定こども園の類型、施設の設置者及び子ども支給認定の区分によって、異なる補助制度を適用しなければならない仕組みとなっている。 ○手続きの面に関して、私学助成部分については都道府県へ、「多様な事業者の参入促進・能力活用事業」に付随する手続区分等によって適用される事業が異なる複雑な仕組みとなっている。については、事業種類や子ども支給認定の区分を問わず、障害児へ統一した支援となるよう補助制度の一一本化を目指す。 ○本市においても、提案市と同様に私立の認定こども園における障害児等支援については、私学助成部分については都道府県へ、それ以外においては市へ補助申請を行わなければならず、施設によっても負担が異なる。 ○認定こども園の障害児等支援に係る財源措置を一本化し、分かりやすい制度構造が必要であると考えている。さらに居宅訪問型を除く地域保育事業では公定価格における加算項目として財政措置されおり、子ども・子育て支援新制度の財政支援の仕組みを共通化するという主旨に難み、障害児等支援に係る財政措置は、公定価格における加算項目一本化することが望ましいと考えている。	特別な支援を必要とする子どもの受け入れについては、従前、私学助成(特別支援教育経費)及び一般財源(従前の障害児保育事業)により財政支援を講じていたところ、これらの対象となっていなかった子どもについても適切に支援を行うため、子ども・子育て支援新制度の施行時に「多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)」を創設したことにより、認定こども園の類型や子どもの認定区分等によって適用される事業が異なる複雑な仕組みとなっていることは承知している。 しかしながら、既に一般財源化している部分があること、私学助成(特別支援教育経費)と多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)についても所管省庁や補助主体等が異なることなどから、事業の趣旨や経緯、支援の実態を踏まえながら、新制度全体が異なることなどをどうから、事業の趣旨や経緯、支援の実態を踏まえながら、新制度全体が5年後の見直しを議論する際に、本件についても検討を行うこととした。	
163	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	感染症病床と結核病床の区分解消による結核入院体制の見直し	結核は、平成19年に感染症法が実現しており、結核病床の利用率が減少していることから、病院が経営的に結核病床を維持できず、減床している傾向にある。そのため、当県の二次医療圏内に結核病床を有する病院がなくなり、患者を別の医療圏へ長距離移送しなければならない。 病院から100km以上離れた地域の患者が多く、特に高齢患者では輸院・移送等にかかる本人及び家族的身体的・精神的負担は大きい。	結核患者が、各二次医療圏で指定を受けている感染症指定医療機関に入院することができるため、患者・家族等関係者の負担が軽減される。 そのため、当県の二次医療圏内に結核病床を有する病院がなくなり、患者を別の医療圏へ長距離移送しなければならない。 なお、結核は空気感染する病気であるため、以前は、病院または病棟ごとの密離により管理されてきたが、現在は、医療環境が整備され、感染症病床においては管理することが可能である。	医療法第七条	厚生労働省	山形県、青森県、宮城県	福島県、新潟県、富山県、岐阜県、愛知県、沖縄県	○本県も、結核による入院患者が減少傾向にあること、国の通知に基づき、県内の結核患者の入院病床数を他の病床を一つの看護単位として治療を行なうユニット化をすすめることを定めており、結核病床施設の維持の費用が負担となっている。 また、結核病床のため、結核病床を減らしたい医療機関がある。 ○本県においても結核患者の受け入れを止めた医療機関、一部休業せざるを得ない医療機関があり、二つ医療圏毎に病床を確保するには困難になってしまっている。 多耐性結核など治療が困難で長期、院内が必要となる場合に對応する結核病床の拠点となる病院は不可欠だが、一般的な結核医療においては、一般病棟内の陰圧設備などを備えた結核病床で対応可能と考えられるところから、結核病床と感染症病床の制度の見直しは必要と考える。 ○当県でも結核病床の利用率が減少しており、現在、結核医療体制のあり方を検討しているところ。 結核患者の長距離の移送が課題となっている。 二次医療圏ごとに指定して第二種感染症指定医療機関において、感染症法に基づく結核患者の入院治療が可能となることにより、患者の移送距離が縮短され、患者及びその家族の負担軽減及び収容環境の向上につながるものと考える。 ○結核患者が年々減少する中、結核病床を保有している医療機関は、その保有自体が財政的負担となっている。 しかし、政策医療の確保、並びに沖縄県保健医療計画で定める結核医療に必要な基準病床を満たす必要がある。今後も元気な方に結核医療が提供されるよう、早期に、第二種指定医療機関・感染症病床と同様に、結核病床を有する医療機関への運営補助と、病床の有効活用等の支援策を拡充していくべきだ。	平成28年11月に「結核に関する特定感染症予防指針」を改正し、結核病床とその他の病床を一つの看護単位として治療を行なうユニット化をすすめることを定めており、感染症指定医療機関による簡易陰圧装置等の整備を補助する結核病床ユニット化設備整備事業と併せて結核病床の柔軟な運用に努めているところです。	
175	A 権限移譲	医療・福祉	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務の都道府県から中核市への移譲	【現状】事務の届出先は県(地場密着型)であるが、中核市の監査により、取消相当事務が生じた場合は、その時点で中核市に移譲する。中核市は、中核市に監査する事務の監査と一体的の運営体制の整備に関する監督権限がないため、介護サービス事業者の指定権限と一体的な運用がなされると、特別検査の要請を受けた本県は、それまでの処分に間与していないことから、当該中核市から要請を聽取することから対応を開始することとなり、事務に相当の時間がかかり、迅速な対応が困難になっている。	【現状】事務の届出先は県(地場密着型)であるが、中核市の監査により、取消相当事務が生じた場合は、その時点で中核市に移譲する。中核市は、中核市に監査する事務の監査と一体的の運営体制の整備に関する監督権限がないため、介護サービス事業者の指定権限と一体的な運用がなされると、特別検査の要請を受けた本県は、それまでの処分に間与していないことから、当該中核市から要請を聽取することから対応を開始することとなり、事務に相当の時間がかかり、迅速な対応が困難になっている。	介護保険法 § 115の32、§ 115の33、§ 115の34	厚生労働省	山口県、中国地方知事会	北海道、青森県、大分県、鹿児島県	○審査においては、外部有識者の査査を経ることでされているが、具体的な審査基準等が明文化されております。事業ごとの指摘事項から標準を推奨する状況にあります。そのため、事前に基準を遵守する事業者に査査結果が示されるとともに、査査過程における指摘事項の度合を修正が必要となる。申請手続についても明確な理由から承認期限が延長されることがあるから、地方からの申請手続についても明確な理由から承認期限が延長されることがあるから、地方からの中核市において、不正請求等による指摘等と、業務管理体制の整備に関する監督等を一体的に行なうことができる。迅速かつ適切な対応が可能となり、介護サービスの質の向上が期待できる。 ○本県においても、指定権限と指導・監督権限が明文化されることにより、迅速かつ的確な対応が可能となり、事務の簡素化・効率化が図られることが期待される。	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年内に周知する。	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年内に周知する。
				【支障事例】当面において、不正請求等による指定取消処分に相当する可能性がある事業者が生じた場合、県と中核市の間で情報共有や検査日の調整等に時間を使うほか、事業者負担による時間による時間の遅れが発生する。事業者負担による時間による時間の遅れが発生する。実際には当該部分を受けた事務所については、業務管理体制の特別検査によって法人の役職等の組織的な課題があった場合、運営制度が適合され、別途、中核市によ同一法人内の他事業所との聯絡等が行われ、その結果によって分派する場合もあるが、そのための監査の実施に時間を要し、分派の決定までに時間がかかることで、多くのサービス利用者が不利益を被るといった支障が生じる場合もある。							・地方自治法第252条の17の2第1項	また、多くの中核市からの要望が確認されていないことから、法改正による全国一律の対応は困難と考える。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)		各府省からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料
児童福祉法第24条第2項で、全ての認定こども園に保育の確保義務があるにもかかわらず、保護者、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業の多くに、児童福祉法で市町村による代行徴収権限が付与されているのは不合理である。幼稚園等の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業は、市町村が利用料を決定していなかったり、市町村の都合で差し戻すべき事案が生じた場合、施設型給付を受ける施設等について、例外的に市町村が徴収を行うことは合理性を欠くものではなく、保護者にとっても市町村が徴収の際に説明する方が理解しやすい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	-	○市町村による代行徴収権限が、児童福祉施設（保育所及び幼保連携型認定こども園）に限られていることは、不合理ではないか。 児童福祉法第24条第2項第5項及び第6項では、市町村に對し、保育所及び幼保連携型認定こども園における保護者の最終的な実施等の義務付けがされているが、同条2項において、市町村は、保育を必要とする児童に対し、幅広く認定こども園や家庭的保育事業等により必要な保育を確保するための措置を講じる義務が課されており、えんご区分する必要があるのか。 待機児童が解消されていない事態に鑑みれば、最終的に公立設置で保育を行なうことを保障する体制が充実されている訳ではなく、現下の待機児童問題が深刻な中では、最終的な保育の受け入れ方が、幼稚園認定こども園や家庭的保育事業等どちらも十分にありうる。市町村の代行徴収権限を、保育所及び幼保連携型認定こども園に限定する必要性がそもそも乏しいのではないか。 ○さらに、特種教育・保育の提供が施設と保護者の間の直接契約に基づくものであることと踏まえても、施設及び保護者の同意や、施設から市町村への徴収事務の委託等を前提とすれば、市町村が徴収することは可能ではないか。 ○以上の諸論点をまず整理し、法制面、実務面から提案団体の支障を解消する方策を直ちに検討し、具体的な方針を示されたい。 ○本提案の実現によって、市町村の徴収事務の負担が増加することが想定されるが、一時	幼稚園型認定こども園は、法的性格としては幼稚園と同じく学校であり、児童福祉施設であつてある幼保連携型認定こども園とは性格を異にするものであることから、幼保連携型に認められるものが、同様に幼稚園型に認められるものではない。 利用料の徴収権限は、児童福祉法第24条第1項に基づく保育の実施義務及び同法第2項に基づく保育の確認義務だけである。 ①虐待の恐れのある子供など、保護者の自由意志に委ねていては、その子供に必要な保育が提供されないと考えられる場合に、市町村が同条第4項に基づき行う保育の利用の勧奨や支援、市町村の勤務、支援を行なうための契約の利用が困難な場合に、市町村が同法第6項に基づき行う措置入所や、市町村の利用調整を経てもなお保育の利用が困難な子供に対して、市町村が同条第6項に基づき行う措置入所の対象となっており、市町村が積極的に関与し、重い責務を負っている保育所や幼保連携型認定こども園、家庭的保育事業等に対して、当該施設における保育の履行を担保するため認められて居るのである。 児童福祉施設である保育所等とは異なり、幼稚園等については、市町村は上記の責務を負っていないことから、徴収権限を認めることは困難である。(なお、幼稚園については、市町村の保育の確保義務の対象からも外れている)。	-	
○認定こども園における障がい児支援の仕組みについて、次回の新制度全体見直しで検討を行う意向を示していたいことは、今回の本市提案の趣旨を理解していただいたものと考える。しかしながら、各施設における事務処理の負担など現状の課題を解決するため、新制度の見直し時期を待つまでもなく、できるかぎり早期に制度見直しを図っていただきたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	補助の結合等については、一次回答のとおり、新制度全体の5年後の見直しを検討する際に、検討を行うこととするが、提案団体の意見を踏まえ、今年度中に私学助成(特別支援教育経費)・多様な事業者の参入促進・能力活用事業(特別支援教育・保育経費)における認定方法の明確化や、私学助成における認定時期についてなど、運用改善に関する通知を発出することとしたい。	-	-	-
感染症指定医療機関による簡易陰圧装置等の整備を補助する結核病棟ユニット化設備整備事業と併せて結核病床の柔軟な運用を行うとともに、二次医療圏内の結核入院体制を確保し、遠方への入院に伴う結核患者本人の肉体的・精神的負担等を解消すべく、結核病床を廃止し、感染症病床に統一するよう制度を改正してもらいたい。	-	【愛媛県】 空調の独立化や陰圧維持などが可能な第二種感染症病床施設において柔軟な対応が可能となるよう、「結核患者」を「感染症患者」に見直すことを要望したい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	結核病床は病床区分上、原則、結核患者を入院させるものではあるものの、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第10条第5号の規定により、同室に入院せざることにより病毒感染の危険のある患者を他の種の患者と同室に入院せざることを遵守できている場合において、結核患者を感染症病床に入院させることは可能である。 また、以上の内容について地方公共団体に平成29年度中に周知する。	-	-	-
○業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を中核市に移譲した場合、中核市が行う処分等に係る県との調整が不要になることによる事務の効率化や事業者に対する指導の一元化など、中核市が処理できるものについては、できるだけ中核市に移譲することにより、地域の自主性及び自立性を高め、二重行政の解消が図られるメリットがあると考える。 ○なお、本事務の移譲により、中核市において業務管理体制の整備届の審査事務等が発生するが、現行制度においても、同一市内でのみ地域密着型サービスを提供している事業者による業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を行なっていることから、権限移譲による混乱は想定し難く、中核市へ事務移譲がなされても問題ないと考える。 ○また、地方自治法上の事務処理特例制度による権限移譲の手法では、複数の中核市を抱える都道府県においては同一都道府県内の中核市間で取扱いに差異が生じることが考えられること、都道府県と中核市間の合意形成に時間がかかるおそれがあること、体制的に事務の受けが可能であれば、あえて事務処理特例により都道府県ごとに異なる取扱いをする必要はないと思われることから、法改正による全国一律の対応を図るべきと考える。	-	-	-	【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、業務管理体制の整備等に係る事務権限を中核市へ移譲するべきである。 【全国市長会】 手挙げ方式も含めた検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行なうこと。	各省ヒアリングにおいて、各中核市において適切に業務を実施できるのであれば移譲する方向で対応するという旨の説明をいただいたが、今回、中核市から移譲について一定数の賛同意見を得られれば、中核市へ権限を移譲する方向で対応いただけると理解してよいのか。	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務について、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22法67)252条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することができるることを、地方公共団体に平成29年度中に周知する。	-	-	-

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									支障事例		
154	A 権限移譲	医療・福祉	介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市へ移譲	全ての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合の介護サービス事業者の業務管理体制の監督権限を中核市へ移譲する。	中核市では、介護サービス事業者の指定・取消に係る権限を有しており、一的な管理体制の構築と事業者にとっての事務の軽減が図られることが期待されるとともに、迅速かつ正確な事業者への対応が可能となり、介護サービスの質の確保を図ができると考えられる。  ※現在、政令指定都市は全ての事業所が1つの区域に所在する場合の業務管理体制の監督権限を有している。	介護保険法第115条の32、第115条の33、第115条の34	厚生労働省	金沢市	山口県提案分 ※大分県においても平成26年度に2件、27年度に1件の中核市における取消相当事案が発生し、経緯等の聽取に相当の時間を要した事例あり。 ※具体的な事例が生じていないその他の県においても、当該支障は十分想定されうると考えており、提案に賛同している。	北海道、姫路市、鹿児島市 【理由】 ・本市は、既に県条例で権限移譲されており、当該業務について、実地指導や監査において一括して確認をしている。 ・特に、届け出検査による事業所の法人に対して、組織的な開示等の確認が同じ担当でできるので、迅速に検査や判断ができる。 ○中核市において、不正請求を理由に指定取消処分に相当する事案が発生し、都道府県に対し業務管理体制の特別検査が要請され、法人の役員等の組織的な開示を確認することとなつたが、情報提供や検査日の日程調整等に時間を要することなどに支障がある。 ○介護サービス事業者の指揮等と業務管理体制の整備に関する監督等を一元化する。 ○介護サービス事業者の指揮等と業務管理体制の整備に関する監督等を一元化できることから、迅速かつ正確な対応が可能となり、介護サービスの質の向上が期待できる。 ○本市においても、指定権限と指揮・監督権限が一元化されることにより、迅速かつ的確な対応が可能となり、事務の簡素化・効率化が図れると考える。	○すべての事業所が1つの中核市の区域に所在する場合の権限移譲については、支障がないと考えます。 ・本県は、既に県条例で権限移譲されており、当該業務について、実地指導や監査において一括して確認をしている。 ・特に、届け出検査による事業所の法人に対して、組織的な開示等の確認が同じ担当でできるので、迅速に検査や判断ができる。 ○中核市において、不正請求を理由に指定取消処分に相当する事案が発生し、都道府県に対し業務管理体制の特別検査が要請され、法人の役員等の組織的な開示を確認することとなつたが、情報提供や検査日の日程調整等に時間を要することなどに支障がある。 ・地方自治法第252条の17の2第1項 また、多くの中核市からの要望が確認されていないことから、法改正による全国一律の対応は困難と考える。	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等業務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年中に周知する。	
49	A 権限移譲	医療・福祉	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等業務の都道府県から中核市への移譲	業務管理体制の整備に関する届出受理等業務の都道府県から中核市への移譲	【現状】 中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指揮・監督権限は中核市が有しているが、中核市の監査により、取消相当事案が生じた場合は、その時点まで山口県に対し、当該事業所を運営する法人の業務管理体制の特別検査の要請がなされる。  【支障事例】 当県において、不正請求等による指揮取消処分に相当する可能性がある事案が発生した場合、県と中核市との間で情報共有や検査日の調整等に時間を要するほか、事業者負担による時間と県による検査の日程を合わせなどするため、検査の実施までに相当の時間がかかっている。 また、実際に当該処分を受けた事業者については、業務管理体制の特別検査によって法人の役員等の組織的な開示があったと認められた場合、選択制が適用され、別途、中核市による同一法人内の事業所への監査等が行われ、その結果によって処分があるが、そのための監査の実施に時間が必要し、また、実際の決定までに時間がかかるなどで、多くのサービス利用者が不利益を被るといった支障が生じるものもある。	【効果】 中核市に所在する介護サービス事業者の指定権限及び指揮・監督権限の一元化(中核市)により、迅速かつ的確な対応が可能となることで、サービスの質の向上や事務の簡素化、行政の効率化につながる。	介護保険法§115の32、§115の33、§115の34	厚生労働省	九州地方知事会	山口県提案分 ※大分県においても平成26年度に2件、27年度に1件の中核市における取消相当事案が発生し、経緯等の聽取に相当の時間を要した事例あり。 ※具体的な事例が生じていないその他の県においても、当該支障は十分想定されうると考えており、提案に賛同している。	北海道、青森市、大阪府、鹿児島市 【理由】 ・中核市において、不正請求を理由に指定取消処分に相当する事案が発生し、都道府県に対し情報提供や検査日の日程調整等に時間を要することなどに支障がある。 ・本県は、既に県条例で権限移譲されており、当該業務について、実地指導や監査において一括して確認している。 ・特に、届け出検査による事業所の法人に対して、組織的な開示等の確認が同じ担当でできるので、迅速かつ的確な対応が可能となり、介護サービスの質の向上が期待できる。 ○本県においても、指定権限と指揮・監督権限が一元化されることにより、迅速かつ的確な対応が可能となり、事務の簡素化・効率化が図れると考える。	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等業務を都道府県から中核市へ移譲することについては、既に現行の制度で対応可能であり、またその取扱いについて地方公共団体に平成30年中に周知する。	
178	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	ひとり親家庭等への学習支援に関する国庫補助体系の見直し	生活困窮家庭やひとり親家庭の学習支援を行う場合、それぞれの対象者数が少なくなる者の定安確保が困難な場合があり、制度ごとに事業を立ち上げることは非効率である。また、学習支援の対象の子どもを家庭の状況で定めてしまう場合、貧困等でレジストリになることが懸念される。	地方で生活困窮家庭やひとり親家庭の学習支援を行う場合、それぞれの対象者数が少なくなる者の定安確保が困難な場合があり、制度ごとに事業を立ち上げることは非効率である。また、学習支援の対象の子どもを家庭の状況で定めてしまう場合、貧困等でレジストリになることが懸念される。 そのため、本県では市町村を主体として、対象者を限定せずに学習支援の実施を行っていないところである。ひとり親家庭等の補助制度の内容に一本化されることにより、住民に一番近い市町村が一括して実施することができるようになるとともに、事務作業が効率化され、市町村の積極的な補助制度の活用につながり、結果として子どもの居場所づくりの推進拡大につながる。 また、市町村の部分については県が実施主体となるため、対象者を限定しない学習支援の一体的な実施をするときに、県と市町村の間で契約内容の整理合意を行わなければならない。また、事業の実施方法や申請が異なっていることに加え、対象となる子どもの数を段階で適用しなければならないため、事務処理が複雑である。 特に市町村部ではひとり親家庭と生活困窮家庭とで、補助金の実施主体が異なる、町村の意匠がダイレクトに反映されにくい面がある。 【ひとり親家庭等生活向上事業(子どもの生活・学習支援事業)】 【生活困窮者自立支援制度事業等実施手綱(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業)】 【生活困窮者自立支援制度事業等実施手綱(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業)】 【生活困窮者自立支援制度事業等実施手綱(学校・家庭・地域の連携協力推進事業)】 【補助内容】国1/2、県1/4、市町村1/4(市町村へは間接補助)※市町村は県へ申請し、県は国へ申請 【補助内容】国1/2、県1/2(市町村区域は県が直接実施)、国1/2、市1/2(市は直接実施)※県で市分をじまつめて市へ申請 【対象】ひとり親家庭の子ども(必要に応じて養育者家庭の子ども) 【実施主体】市町村	子どもへの学習支援は生活困窮家庭やひとり親家庭といった状況ごとにを行うのではなく、必要とする子どもへ包括的に支援を行うことが地域全体の需要に沿うものである。 航行の2制度は実施主体や対象が異なるため、特に地方にとっては使い勝手が良くない面がある。ひとり親家庭等の補助制度の内容に一本化されることにより、住民に一番近い市町村が一括して実施することができるようになるとともに、事務作業が効率化され、市町村の積極的な補助制度の活用につながり、結果として子どもの居場所づくりの推進拡大につながる。 また、市町村としては事業の直接実施が可能となり、町村の希望する子どもの支援に繋がる。	ひとり親家庭等生活向上事業実施手綱(子どもの生活・学習支援事業) ・母子家庭等対策組合 ・扶助事業兼費国庫補助金交付要綱 ・生活困窮者自立相談事業 ・扶助事業等実施手綱(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業) ・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金交付要綱 ・平成28年4月1日付 厚生労働省雇用等・児童家庭局家庭福祉課業務連絡「子どもの生活・学習支援事業に関するQ&A」問1、2	厚生労働省	長野県	山形県、福井県、川崎市、静岡県、石川県、静岡県、大坂府、徳島県、北九州市 【理由】 ・実際には、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援の対象者には、生活が困窮するひとり親家庭の子どもも含まれていると考えられる。両事業の目的に全く相違がないならば一元化による推進の方が効率的だと考えれる。 ○本県では、学習支援を含めた子どもの居場所づくりについて、ひとり親家庭に限らず、市町村が実施せず、運営する自治体によって運営費を補助している。一方、現行の国庫補助制度では、補助対象となる扶助事業費をひとくじ親家庭の児童数により按分せざるを得ないところから、事務作業が複雑化され、扶助金交付要綱による複数回の申請が発生する。 ・生活困窮者自立相談事業の複数回の申請が発生する。 ・扶助事業等実施手綱(生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業)の複数回の申請が発生する。 ・扶助事業就労準備支援事業費等補助金交付要綱による複数回の申請が発生する。 ・平成28年4月1日付 厚生労働省雇用等・児童家庭局家庭福祉課業務連絡「子どもの生活・学習支援事業に関するQ&A」問1、2	ひとり親家庭の子どもへの学習支援は、親との離別・死別等によるひとり親家庭の子どもが抱える特有の不安やストレスに配慮しつつ、進路相談や学科指導等を行うものである。また、基本的な生活習慣の養成支援や生活指導、学習習慣の定着等の学習支援に加え、地域の実情に応じて食事の提供を行ふことも可能としている。 一方で、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援は、生活困窮世帯の子どもを対象としたものである。このように各事業及びその対象者の切り口が異なっており、個々の対象者の特性に応じ、それぞれ事業を展開していくものであるが、その実態に当たっては子どもの状況に応じたきめ細かな対応を図り、各担当が連携して効率的・効率的に事業を進めたいと考えている。	ひとり親家庭の子どもへの学習支援は、親との離別・死別等によるひとり親家庭の子どもが抱える特有の不安やストレスに配慮しつつ、進路相談や学科指導等を行うものである。また、基本的な生活習慣の養成支援や生活指導、学習習慣の定着等の学習支援に加え、地域の実情に応じて食事の提供を行ふことも可能としている。 一方で、生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援は、生活困窮世帯の子どもを対象としたものである。このように各事業及びその対象者の切り口が異なっており、個々の対象者の特性に応じ、それぞれ事業を展開していくものであるが、その実態に当たっては子どもの状況に応じたきめ細かな対応を図り、各担当が連携して効率的・効率的に事業を進めたいと考えている。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
介護サービス事業者の指定・取消権限と指揮・業務管理体制監督権限が一体的に付与されるることにより、適切事例に対する迅速かつ的確な対応が可能となるものと考えております。また、中核市においては、介護サービス事業者の指定・取消業務を行なうための体制が整っていることから、業務管理体制監督権限の移譲を受けた場合においても、適切に対応することが可能な状況にあると考えています。	-	-	-	【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、業務管理体制の整備等に係る事務権限を中核市へ移譲すべきである。 【全国市長会】 手挙げ方式も含めた検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。	各省ヒアリングにおいて、各中核市において適切に業務を実施できるのであれば移譲する方向で対応するという旨の説明をいたいたが、今回、中核市から移譲について一定数の賛同意見を得られれば、中核市へ権限を移譲する方向で対応いただけると理解してよいが。	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務について、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22 法67)252 条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29 年度中に周知する。
○業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を中核市に移譲した場合、中核市が行う処分等に係る県との調整が必要になることによる事務の効率化や事業者に対する指導の一元化など、中核市が処理できるものについては、できるだけ中核市に移譲することにより、地域の自主性及び自立性を高め、二重行政の削減が図られるメリットがあると考える。 ○なお、本事務の移譲により、中核市において業務管理体制の整備届の審査事務等が発生するが、現行制度においても、同一市内でのみ地域密着型サービスを提供している事業者に係る業務管理体制の整備に関する届出受理等事務を行なっていることから、権限移譲による混乱は想定し難く、中核市へ本事務の移譲がなされても問題ないと考える。 ○また、地方自治法上の事務処理特例制度による権限移譲の手法では、複数の中核市を抱える都道府県においては同一都道府県内の中核市間で取扱いに差異が生じることが考えられる。都道府県と中核市間の合意形成に時間がかかる点があること、体制的に事務の受入れが可能であれば、あえて事務処理特例により都道府県ごとに異なる取扱いをとる必要はないと思われる点から、法改正による全国一律の対応を図るべきと考える。	-	-	-	【全国知事会】 提案団体の提案に沿って、業務管理体制の整備等に係る事務権限を中核市へ移譲すべきである。 【全国市長会】 手挙げ方式も含めた検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。	各省ヒアリングにおいて、各中核市において適切に業務を実施できるのであれば移譲する方向で対応するという旨の説明をいたいたが、今回、中核市から移譲について一定数の賛同意見を得られれば、中核市へ権限を移譲する方向で対応いただけると理解してよいが。	介護サービス事業者の業務管理体制の整備に関する届出受理等事務について、条例による事務処理特例制度(地方自治法(昭22 法67)252 条の17の2第1項)により中核市に権限を移譲することが可能であることを、地方公共団体に平成29 年度中に周知する。
○ひとり親家庭と生活困窮世帯とで事業の切り口が異なるとしても、実際には学習支援を行う場合、その支援内容は学習習慣の有無や学力向上などほとんど共通している。 ○なお、平成28年4月1日の事務連絡「子どもの生活・学習支援事業に関するQ&A」の送付についてにおいては、ひとり親家庭以外の子どもも含めて実施することは差し支えないとしており、適切な対応をなすことができる実施方法と判断可能である。 ○また、木原は小規模町村が多く子どもの加入やすさや、実施体制の確保の上でも、一体的に実施することで、より効果的かつ効率的に実施できる。 ○以上のことが、子どもの状況に応じたきめ細やかな対応を図るには、制度が分立した状態で各担当が連携するよりも、制度を一本化して実施する方が望ましいと考える。	-	【静岡県】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	○ひとり親家庭の子どもへの学習支援と生活困窮者自立支援法に基づく子どもの学習支援事業については、それぞれ趣旨目的が異なるものであり、子どもが置かれている状況・課題が異なることから各自の事業として実施しているものである。 ○前者については、ひとり親家庭の子どもが親との離別・性別等により精神面や経済面で不安定な状況にあること、日頃から朝と夕方の時間帯とされ、家庭内でのしつけや教育等が十分に行き届かないといった特殊な状況から、生まない親の不安心やストレスに配慮する観点から、基本的な生活習慣の習得や生活指導を行いつつ、学習習慣の定着等の学習支援等を行なうものであり、それらを通じて、子どもの生活の向上を図るものである。 ○地方、後者については、生活困窮世帯の子どもが高校進学の希望があるものの学習の場がない、勉強・高校卒業・就労等の意義を感じられないといった学習面での課題、家庭に居場所がない、生活習慣や社会性が身についていないといった生活面での課題を抱えるとともに、親が子どもへの養育に対する知識・関心が薄いといった家庭の課題に対応するため、子どもに対して、単に学習支援のみならず、居場所づくり、日常生活の支援を行うとともに、親に対し養育支援を行なうなど、世帯に対する包括的な支援を行なうものであり、それらを通じて、子どもの将来の自立による生活困窮からの脱却を図るものである。 ○このように、それぞれの事業は、子どもが置かれている異なる特殊な状況・課題に配慮等がなされた上で実施されており、そうした特殊な状況・課題を考慮した学習支援以外の取組みなされている状況を踏まえれば、学習支援が共通しているからといって事業の一本化を図ることは、適当ではない。 ○事業の一本化については上記のとおりであるが、両事業の一括的実施については、既に取り組まれている自治体の例もあることから、実施主体が県と町村で異なる例の他、ひとり親家庭と生活困窮世帯以外の家庭の子どもも同じ場所に受け入れている例も含め、一括的実施に関する事例の収集・分析を行い、好実例を全国的に周知することにより、効果的・効率的な推進を図ってまいりたい。	

## 厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
187	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	ひとり親家庭等日常生活支援事業の実施要件の緩和及び家庭生活支援員の登録要件の弾力化	「ひとり親家庭等日常生活支援事業」は、ひとり親家庭等を対象として、家事、介護その他の日常生活の便宜とする「生活援助」や、保育サービス及びこれに附帯する便宜とする「子育て支援」を行う事業で、「家庭生活支援員」における援助会員を「家庭生活支援事業」の主要な実施要件として、「一定の研修」を修了した「家庭生活支援員」が「生活援助」及び「子育て支援」を行ふこと、「子育て支援」は「家庭生活支援員の居宅」等で行ふことなどが実施要綱において定められている。これに際し、次のような支障事例がある。 現在登録されている「家庭生活支援員」は高齢化が進んでおり、サービス希望内容に対応できる援助会員が見つかりにくい状況である。家庭生活支援員にならば、事業実施主体が実施する一定の研修を受講しなければならないが、実施要綱に定められた研修が計27時間ととなっており、働きながら要件を取得しようとすると、「子育て支援」の実施場所について、「家庭生活支援員の居宅」以外の場所でも実施ができるよう要件を緩和する。	多くの利用者の年齢層に近い若い層の支援員の登録増加により、サービスの向上が図られる。 ・増加傾向にあるひとり親家庭のサービス利用者に適応できる。 ・ひとり親家庭の修学等の自立促進のために必要な本事業が継続できる。	ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱	厚生労働省	奥州市	平塚市、海老名市、市、北九州市、長崎市	O平成28年度の国策綱改により、支援員が選定したては、子育て支援に関する一定の研修と同等の研修を修了した者として実施主体が認めた者について支援員とすることができるようになります。また、アドバイザー・サポート・センター事業における家庭生活支援者について、「家庭生活支援員」の主要な実施要件として、「一定の研修」を修了した「家庭生活支援員」として認定することについて検討を行っているところである。また、子育て支援の実施場所としては、国策綱に準じて、支援員の居宅だけでなく、子・父・夫婦・センターや子ども文化センター等も対象としている。 O本市でも日常生活支援員の高齢化が進んでおり、サービス希望内容に対応できる援助会員が見つかりにくく状況である。「家庭生活支援員」には、事業実施主体が実施する一定の研修を受講しなければならないが、働きながら要件を取得しようとすると、「子育て支援」の実施場所については、現在登録されている「家庭生活支援員」が見つからない状況である。 O本市では、扶養・サポート事業の援助会員が家庭生活支援員の高齢化は進んでいる。子育て支援の実施場所は子どもも居住する環境の方が良いと思われるため、支援員と依頼者は援助員の居宅ではなくても良いと思われる。 O本市においても、支援員確保に苦慮しているところである。本市のアドバイザリーサポートセンター事業における援助会員が受講する研修は、国の日常生活支援事業実施要綱で定める研修とほぼ同じであると判断しており、昨年の度の里の委員会に伴い、本市においては、アドバイザリーサポートセンター事業の研修受講者を日常生活支援事業の支援員としての登録を認めている。なお、支援場所については、支援員の登録数が減少傾向にあること、市の規模に応じた十分な数の支援員が確保されているとは言い難いこと、利用者の負担等の事情を鑑みると、依頼者との合意もつづいて、他の場所を利用できるよう検討すべきと思われる。	家庭生活支援員の資格要件については、平成28年度より自治体が認めた資格を有する者や、自治体が認めた研修を修了した者も対象とするように緩和しているところであるが、「子育て支援」に従事する場合には、子どもの安全確保等のために一定の研修(27時間)を求めている。このため、ご提案のファミリー・サポート・センター事業における家庭生活支援者については、「生活援助」を行う家庭生活支援員として認定することは可能であるが、「子育て支援」を行うには、国が示す一定の研修と同等以上の研修を受講していることが必要と考えている。 また、「ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱」において、「子育て支援」の実施場所については、アドバイザリーサポートセンター事業の援助会員の居宅で、児童館、母子家庭生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所とされており、家庭生活支援員の居宅に限定するものではなく、子どもの状況等を踏まえ、適切な場所で実施することが可能である。		
195	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	精神医療審査会における開催・議決要件の緩和	精神医療審査会に当日出席できない委員について、医療委員2名を含む3名以上の委員が出席する場合には、事前に欠席する委員から意見を聴取することで議事を開催し議決することができるよう、規制緩和を求める。	委員の急な欠席があった時でも予定通りに審査会を開催・議決できるようになります。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第12条～第15条精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第2条	厚生労働省	広島市	埼玉県、千葉県、横浜市、川崎市、相模原市、滋賀県、京都府、熊本県	O「制度の必要性」 委員の協力を得るために、これまで予定通りに審査会を開催してきたが、委員の急な欠席はいつでも起こりうるものである。提案市が述べているとおり、代替委員の確保及び日程再調整による審査会の開催は本市でも困難で、結局は次回審査会でまとめて審査という対応になると思われる。そこで、審査会の開催は本年度も困難で、結果は次回審査会でまとめて審査という対応になると思われる。なお、その際は過度に欠席委員の負担にならないように事前聴取等で審査会が開催できるようにしていただきたい。なお、その際は提案市の意見に同意する。 O本市では委員の当日欠席は現在まで生じていないが、発生した場合、代替委員の確保は困難または日程の再調整が必要となる。 欠席がある場合は代替委員の確保に努めるが、確保できなければ日程を再調整せざるを得ない。 各委員は本来業務のため、多忙であり、年間の開催日程に基づいて、時間を確保してもらえており、日程の再調整は困難である。 実際、平成27年度に、代替委員の都合でかすめで審査会を開催し、各委員の日程を再調整した結果、14日遅れで審査会を開催することとなった。(厚生省)精神医療審査会運営マニュアルでは、退院請求の審査結果通知は請求受理から概ね1ヶ月以内に通知することとしているが、当初通知を予定していた日から14日前遅れで請求受理から42日後の通知となってしまった。 また、平成28年度には、「名しかいな」法律委員から審査会当日に急な欠席連絡があったことがあった。この時は何とか代替委員を確保できたが、委員は極めて多忙なため毎回代替委員が確保できるとは限らず、審査会を延期させるを得ない恐れがあった。 このように、迅速な審査に支障があり、審査は主として患者本人の症状に応じた医学的判断に基づいてなされるものであることから、医療委員2名を含む3名以上の委員が出席することを条件に、審査会に当日出席できない委員について、やむを得ない場合には事前に意見聴取し、その意見を十分考慮し議決するのとすることで、議事を開催し議決することができるよう、規制緩和を求める。	適正な医療及び保護を確保するために、患者本人の意思によらない入院や拘離・身体的拘束等の行動の制限を行わなければいけない場合があるという精神科医療の特殊性を踏まえ、精神障害者の人権に配慮しつつの適正な医療及び保護を確保する観点から、精神保健福祉法上、都道府県及び指定都市は精神医療審査会(以下「審査会」といいます)を設置し、精神科病院に入院している精神障害者の患者が受けられるべきである。今回の規制緩和を容認した場合には、医療・保健福祉・精神保健審査会運営マニュアルに伴い、本市においては、アドバイザリーサポートセンター事業の研修受講者を日常生活支援事業の支援員としての登録を認めている。なお、支援場所についても、支援員の登録数が減少傾向にあること、市の規模に応じた十分な数の支援員が確保されているとは言い難いこと、利用者の負担等の事情を鑑みると、依頼者との合意もつづいて、他の場所を利用できるよう検討すべきと思われる。		
196	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	喀痰吸引等研修の見直し	喀痰吸引等研修について受講しやすい環境の整備を求める。	喀痰吸引や経管栄養という医療行為は医師又は看護師であれば実施可能だが、介護現場では看護師が不足しており、医療的ケアを必要とする高齢者への対応に苦慮している。介護職員等も、研修を修了し、都道府県による認定を受けられ、喀痰吸引等を実施することが可能となる。 しかし、認定を受けるには計50時間以上の基本研修や10回以上の実地研修が必要であるところから、多くの事業所で介護職員等が不足している現状では、事業者にとって時間とかけて職員に研修を受講させることは容易ではない。また、研修受講者数に対して、実地研修の協力利用者が不足しており、1年以上経っても研修が修了しないというケースも散見されている。 そのため、介護福祉士養成研修と同様に基本研修に通信課程を設けるなど、介護職員等が研修を受講しやすい環境整備をお願いしたい。	喀痰吸引等の医療行為を行うことが可能な介護職員等が増えることによって、当該医療行為を必要とする高齢者への対応に苦慮している。	社会福祉士及び介護福祉士法附則第10条社会福祉士及び介護福祉士法実施規則附則第13条	厚生労働省	広島市、広島県	岩手県、酒田市、福島県、川崎市、新潟市、府中町	O県内の介護事業所においても、介護職員等は不足している状況である。事業所からも「介護職員等は不足している状況である」といった声があったことから、通常の研修では、介護職員等が、当該行為を実施できるようになる」といった声があ		
197	A 権限移譲	医療・福祉	喀痰吸引等業務にに関する登録事務の指定都市への権限移譲	喀痰吸引等業務にに関する都道府県知事の登録事務について指定都市への権限移譲を求める。	広島市内の介護事業所では、平成28年に、喀痰吸引等を行うための研修を受けた、喀痰吸引等業務がきちんと資格を持つ職員によって行われているか検査することで、業務の適正化	情報が一元化されることによって、他の検査と併せて、喀痰吸引等業務がきちんと資格を持つ職員が、業として当該医療行為を行った事案があった。このケースでは、内部通報により問題が発覚し、指導致を行うことができたが、社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2~第49条の8	社会福祉士及び介護福祉士法第48条の2~第49条の8	厚生労働省	広島市	川崎市、大阪府、沖縄県	O本県においても、中核市にあつる有料老人ホームにおいて、喀痰吸引等の研修を受けている介護職員が、当該行為を実施していた事例があり、県と中核市で情報共有の上、指導を行っているところである。また、中核市の介護事業所等への実地指導や立ち入り検査がないことから、登録喀痰吸引等事業者登録後、当該事業者の事後の運営実態を把握することができる。 O喀痰吸引等に関する事務については、現在、喀痰吸引等を行う特定行為従事者の認定(認定証の交付を含む)、喀痰吸引等を行う事業者の登録や指導監督、喀痰吸引等研修を行なう研修機関の登録などの業務を都道府県が一元的に取り扱っているところである。喀痰吸引等業務の適切な推進や事業者の手続の便益を考慮し、喀痰吸引等に関する事務については都道府県が一元的に取り扱うことが適当と考えておらず、本提案の実現は困難である。	各府省からの第1次回答	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
○現在登録されている「家庭生活支援員」は高齢化が進んでおり、サービス希望内容に対応できる支援員が見つかりにくい状況である。「家庭生活支援員」になるために、事業実施主体が実施する「一定の研修」を受講しなければならないことは理解できるが、実施要綱に定められた研修は計27時間となっており、働きながら料金を取得しようとする者にとっては内容、期間等、受講しにくいものと考える。 ○また、「子育て支援」の実施場所については、「家庭生活支援員の居宅、講習会等職業訓練を受講している場所、児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所にて行うこととなっているが、家庭生活支援員と扶養者の合意があれば、子どもの状況に併せて別の場所で実施してもよいのではないかと考えられる。 ○なお、本件では、「ファミサボ事業(以下「ファミサボ」という。)」を活用して実施場所はよく議論されているところである。ファミサボ援助会員が受講する研修と、家庭生活支援員が受講する研修の内容は類似しており、ファミサボの援助会員は家庭生活支援員と同様に扱ってよいのではないかと考えられる。 ○このようなどからたため制度改正を検討願いたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「子育て支援の実施場所については、家庭生活支援員の居宅に限定するものではなく、子どもの状況等を踏まえ、適切な場所で実施することが可能である」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		ご提案のファミリー・サポート・センター事業(ファミサボ事業)の援助会員は、現行制度においてもひとり親家庭等日常生活支援事業(ひとり親事業)における「生活援助」を行う家庭生活支援員として従事することは可能である。一方で、ひとり親事業の「子育て支援」については、ひとり親家庭を対象とした支援であり、家庭生活支援員には、ファミサボ事業の対象である一般家庭に対する技能に比して、より一層の習熟が求められるため、すべての援助会員を「子育て支援」が可能な家庭生活支援員として扱うことは適当ではない。 具体的には、 ・ファミサボ事業実施要綱に定める項目及び時間全てを満たした講習を受けた援助会員は、ひとり親事業の「子育て支援」が可能な家庭生活支援員として扱って差し支えないが、 ・それ以外の援助会員(例えば、緊急救命講習のみを受講)については、そのように扱ってはならぬ。 ・「子育て支援」の実施場所のうち、「ウ 児童館、母子生活支援施設等ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所」については、例示されている施設以外にも「ひとり親家庭等の利用しやすい適切な場所」であれば柔軟に実施できるものである。
本提案は、「審査会は精神障害者の人権に直結する重要な判断を行うものであって政策立案のための審議会等とは性質が異なり、より厳格な運営が求められるべきである」といっており、開催地を決めて、規制を設けていた問題を解決するための提案したものである。 審査会は指定都市と県にそれぞれに設置され、より、特に法律関係の委員は①本来業務が多忙であることや②他の自治体の審議会等の委員を務めていることが多いため弁護士会等の所属団体における人材が限られ、委員の確保は厳しい状況にある。 本提案は、こうした状況の中で患者の権利擁護の観点から迅速な審査機能が働くようになりますため、事前に欠席となる委員から提出した意見書を審査会に提出し、その意見を反映させた上で議決することで、議事を開催し議決することができるよう規制緩和を求めるものであり、再度、提案の実現をお願いする。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	提案内容に照して、特に法律関係の委員の確保は難しい状況にあることは理解するものの、事前に欠席となる委員から提出した意見書のみをもって、欠席委員が出席したと見なすことは困難である。 前回の回答のとおり、審査会は精神障害者の人権に直結する重要な判断を行うものであって政策立案のための審議会等とは性質が異なり、より厳格な運用が求められるべきである。また、対面による、専門的かつ総合的な審査が求められているのは、患者本人の意思に上らない入院や隔離、身体的拘束等の行動の制限を行わなければならぬ場合があるという精神科医療の特殊性を踏まえ、医療・保健福祉・法務の各観点から、各専門家がその場で議論をし、精神障害者の人権に配慮しつつの適正な医療及び保護を確保する必要があるためである。 この点、ICTを活用したテレビ会議等であれば、その場で意見交換を行うことが可能であることから、精神医療審査会の開催の在り方として認めることは選択肢の一つとして考えられる。 このため、精神医療審査会の開催に当たって、ICTを活用したテレビ会議等を活用することについても検討することが考えられる。なお、テレビ会議を実践する場合には、審査会の性質上、多くの個人情報を扱うものと思われ、各自治体において、セキュリティ対策を講じた上で、個人情報保護条例等の関係規定に基づきながら、審査に適用される必要があると考える。	
基本研修に通信課程を設けるという本市の提案は、看護師の不足する介護現場において、利用者の生命及び安全を確保しつつ実施する必要がある喀痰吸引等の医療行為を担う人材が今や介護職員等しかいないという初羽詰まった実態を踏まえた上で提案したものであることから、速やかな対応をお願いしたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○ 第1次回答のとおり、まずは今年度行うこととしている喀痰吸引等の実態把握のための調査研究の結果を踏まえ、課題を整理し、介護職員等が研修を受講しやすくなるよう、必要な対応策を検討してまいりたい。	
喀痰吸引等を行う事業者の登録事務については、登録により得られる情報(従事者名簿等)が介護事業所に対する指導監督を行う上で有用であることから、指定都市への情報の一元化が望ましいと考えるため、権限移譲をお願いしたい。	-	-	-	【大阪府】 喀痰吸引等業務の適切な推進については権限移譲により、実地指導や立ち入り権限を持つ政令指定都市及び中核市を登録に関する基準として情報が一元化され、喀痰吸引にかかる権限も単独でなくことが出来、業務の適正化につながる。 また、事業者の手続きについても、権限移譲により、事業者を所管する市で登録業務を行うことが出来れば、手続きにかかる移動時間や費用等の負担を軽減することが出来、手続きの効率化を図ることが出来る。 よって、都道府県が一元的に事務を取り扱うことが適当である理由を具体的に示して頂きたい。	○ 喀痰吸引等を行う事業者の登録事務のみの権限移譲が不適当である理由は第1次回答のとおりである。 ○ 喀痰吸引等を行う事業者の登録情報のうち介護事業所に対する指導監督上必要な情報については、指導監督権者が把握できるよう、必要な方法を検討してまいりたい。	

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他(特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
198	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険事業に係る調査結果の情報提供	厚生労働省における介護保険事業に係る介護サービス施設・事業所調査の結果について、情報の提供を求める。	市町村は、国が定める基本指針に即して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることになっている。地方公共団体内の事業所にアンケート調査を行うが、国で行っているアンケート調査と質問等が重複するため、事業所からは「同じ質問何度も回答しなくてはならず、手間がかかる」等の不満の声が出ている。そこで、調査の際、質問項目の重複を避けるため、介護サービス施設・事業所調査における地方公共団体別の調査結果の詳細について各地方公共団体に情報を提供してもらいたい。	事業所と市町村の事務処理の簡素化、事務負担の軽減につながる。	介護サービス施設・事業所調査	厚生労働省	広島市	酒田市、ひたちなか市、練馬区、各務ヶ原市、名古屋市、京都市、伊丹市、伊九州市、熊本市、宮崎市	○「2025年に向けた介護人材に係る受推計」(平成27年6月24日厚生労働省)によると、全国で37.7万人の需給ギャップが発生する見込みであるが、市区町村別の数値は公表されていない。本市では介護人材確保に向けた取組を実施しているが、市内の介護サービス施設・事業所の介護職員数等について統計を把握していないことから、提案のとおり情報提供を求める。 ○介護サービス事業者から、国や地方自治体から質問項目が重複している調査が行われ、さらに調査の時間も異なるために、事務が複雑化しているという声が上がっている。 ○国の調査の際に、詳しい調査結果を提供してもらうことで、地方自治体が行う調査において、重複する質問を避け、事業者の負担の軽減を図るとともに、地方自治体の事務負担および経費の削減にもつながることができると言えている。 ○本市においても、介護保険事業計画策定の基礎資料とするため、昨年12月に市内の介護保険事業者へアンケート調査を行ったところ、調査対象事業者から、国調査項目と同様の回答を再度作成しなければならず、負担がかかるという意見を複数頂いた。	介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があれば、統計法第33条の規定に基づき、提供が可能となっている。今後は、左記提案があったことを踏まえ、調査結果の公表時の連絡と併せて各都道府県、指定都市等で周知を図ることとする。	
220	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険事業に係る調査結果の情報提供	厚生労働省における介護保険事業に係る介護サービス施設・事業所調査の結果について、情報の提供を求める。	市町村は、国が定める基本指針に即して、3年を1期とする市町村介護保険事業計画を定めることになっている。地方公共団体内の事業所にアンケート調査を行うが、国で行っているアンケート調査と質問等が重複するため、事業所からは「同じ質問何度も回答しなくてはならず、手間がかかる」等の不満の声が出ている。そこで、調査の際、質問項目の重複を避けるため、介護サービス施設・事業所調査における地方公共団体別の調査結果の詳細について各地方公共団体に情報を提供してもらいたい。	事業所と市町村の事務処理の簡素化、事務負担の軽減につながる。	介護サービス施設・事業所調査	厚生労働省	指定都市市長会	酒田市、ひたちなか市、各務ヶ原市、名古屋市、北九州市、熊本市、宮崎市	○次期計画策定にあたっての事業所への調査が重複しているケースがあり、事業所担当者の負担が大きいため、取り計らいをお願いしたい。 ○本市においては、市町村介護保険事業計画の策定にあたり地方公共団体内の事業所に対するアンケート調査は行っていないため、同様の支障事例は少していないが、国が行つて事業所アンケートについて地方公共団体別の情報が提供されれば計画策定期の参考になるものと考えられる。	介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があれば、統計法第33条の規定に基づき、提供が可能となっている。今後は、左記提案があつたことを踏まえ、調査結果の公表時の連絡と併せて各都道府県、指定都市等で周知を図ることとする。	
199	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	市町村介護保険事業計画の変更に係る手続きの簡素化	特別養護老人ホームの定員について、老人福祉圏域内の広域型地域密着型を合わせた総数に変更が生じない場合において、当該圏域内の市町村との協議がなされたときは、都道府県への事業者の意見聴取等を行うことなく、市町村介護保険事業計画を変更して、広域型・地域密着型で定員数の振替ができるようすることを求める。	広島市は、経済面や生活面で様々な問題を抱えている。山口県の市町村を含む近隣市町村と連携して、国「連携市町村制度」を活用しながら、その中で、将来的に当該都市圏において介護保険サービスの提供体制を整備したいと考えている。現在の法律体系では、都道府県が広域的な立場から策定する都道府県介護保険事業支援計画(以下「都道府県計画」とい)、及び市町村が策定する市町村介護保険事業計画(以下「市町村計画」とい)において、特別養護老人ホームの定員等を定めることとされている。こうした中、当面の課題として都道府県計画で定員を定める広域型特養には事業者の参入がある一方で、都道府県計画及び市町村計画で定員を定める地域密着型には事業者の参入がない一方で、都道府県計画に対して割高な用賃や建設費、運営費、また、効率的な介護職員の配置が困難等の問題から、繰り返し募業を行つても事業者の参入がない。そこで、広域型特養に定員数を割り替えるようにして、都道府県計画及び市町村計画の変更には審議会への参加や(ブリーフィング会等)実施等で数ヶ月の時間を要する。だから、設置認可期間に合わせ、計画期間内に市町村で必要定員を確保ができない状況となるいる(別添とおり)。このため、老人福祉圏域内の市町村との協議が整った場合には、都道府県への事業者の意見聴取等を行うことなく、市町村計画を変更して、広域型・地域密着型間で定員数の振替ができるようになっていたみたい。なお、都道府県計画と市町村計画及び実施に差が生じることについては、特養全体の定員数には変更がない。また、影響が考えられる同じ圏域内の市町村とは事前に協議を行っていることから、計画の策定を損ねるものではないと考える。	市町村が広域型特養と地域密着型特養の定員の振替を柔軟に行なうことで、必要な定員数の確保がなされることで、必要な定員数の確保に資することができるため、賛同する。	介護保険法第117条第2項・第9項・第10項、第118条第2項	厚生労働省	広島市	ひたちなか市、川崎市、鹿児島市	○広域型特養と地域密着型特養の定員の振替がスムーズに行えることで、必要な定員数の確保に資することができるため、賛同する。	市町村が作成する介護保険事業計画において、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護による必要定員数は必須の算定事項となっており、それを変更する場合には、あらかじめ都道府県の意見を聞くことが必要になっている。介護保険法第117条第2項・第10項 ○指定期間で定員数の振替が施設に係る必要定員数について、都道府県が、広域的観点から、各圏域を構成する区市町村の各年度の入所者数見込み、今後の整備見込数、既存の施設等の配置状況等を考慮して設定しているところである。 ○御提案内容について、指定介護老人福祉施設に係る必要定員数は、前述とおり、都道府県が広域的観点から必要な調査を行つた上で設定しているものであり、都道府県への事前の意見聴取を行うことなく介護保険事業計画を変更できる扱いとすることは、都道府県が有する施設整備等に関する広域的調整機能の重要性に鑑み、妥当ではない。	
200	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	全国ひとり親世帯調査における調査方法の規制緩和	厚生労働省が行う全国ひとり親世帯調査において、住民基本台帳の情報上に記載されるたるための基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して「全国ひとり親世帯調査」を実施した。	平成28年度に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実態を把握して福祉対策の充実を図るために、住民基本台帳等を利用した対象世帯の調査を実施した。	平成28年度全国ひとり親世帯等調査の委託について(厚生労働省雇用均等児童家庭局長通知)、統計法第23条第7項、第19条、第20条	厚生労働省	広島市、広島県	ひたちなか市、群馬県、横浜市、平塚市、横須賀市、川崎市、新潟市、新潟県、長野県、長野市、静岡県、静岡市、京都府、高松市、山陽小野田市、北九州市、長崎市、大分県	○当県内の福事務所の職員が調査をしているが、担当区域の戸内調査は、調査員の負担となる。住民基本台帳の活用により、調査員の負担軽減につながると思われる。 ○平成28年度に実施した全国ひとり親世帯等調査において、調査員が調査対象世帯を確定するために、対象地区的全世帯を訪問することはかなり負担が大きかったようである。次回調査からの改善を図ることで、調査員の負担を軽減することができる。 しかし、調査地区内には住民基本台帳上、母子世帯等ではない世帯が大多數占められており、そのため再訪問が必要なケースや、(オートロックのマンションで管理人権力を行使する)開けられないケースなどもあり、調査員の負担が大きく、広域市町村調査などに業務を委託したが厚生労働省から支払われた料金を超過する結果となった。 そこで調査員の負担軽減のために、住民基本台帳等、地方公共団体が所有する既存データを利用して対象世帯の鉛込みを可能としてもらいたい。	全国ひとり親世帯調査は、母子世帯、父子世帯、養育者世帯(父母のいない児童が、養育者によって養育されている世帯)を概ね5年に1度の割合で調査している。 調査の対象となる母子世帯、父子世帯、養育者世帯については、ひとり親家庭支援策と同様に、離婚や死別による世帯の他、父又は母が一定の基準に達する世帯等も調査対象となる。これより世帯について、これまでの住民基本台帳データから対象世帯を絞り込むことは難しく思えていた。 ○当市でも同様のケースがあり、調査員の負担が大きい。また、配布数・回収数とともに平成27年国勢調査における本市のひとり親世帯の1%以下に下っている。このことから、「全國訪問して世帯を訪問する」という調査の実施は、都市部では非効率であったため、住民基本台帳等から対象世帯を絞り込む手法を採用することは難しく思えていたが、(1)住民データ等の補助的な利用(データを活用することで、効率的・効率的な調査を進められる)、(2)調査費用のコスト削減や効率的な活用について、前回の平成23年度調査より、調査票の回収について、訪問回収から郵送回収への見直しなどを実験してまいりたい。		

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)		各府省からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答			
【総馬区】 指定都市等あて周知については、特別区も対象に含めて行っていただきたい。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があれば、統計法第33条の規定に基づき、提供が可能となっている。今後は、左記提案があつたことを踏まえ、調査結果の公表時の連絡と併せて、調査票情報の提供が可能である旨を各都道府県、指定都市、中核市あて周知を図るとともに、管下の市区町村に対する周知についても依頼することとする。					
効率的な行政の実施及び事業所の負担軽減の観点から、調査結果の公表時の連絡と併せて各都道府県、指定都市等あて周知を徹底していただくようお願いします。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	介護サービス施設・事業所調査の調査票情報については、所定の要件を満たした申出があれば、統計法第33条の規定に基づき、提供が可能となっている。今後は、左記提案があつたことを踏まえ、調査結果の公表時の連絡と併せて、調査票情報の提供が可能である旨を各都道府県、指定都市、中核市あて周知を図るとともに、管下の市区町村に対する周知についても依頼することとする。					
本市の提案は、「都道府県が有する施設整備等に関する広域的調整機能の重要性」を否定するものではなく、現下の課題を早急に解決しようとするものである。 すなわち、保険者である市町村にとっては、特養の入所待機者が多めの中で、介護保険事業計画におけるサービス量の見込みを踏まえた提供体制の確保は大きな課題であり、地域密着型から広域型への移行により、その定員の一部について、当該市町村の被保険者の入所者数が減る可能性があるとしても、できるだけ早急に入所待機者の解消に取り組むことが重要である。 また、都道府県にとっても、都道府県計画で設定した地域密着型特養の定員総数の確保が未達成のままとなるよりは、圏域内の市町村における合意が図られた上で広域型・地域密着型全体の中で必要な定員総数が確保されることの方がより有意義であると考える。 これらの点を勘案し、改めて手続の簡素化について検討いただきたい。	-	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。	-	第1次回答においても回答したとおり、広域型特養に係る必要入所定員総数については、都道府県が、広域的観点から、各圏域を構成する市町村の各年度の入所者数見込み、今後の整備見込み数、既存の施設等の配慮状況等を考慮して、老人福祉圏域ごとに設定しているところである。 また、都道府県には広域型特養に関して、いわゆる「総量規制」が認められており、圏域内の定員数に既に達しているか、又は新たな広域型特養の設置によって定員数を超えるといった場合に、広域型特養の認可をしないこととされている。 以上から、仮に老人福祉圏域内の市町村との協議が調った場合であっても、都道府県への事前聽取を行うことなく、介護保険事業計画を変更して、広域型特養・地域密着型特養との間で定員数の振替をできる扱いとすることは、都道府県が有する広域的特養に係る整備方針、整備目標を歪めることになるため妥当ではない。					
昨年度の調査では、国から指定された調査地区内には住民基本台帳及び児童扶養手当のデータでは約100世帯の調査対象世帯があったが、実際に全戸訪問を行った約2,400世帯のうち、調査対象世帯として把握できた世帯は8世帯で、うち実際に回答があったのは3世帯であった。 このように現在の調査方法は、住民基本台帳データ等から対象世帯を絞り込むことが難しい事例があるとしても、実態との乖離が大きく合理性に欠け非効率となってしまい、早急な見直しが求められる。 このため、現在の調査地区で全戸訪問し対象世帯を把握する調査方法を見直し、調査対象世帯への訪問・調査により効力ができるよう、地方公共団体が所持する住民基本台帳データ等を利用し対象世帯の絞り込みを可能とするよう、早急な検討をお願いしたい。	-	【山陽小野田市】 住民基本台帳情報、市町村民税情報等で調査対象の絞り込みが可能であり、多少の捕捉漏れがあったとしても、ひとり親になった理由別集計結果から遺棄・行方不明等は少数であり調査結果に大きく影響するまでは言えないと考える。	-	訪問せずに住民基本台帳データ等のみにより対象世帯を絞り込むことについて、 ①第1次回答のとおり、父又は母の生死不明や遺棄、拘禁、父又は母が一定の障害の状態にある世帯等については、対面により確認しなければ世帯構成を特定することが困難であることに加え、 ②住民基本台帳データ等の当該調査への活用の可否は各自治体の取扱いに依るところであり、必ずしもすべての自治体において当該調査等のために活用することができるものではなく、全国一括的な調査手法がとれない可能性がある等の課題がある。 このため、調査手法の変更による影響や系統性の問題等を踏まえた上で、次回の調査において必要な見直しができないか検討してまいりたい。					

## 厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
219	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	全国ひとり親世帯等調査における調査方法の規制緩和	厚生労働省が行う全国ひとり親世帯等調査において、住民基本台帳データ等を利用して対象世帯の絞込みを可能として欲しい。	平成28年度に厚生労働省は、全国の母子世帯等の実態を把握して福祉対策の充実を図るために基礎資料を得る目的で、都道府県や指定都市等に委託して「ひとり親世帯等調査」を実施。被調査者世帯においては、ひとり親家庭支援施策と同様に、被調査者世帯の世帯を訪問し、母子世帯等であることを確認した上で調査票を配布するなどとなっている。 しかし、「調査地区内には住民基本台帳上、母子世帯等ではない世帯が大多数占めていることに加え、②不本意な再訪問が必要なケースや、③オートロックのマンションで管理人へ協力をお願いしなければならないケースなどもあり、調査員の負担が大きく、広島市では調査会社に業務を委託したが厚生労働省から支払われた委託費を超える結果となつた。 そこで調査員の負担軽減のために、住民基本台帳上、地方公共団体が所有する既存データを利用した対象世帯の絞込みを可能としてもらいたい。	国から指定された調査地区内の約2,400世帯のうち、住民基本台帳の情報より対象世帯見込みは約70世帯であることからすると、全数調査は調査対象世帯見込みとの差離が大きくなる可能性に欠ける。 提案が実現すれば、調査の効率化による調査員の負担軽減だけでなく、コストの縮減にも繋がる。	平成28年度全国ひとり親世帯等調査の委託実施に関する件(厚生労働省運用均等児童家庭局長通知)、統計法第2条第7項、第19条、第20条	厚生労働省	指定都市市長会	ひたちなか市、那珂川市、筑西市、桜川市、浜松市、海老名市、新潟市、三条市、長野県、静岡県、京都府、大津市、山陽小野田市、高松市、北九州市、大村市、大崎市、大分県	○当県は、県内の福祉事務所の職員が調査をしているが、担当区域の全戸調査は、調査員の負担となっている。住民基本台帳の活用により、調査員の負担軽減につながると思われる。 調査の対象となる「世帯」とは、養育者世帯といいます。ひとり親家庭支援施策と同様に、被調査者世帯の世帯を訪問することはかなり負担が大きかったようである。次回調査からの改進を図るために、調査票を配布するなどとなつてほしい。 ○調査対象世帯の見込み数は調査地区内の全世帯数と大きく乖離しており、今後も改進を図ることを希望する。 ○当市でも同様のケースがあり、調査員の負担が大きい。また、配布数・回収数ともに平成27年国勢調査における本市のひとり親世帯の1%以下にとどまっている。このことから、全戸訪問して世帯を確認し、調査票を郵送するという現状の調査方法は、都市部では非効率であるため、住民基本台帳から調査票を郵送するという方法を検討している。 ○調査地区内には住民基本台帳上、一人親世帯等でない世帯が大多数を占めている。調査員から対象世帯を絞り込むために、住民基本台帳等、地方公共団体が所有する既存データを利用した対象世帯の負担軽減のため、負担軽減を可能としてもらいたい。 ○対象地区における世帯が全て老人福祉施設だった例もあるので、効率的な調査業務を推進するためにも、データを活用できることは嬉しいと考えている。 ○支障事例に記載された①②③のとおり、調査員の負担が大きく、全数調査における事前調査もほぼ大半が該当しない世帯への説明もままならず、調査方法の見直しを検討したい。 ○厚生労働省が開催した「事前説明会」において、県よりもあらかじめ仕事等で対象世帯に目星を引いて、対象世帯を絞り込んだり、対象世帯を絞り込んだりするなど、調査員の負担を軽減することができるのではないかと、意見交換を行ったところ、本市では追加的な手作業を実施して、厚生労働省が定める「基本的な実施方法」は、作業量、対象世帯の割合、経費、人員確保などを能みると、実施は効率、困難と思われる。ついでに、「住基等データの付加的な活用」について、質疑応答という形式ではなく、「基本的な実施方法」として定めることで、自治体間で認識の差異が生じないよう配慮することを検討すべきと思われる。 ○不在票を入れたにわかわらず連絡がないが、何度も訪問しなければならなかった。また、国勢調査時の世帯票・区域票と現状が一部異なり、分かれてしまった。 ○当市においても、国から指摘された調査地区内の73世帯のうち、調査対象世帯は14世帯であり、乖離が大きくなる。また、提案団体同様に在籍のため再訪問をするべきだ。 ○当市では、28年度の調査で700世帯以上訪問したが、実際に調査対象世帯は14世帯のみであるが、訪問世帯からは、ひとり親世帯でないのに、親が悪い等のクレームで相当あり、精神的な面も含め、調査員の負担が増大している。 ○本市では、福祉事務所から推薦によって調査員を任命していたが、調査の実施スケジュールがタスクアサインされ、調査員が負担が増えていた。課題解決が困難な場合は、大半の所から職員や母子・父子自立支援員が調査員として派遣された。調査員となった職員や母子・父子自立支援員には、通常業務と調整する中で、広島市と同様の支障事例が発生し、大きな負担を強い形となつた。	全国ひとり親世帯等調査は、母子世帯、父子世帯、養育者世帯(父母のいない児童が、養育者がによって養育されている世帯)を概ね5年に1度の割合で調査している。 調査の対象となる「世帯」とは、養育者世帯といいます。ひとり親家庭支援施策と同様に、被調査者世帯の世帯を訪問することはかなり負担が大きかったようである。次回調査からの改進を図るために、調査票を配布するなどとなつてほしい。 このため、從来より調査地区の全世帯を訪問していくだまき、調査対象世帯を把握する手法を行ってきたところであり、この手法を変更することは難しいと考えているが、 ①住基データ等の補助的な利用(住基データ等、効率的に調査を進めるため、付加的に活用できるデータの使用)も可能とする取扱いとしたこと。 ②調査費用のコスト削減や効率的な実施については、前回の平成23年度調査より、調査票の回収について、訪問回収から郵送回収への見直しなどを行ってきたところであり、調査に当たっての効率的な対応など必要な見直し等について今後も検討してまいりたい。	
206	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子育て短期支援事業実施要綱上、市町村は、①児童養護施設、②母子生活支援施設等で子育て短期支援事業の実施ができるよう見直し又は明確化	介護施設等で子育て短期支援事業を実施できるよう見直し又は明確化	子育て短期支援事業実施要綱上、市町村は、①児童養護施設、②母子生活支援施設等で子育て短期支援事業を実施できるよう見直し又は明確化	乳児院や児童養護施設以外の施設においても事業の実施が可能となり、市民の安心感や利便性が高まる。	児童福祉法第6条の3第3項、児童福祉法施行規則第1条の4、子育て短期支援事業実施要綱、子ども・子育て支援交付金交付要綱	厚生労働省	栃木市	いわき市、川俣市、焼津市、猿島郡川俣町	○当市は児童養護施設とファリーホーム(1か所)と子育て短期支援事業の委託契約を結んでいたが、支障事例に記載された①②③のとおり、調査員の負担が大きく、全数調査における事前調査もほぼ大半が該当しない世帯への説明もままならず、調査方法の見直しを検討したい。 ○厚生労働省が開催した「事前説明会」において、県よりもあらかじめ仕事等で対象世帯に目星を引いて、対象世帯を絞り込んだり、対象世帯を絞り込んだりするなど、調査員の負担を軽減することができるのではないかと、意見交換を行ったところ、本市では追加的な手作業を実施して、厚生労働省が定める「基本的な実施方法」は、作業量、対象世帯の割合、経費、人員確保などを能みると、実施は効率、困難と思われる。ついでに、「住基等データの付加的な活用」について、質疑応答という形式ではなく、「基本的な実施方法」として定めることで、自治体間で認識の差異が生じないよう配慮することを検討すべきと思われる。 ○不在票を入れたにわかわらず連絡がないが、何度も訪問しなければならなかった。また、国勢調査時の世帯票・区域票と現状が一部異なり、分かれてしまった。 ○当市においても、国から指摘された調査地区内の73世帯のうち、調査対象世帯は14世帯であり、乖離が大きくなる。また、提案団体同様に在籍のため再訪問をするべきだ。 ○当市では、28年度の調査で700世帯以上訪問したが、実際に調査対象世帯は14世帯のみであるが、訪問世帯からは、ひとり親世帯でないのに、親が悪い等のクレームで相当あり、精神的な面も含め、調査員の負担が増大している。 ○本市では、福祉事務所から推薦によって調査員を任命していたが、調査の実施スケジュールがタスクアサインされ、調査員が負担が増えていた。課題解決が困難な場合は、大半の所から職員や母子・父子自立支援員が調査員として派遣された。調査員となった職員や母子・父子自立支援員には、通常業務と調整する中で、広島市と同様の支障事例が発生し、大きな負担を強い形となつた。	○子育て短期支援事業実施要綱において、当該事業の実施場所を「児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム等住民に身近であって、適切に保護することができる施設」と定めるとともに、適切に保護することができるものと定められており、市町村の判断により、保護施設の実施場所が選択できるものとされています。 また、同様施設等における「児童養護施設等の近隣に施設がある場合」は、施設が近隣に存在するため、市内に実施できる可能性のある施設が増えることから、市内サービスの向上に繋がる可能性がある。 これらの取扱いの積極的な活用については全国児童福祉主管課長会議等においてもお頼いしているところであるが周知してまいりたい。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
住民基本台帳データ等の補助的な利用により、成人のみで構成されている世帯など明らかに調査対象とならない世帯を除くなど、一定程度調査対象を絞り込むことは可能と思われる。住基データ等の補助的な利用も可能な限り取り扱いについて、その具体的な利用方法を次回調査時に例示していただきなど、自治体間で認識や取扱いについて差異が生じないようご配慮いただきたい。 なお、調査に当たっての効率的な対応など必要な見直し等について検討していただきたいところであるが、郵送調査などのより効率的な対応など必要な見直し等について早急に検討していただきたい。	-	-	-	<p>【全国知事会】 団体毎のセキュリティポリシーに依拠するため、実施にあたっては市町村の意向を踏まえる必要がある。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>訪問せずに住民基本台帳データ等のみにより対象世帯を絞り込むことについて、①第1次回答のとおり、父又は母の生存不明や遺棄、拘禁、父又は母が一定の障害の状態にある旨を記載する旨を明確にされると理解しやすくなることが困難であることに加え、②住民基本台帳データ等の活用の可否は各自治体の取扱いによるところであり、必ずしもすべての自治体において当該調査等のために活用することができるものではなく、全国画一的な調査手法が困難である等の課題がある。 このため、調査手法の変更による影響や継続性の問題等を踏まえた上で、次回の調査において必要な見直し等ができるか検討してまいりたい。</p>
現行の児童福祉法施行規則や子育て短期支援事業実施要綱に例示されている実施設とは、児童の保護に特化した施設のみであり、介護施設等で子育て短期支援事業を実施できることが不正確である。 また、御指摘の通り、近隣に実施施設がない場合は、現行で里親等に委託可能であるが、当該者が必要な家庭に子どもが複数いる場合、1つの里親家庭にて受け入れられないケースが生じたり、保護者と里親との信頼関係を構築することが難しい等の問題がある。 さらに、児童養護施設や里親は、保護者の看護が十分でなく、一時的な保護が必要な家庭が利用するといったイメージがあり、保護者にとって抵触感が強く、利用が進まない。本市には、介護施設等に地域交流室等を設け、子ども食堂や異世代交流事業等を推進するなど、地域に密着した施設がある。このような介護施設は、市内全域に散在しているため、市民にとって身近で安心感があるため、介護施設等で子育て短期支援事業の実施施設とすることが可能であることを、通知等で明確にしていただきたい。 本市は、他の児童養護施設等を利用する場合に、優先順位が低いため、子育て短期支援事業を利用できないケースが複数生じる要案の状況にあり、介護施設の活用が可能であることを明確化することによって、民間事業者の活用が進み、保護者の協力を得やすくなり、ひいては、事業の促進につながると考える。	-	-	-	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。なお、所管省からの回答が「現行規定で対応可能」となっているが、十分な周知を行うこと。</p>		<p>現在例示している施設以外の施設が実施場所として適切か否かについては、個別具体的に判断されるべきものであり、例示は必ずしも適切でないと考えている。いずれにせよ、第1次回答でお答えしたとおり、子育て短期支援事業の実施場所について、実施要綱に例示されていない介護施設等が排除されるものではなく、このことについては、全国児童福祉主管議長会議を通じて自治体に周知してまいりたい。</p>

## 厚生労働省「各府省からの第2次回答」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)		各府省からの第2次回答	
見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料	見解	補足資料
○現行制度上は、1号または2号利用定員の過不足の状況に関わらず、利用定員の減少について施設からの届出がある仕組みとなっており、また、利用定員の増加についても、届出ではなく協議によっているものの、利用ニーズがあるなどの合理的な理由がある場合は、施設の意向に沿う対応をされるべきである。	-	【碧田市】 ○現場の実情を一番把握しているのは市町村であるため、設置者と市町村の段階からの協議が必要だと考える。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	＜総論＞ ○利用定員の割合の設定、変更について市町村から都道府県への協議が義務付けられ、また、都道府県の減少について事業者から市町村への「届出」制となっている現行の仕組みについて、市町村が実質的な判断を下すことは困難ではない。むしろ、利用定員の増減に関する都道府県が実質的な判断を下すことには因るのではないか。むしろ、実質的な判断を下せるのは、量の見込みをもとに施設側が実質的に判断を下す市町村であり、市町村自らが利用定員の増減について調整を可能とする仕組みをすべきではないか。 ○市町村から都道府県への「協議」がどのように行われているか、実態を確認したうえで、再度検討をお願いしたい。	-	子ども・子育て支援新制度において市町村は、5年を1期とした市町村子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育て支援を実施しているところ、法施行後5年を目途に法改正直しの中で、1期目の計画期間の実施について検討を行い、子ども・子育て会議における議論も踏まえ、検討を行なう。 なお、本件提案は施設側の負担が増えることが懸念されることから、慎重な検討が必要である。	各府省からの第2次回答
○家庭的保育事業は当市規模の自治体ではニーズがなく、家庭的保育事業者がいない。そのため、家庭的保育による職員配置の緩和策を活用できず、現行制度でも一時預かり事業を実施できない。 ○一時預かり事業は、保護者ニーズが高い事業である一方、突発的の利用が多く、事業者にとって、一時預かり事業のための人材を保育所本体と別途確保することは、経営上困難である。また、保育所本体ではなく、家庭的保育事業研修を受講させるインセンティブがない。「家庭的保育者」と「保育所で保育補助者として、保育業務に従事した期間が十分にある者」を比較する場合、経験やノウハウについて大きく異なる。 ○一時預かり事業で、「保育所で保育補助者として、保育業務に従事した期間が十分にある者」であると、保育所の知識や技術を有することを市町村長が認めた者が、一時預かり事業の実施者となることができるようするとして、一時預かり事業の実施事業者を確保することができる。 市町村には、子育て支援員研修の「地域保育コース（地域型保育）」を受講した者はいないが、他のコース等の者はいる。家庭的保育者だけでなく、子育て支援員研修の基本研修や専門研修（コース不同）の修了者を認めてることで、一時預かり事業を実施できる。 ○地方では、保育現場の不足が深刻であり、保育補助者等の活用は、保育の受け皿を確保する上で非常に重要な課題であるため、①保育士資格を有しないが施設施設で十分な業務経験を有する者1名と子育て支援員研修修了者1名で一時預かり事業が実施できるよう、早期に検討いただきたい。	有	【全国知事会】 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限られるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参考すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しさは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準等を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成せらるためのものである。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、各府省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。	-	○家庭的保育事業者は全国に958件しかなく、そのうち約半数は東京都に所在しているため、地方には家庭的保育事業者がない場合も多く、提案団体には、家庭的保育者がいない実情にある。 保育所等との連携体制や利用児童数等の要件を設定することにより、家庭的保育者以外の者が、1人で一時預かり事業を実施できるよう検討すべきではない。 ○保育と預かりは異なるため、保育補助者が一時預かりすることは困難とのことだが、現行で、家庭的保育事業研修の実績をせず、実務経験豊富な保育補助者として認められている者がいる。当該者と比較して、実務経験豊富な保育補助者に不足している資質について、説明すべきではない。 ○一時預かりを実施する場所が、保育所等の施設である場合、当該施設の保育従事者で、その実業経験が適当ではないわけではない。 ○子育て支援員研修の基本研修修了者や専門研修修了者（コースは問わない）について、要件を緩和することができないか検討していただきたい。	-	○一時預かり事業は一時に家庭での保育が困難となった場合において保育所、幼稚園、認定こども園等において児童を一時に預かることで、安心して子育てができる環境を整備することを目的とした事業である。 ○一時預かり事業における質を確保するため、「保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者」の要件として、子育て支援員研修よりも充実した研修を行っている家庭的保育研修を行なうこととしており、ご指摘のよう子育て支援員研修終了者等を要件とすることは保育の質の確保という観点からも認めることはできない。	各府省からの第2次回答		
平成30年度報酬改定の議論の中で、本提案において求められた措置の具体的な内容が、どのような方向で検討されるか明確でないため、改めて以下のとおり、施行規則の改正による本提案の実現を求める。 現行の報酬改定を正しく行なうことのないまま障害福祉サービス報酬の改定によって対応する場合、自己訓練（生活訓練）の範囲でリハビリテーションを実施することになる。しかし、自己訓練（生活訓練）は、その人員基準（※）において理学療法士は作業療法士（以下「療法士等」という。）の配分が妨げられているものでは無いものの、必須とはされていないことから、自己訓練（機能訓練）事業所で対応することが適切である。 既存の生活訓練事業所は、「平成18年度以前の状況を踏まえ運用されてきたもの」であり、仮に障害福祉サービス報酬による障がいの方の対応がなされた場合でも、直ちに高次脳機能障害者に対する医学的リハビリテーションの実施体制を取り得るとは考え難い。それよりも、人員基準上、療法士が配置となっている機能訓練事業所は、身体障害のある高次脳機能障害者に対し医学的リハビリテーションを実施しており、地域においてこのような社会資源を有効活用することが適切な対応である。 (※) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の入員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第177号）	有	【大阪府】 平成26年度診療報酬改定においては、「維持期リハビリテーションの介護保険への適用促進」がなされたが、その際、移行の対象となるないケースとして、「高次脳機能障害者」、失認症や失行症などである。 現行の報酬改定を正しく行なうことのないまま障害福祉サービス報酬の改定によって、治療継続により医療の改善が維持できるとする場合、自己訓練（生活訓練）の範囲でリハビリテーションを実施することになる。しかし、自己訓練（生活訓練）は、その人員基準（※）において理学療法士は作業療法士（以下「療法士等」という。）の配分が妨げられているものでは無いものの、必須とはされていないことから、自己訓練（機能訓練）事業所で対応することが適切である。 既存の生活訓練事業所は、「平成18年度以前の状況を踏まえ運用されてきたもの」であり、仮に障害福祉サービス報酬による障がいの方の対応がなされた場合でも、直ちに高次脳機能障害者に対する医学的リハビリテーションの実施体制を取り得るとは考え難い。それよりも、人員基準上、療法士が配置となっている機能訓練事業所は、身体障害のある高次脳機能障害者に対し医学的リハビリテーションを実施しており、地域においてこのような社会資源を有効活用することが適切な対応である。 (※) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の入員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第177号）	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	平成30年度報酬改定に向けた検討を行っている障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいて、機能訓練及び生活訓練については、訓練の対象者を限定している障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第6条の7を改正し、機能訓練・生活訓練とともに障害者の区別なく利用できるよう具体的な検討を行なっているところ。	各府省からの第2次回答		
許認可制にすることをもって、現に無料低額宿泊施設に起居している者の住まいの確保が困難となることは直接結び付かないと考える。そのため、施設の運営は、平成23年度から3年以内に社会福祉法の届出を行っていない無施設設立者に対して、社会福祉法による低額宿泊支援により低額宿泊支援を行なうなどと実績がある。しかし、居住している旨を失つてしまひ、その場合の受皿として、民間アパートや公営住宅のほか生年保育施設や老人福祉法の有料老人ホーム等が考えられ、社会資源の有効活用により受皿者の受入れが可能である。 また、8月2日の専門部会において、部会長から指摘もあったように、懸念があったとしても経過措置を設けることで対応可能である。 なお、厚生労働省は、「現在行われている生活保護制度の見直しの議論において、法令に最低基準を明記し、基準に満たない事業者に対して、行政が改善命令などを出すために必要な規定の整備を行うなど、生活保護受給者の居住支援の取り方全般について具体的な検討を進めること」との回答があるが、あくまで届出制を前提としている。 この場合、現行制度と同様に、法令に基づく最低基準を満たさない事業者が違法性を認識しながら事業を開始することができるが、入居者は劣悪な環境での生活を余儀なくされる。このように、届出制である限りは劣悪な事業者の収入を許し、生活支援を行う良質な事業者が活動しやすい環境づくりや入居者の福祉を著しく阻害することとなることから許認可制を取ることを20令改定都市の意図として、重ねて強く求めるものである。	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	-	○ いわゆる「貧困ビジネス」については、劣悪な環境下でサービスが提供されたり、重大な事故が発生するなど、利用者の生命や健康を脅かす恐れが高い状況にあって、むしろ許認可制にいう美徳と逆性のある規制により、速やかに優良な事業者を排除し、利用者の居住環境をよくするべきではない理由として、「現に起居している者の住まいに新たな許認可制を導入する」とは言及しているが、現実には、行政が審査して、不採用に當たり、若しくは社会福祉法の規定にそむいていたり、行政が監視して、もしくは行政が監視していない場合に、サービスの提供が受けられない状況に至る例は少なく、改善命令等の規定を整備することにより、サービスの提供の適正化を行なう必要があると考えている。このような現状において、事後の規制を十分に行なつてお足りず、本来自由な行為を止め禁止する事前の規制である許可制が必要と言えるかどうかは慎重な検討が必要と考える。 ○ いずれにせよ、指定都市市長会も参考している社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会等において議論をしていく。	各府省からの第2次回答				

## 厚生労働省 「各府省からの第2次回答」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	見解	補足資料	見解	補足資料
<p>処遇改善等加算は、教育・保育の提供に携わる人材の確保及び待遇の向上を図り、質の高い教育・保育を安定的に供給していくための措入されたものであるが、現状はその事務処理に多大な負担を負わせてしまっている。施設にとっても大きな負担となっている。結果として施設がより良い子育て環境の整備に注力できるとは言ふべきではない。【静岡県】 「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する「簡便な方法」を提示されたことがあるが、この方法では教育・保育従事者及び常勤・非常勤の別に報告が必要となつている賃金改善実績報告書の作成に対応できず、「簡便な方法」を推奨されるのであれば、賃金改善実績報告書の簡素化が必要である。 処遇改善が適切に行われる必要があることは理解できるが、公定価格総額に対する人件費割合で算出する方法など、明確かつ単純な評価基準の設定を行い、少なくとも施設側が制度を理解し、自ら給付費を容易に算定できる仕組みにすべきであり、様々な事務連絡等を示されても問題が解決されないということは、抜本的に制度を見直す必要があると考える。 今後、事務負担の軽減について検討をしていくことだが、実際に事務を行っている自治体や施設の意見が反映されるよう、十分考慮していただきたい。</p>	<p>【静岡県】 処遇改善等加算に係る事務について、加算率の算定に当たって必要な職員の勤続年数を確認する書類について、前年より変更がない場合は提出を省略することなど、現在示されている方法を行ってもなお、多大な書類の確認が必要となっており、簡素化が図られていないと言えない。 【山陽小野田市】 回答にあるような「簡素化をもってしても、多大な事務の負担解消には至っていない、保育現場から多くの問い合わせがあり、内閣府に照会しても迅速な回答が得られない状況で、現場はかなり混乱している」ということを御理解いただきたい。 【山形市】 事務連絡、Q&amp;A集は、いずれも当該年度の取り扱いを、当該年度に入つてから発出している状況。各施設・事業者の運営計画、人材募集・配置、資金計画や、自治体の予算編成のためにには、適用すべき年度の前年度に通知やQ&amp;A等を発出し、理解につなげるべきである。また、加算認定に至っていない場合の概算払い等についても言及しているが、加算認定に至らない主たる要因は、国通知が発出されないことによるものである。施設や自治体側に加算認定に至らない主たる要因がある場合に、平成27年2月3日事務連絡の有効性が見いだせるが、各種通知の発出が当該年度に入つてからなされている状況では、「自治体の実情により決算と分かられる場合」には考えられない。 取扱いの理解を深めるためのQ&amp;A集、事務連絡等の発出を、適用年度の前年度、地方自治体の予算執行時期に間に合うように発出いただくとともに、国による自治体等を対象とした説明会等の実施をお願いしたい。</p>	<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>		<p>処遇改善等加算については、從来より通知やFAQで取扱いを示すとともに、平成29年度当初予算により掲載した子ども・子育て支援推進補助金により、事業者を対象とした説明会の実施に係る費用や事業者からの賃金規程等の相談に応じる職員（社労委等）の雇用・マネジメントの改修に係る費用等の支援を自治体に対して行い、処遇改善等加算の円滑な実施を支援することとしている。 なお、「基準年度の賃金水準」の算出を簡易化する「簡便な方法」と賃金改善実績報告書の作成における書きぶりとの対応については、対応を検討していくたい。</p>

## 厚生労働省 「各府省からの第2次回答」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
○「個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実施という効果が見込まれないもの認めでない」との回答であるが、農業においては組合員農業者と農業協同組合の2者が期間を区切って技能実習の実施主体となることは円滑な技能実習に支障なく、より効果的な技能実習の実施が図られると思われるが、そのような場合であっても認めるよう改善の余地はないのか。	【千葉県】農業協同組合単位では、地域が限られ同一の品目の技術習得となる場合が多い。複数の農業経営体での実習が可能となれば、県内外の各農地の様々な技術を習得することが可能となると思われるため、引き続き要望をしたい。 ○回答の「個人である農業者が、その業務の一部を農業協同組合に委託し、当該農業協同組合が当該業務に係る技能実習の実施主体となり、地方自治体も関与する形で、御提案のような農産物栽培と農産物出荷を行っている例」について具体的な事例などを教えていただきたい。	【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 ○所管府省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【香川県】JAが中心となり、その組合員である農業者との連携は、共同で技能実習が認められている法人の共同性と同様に組織力・安定性が十分確保されていると考えられ、より効果的かつ円滑に技能実習の実施が図られると考える。	【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 ○所管府省からの回答が「現行法により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 【香川県】JAが中心となり、その組合員である農業者との連携は、共同で技能実習が認められている法人の共同性と同様に組織力・安定性が十分確保されていると考えられ、より効果的かつ円滑に技能実習の実施が図られると考える。	【農林水産省】農林水産省は、技能実習法を所管しており、御提案の「個人事業主と法人による共同の技能実習」の実現可否についてはお答えする立場はない。 しかししながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一つの技能実習として行なうことは、現行の規定の下でも可能である。(北海道内の複数の農協について実績有) 具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間で、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指導命令の下、農業者の圃場等で農産物の生産等の実習を行いつつ、農協等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることにより、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと思料される。 【農林水産省】農林水産省は、技能実習法を所管しており、御提案の「個人事業主と法人による共同の技能実習」の実現可否についてはお答えする立場はない。 しかししながら、ご提案の農業者が行う農産物生産と農協等での農産物加工・出荷等の作業を一つの技能実習として行なうことは、現行の規定の下でも可能である。(北海道内の複数の農協について実績有) 具体的には、実習実施者となる農協等が、個人農業者との間で、農産物の生産に関する請負契約を締結し、農協等の指導員による指導命令の下、農業者の圃場等で農産物の生産等の実習を行いつつ、農協等が所有する集出荷施設や農産物加工施設等での作業を組み合わせることにより、農産物の生産だけに限らない、より効果的な技能実習ができるものと思料される。	○「個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実施という効果が見込まれないもの認めでない」との回答であるが、農業においては組合員農業者と農業協同組合の2者が期間を区切って技能実習の実施主体となることは円滑な技能実習に支障なく、より効果的な技能実習の実施が図られると思われるが、そのような場合であっても認めるよう改善の余地はないのか。	○「個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実施という効果が見込まれないもの認めでない」との回答であるが、農業においては組合員農業者と農業協同組合の2者が期間を区切って技能実習の実施主体となることは円滑な技能実習に支障なく、より効果的な技能実習の実施が図られると思われるが、そのような場合であっても認めるよう改善の余地はないのか。
○「現行制度で対応可能であるのであれば、都道府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていざれか一方の監査にゆだねができることを明確にすることを通知の発出を求める。	-	-	-	【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 ○所管府省からの回答が「都道府県・市町村の実情・意向に応じて、個別に対応することは可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	都道府県と市町村との間で調整の上、重複する項目についていざれか一方の監査にゆだねできることを明確にすることを通知の発出を求める。	○「個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実施という効果が見込まれないもの認めでない」との回答であるが、農業においては組合員農業者と農業協同組合の2者が期間を区切って技能実習の実施主体となることは円滑な技能実習に支障なく、より効果的な技能実習の実施が図られると思われるが、そのような場合であっても認めるよう改善の余地はないのか。
本市においては、保育所・認定こども園・地域型保育施設を新設する場合に、事業者決定の公平性や決定過程の透明性を確保するために、公募による事業者決定を行っており、公募前に、事業者に対する施設整備補助の予算が成立していることを条件として、当該公募を行うことが可能となります。 当初予算を根拠として公募を行場合は、交付金のスケジュールの関係上、予算の成立時期が交付金の内示期となるため、実際にによる事業者決定を行なう場合は、修正予算の実現段階で交付金の内示を得て、財源を確保していることが条件となるため、公募を行う前に事前協議を行い、交付金の内示を得た必要があることになります。 今後の事業者決定において、公募以外の方法を選択することは困難な状況であるため、国の手順が現状のままであれば、本市においては補正予算による緊急的な保育所等の新設ができないことがあります。今後も、緊急的な施設整備等のために補正予算による対応が必要となるケースは発生すると思われますので、保育所等整備交付金・認定こども園施設整備交付金の事前協議において、本市の提案どおり、事業者が決定していることに準ずる状態であれば、事前協議への参加を認めさせていただきたく、再度のご検討をお願いいたします。	-	【磐田市】○想定される懸念事項を解消できる「法人が確定していることに準じる条件」の検討をしていただきたい。 【静岡県】事業者未定であっても、市町村内に既に保育所又は認定こども園を運営するなどしている実績があれば一定の適格性が担保されると考えるので、円滑な施設整備を行うのに有効であるため、制度改正を要望する。	【全国市長会】提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	○法人から新たな施設整備の打診を受けている段階等、事業者が確定しない段階で事前協議を行なうことを可能とした場合、適切な事業者かの確認や事業の確定な実態の担保ができないことがあります。 ○それぞれの市町村の実情に応じた時期に事前協議が出来るよう、年間複数回の内示を行うとともに、年間の申請スケジュールを年度当初に周知すること等については引き続き取り組んでいきたい。	○「個人事業主と法人による共同の技能実習では、企業体としての組織力・安定性を活かした効果的かつ円滑な技能実習の実施という効果が見込まれないもの認めでない」との回答であるが、農業においては組合員農業者と農業協同組合の2者が期間を区切って技能実習の実施主体となることは円滑な技能実習に支障なく、より効果的な技能実習の実施が図られると思われるが、そのような場合であっても認めるよう改善の余地はないのか。	

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<附加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
233	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護福祉士修学資金等貸付制度の見直し	介護福祉士修学資金等貸付制度について、4つの事業区分に分けて配分されため、特に推進を図るべき事業に対して重点的に配分する等の裁量がなくない。京都府としては、継続的に介護福祉士を輩出していくために、介護福祉士実務者研修受講料金貸付事業の推進に向け重きを大きめに考えている。地域ごとの事業のニーズを踏まえ、より必要性の高い事業を実施するため、都道府県の裁量により、各事業区分間の配分額を調整できるようにしてほしい。	地域の実情に応じて、各事業区分間の配分額を都道府県の裁量により、調整できようになることで、地域のニーズにあった事業に重点を置いて実施できるようになることで介護人材の確保と質の向上が図られるため、住民の地域福祉の充実につながる。	介護福祉士修学資金等貸付制度実施要綱	厚生労働省	京都府、大阪府、兵庫県、和歌山县、鳥取県、徳島県、京都市	川崎市	-	O 介護福祉士修学資金等貸付事業の中には、介護福祉士修学資金や介護福祉士実務者研修受講料金などが含まれるが、本事業に係る補助金については、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（介護福祉士修学資金等貸付事業分）として交付しており、資金ごとの内訳を設けて交付していない。このため、現行でも実施主体の裁量により配分可能となっている。	各府省からの第1次回答	
236	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	地方公共団体が食品ロス対策を推進できる環境の整備	食糧輸入国である我が国に囲むて、フードバンク等の福祉団体に対する寄付があり、食品ロスの削減は課題の課題であり、これを円滑に進め法定化を整備されたい。	消費者の安心・安全を損なわない範囲で食品寄贈を促進し、各自治体で食品ロス削減のための取組を進めることで、資源の有効利用による住民生活の向上に資する。 ○フランス法の例 食中毒や食品安全事故の発生が現在よりも増加しないよう、現行制度よりも細やかな規定を設け、食の安心・安全を担保した上で、制度を構築し、地方公共団体が食品ロス対策を進め食品寄贈を促進する条例等の制定を検討しているが、食品衛生法は寄贈についても適用されたため、例えば、寄贈責任を問わないという内容の条例を制定しても無効である。	食品衛生法	厚生労働省	京都府、徳島県	旭川市、三鷹市、宮崎県	-	本提案は、「食品事業者が食品を寄付する場合に、食品衛生法上の責任について免除すること」を提案するものと伺っている。 食品衛生法の目的は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることであり、食品事業者に対しては、寄贈によるものも含めて、食品の製造、加工、調理、貯蔵、運搬、陳列及び授受について、清潔で衛生的に行うことを求めている。 また、健康被害の原因となる食品の流通を防止するため、寄贈も含めて、腐敗等している又は異物が混入しているといった食品の販売等を行ってはできないこととされている。 食品衛生法上の責任について、寄贈を基準として一律に免除した場合、上述の食品衛生法の目的を達成することができなくなるため、提案の実現は困難である。 【参考文献】 第一条 この法律は、食品の安全性の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずることにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ることを目的とする。 第五条 贈り物又は多数の者に対する販売以外の授与を含む、以下同じ。の用に供する食品又は添加物の採取、製造、加工、使用、調理、貯蔵、陳列及び授受は、清潔で衛生的に行わなければならない。 第六条 次に掲げる食品又は添加物は、これを販売し不特定又は多数の者に供する販売以外の場合を含む、以下同じ。又は購入の用に供するため、採取し、製造し、輸入し、加工し、使用し、調理し、貯蔵し、若しくは陳列してはならない。 一、腐敗し、若しくは変敗したもの又は未熟であるもの。ただし、一般に人の健康を損なうおそれがない飲食に適すると認められているものは、この限りでない。 二、有毒な、若しくは有害な物質が含まれ、若しくは付着し、又はこれらの疑いがあるもの、ただし、人の健康を損なうおそれがない場合として厚生労働大臣が定める場合においては、この限りでない。 三、病原微生物により汚染され、又はその疑いがあり、人の健康を損なうおそれがあるもの。 四、不潔、異物の混入又は添加その他の事由により、人の健康を損なうおそれがあるもの。	各府省からの第1次回答	
243	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療従事者免許の各種申請の見直し	医療従事者免許の各種申請(新規申請、籍訂正・書換交付申請、再交付申請、未梢申請)は、住所地の都道府県知事に経由し、厚生労働大臣に提出することとされている。申請書様式の宛名である厚生労働大臣名の記載を廃止する。	医療従事者免許の各種申請書様式の厚生労働大臣名を廃止することで、申請者や申請書内容の確認を行う都道府県職員の事務負担を軽減することできる。	医師法第2条、医師法施行令第3条、医師法施行規則第1条の3等	厚生労働省	群馬県、福島県	旭川市、岩手県、茅ヶ崎市、長野県、静岡県、愛知県、京都府、熊本県、北九州市、沖縄県	O 「制度の必要性」 本市においても、厚生労働大臣が未記入又は誤記等による訂正の必要性が生じた場合には、提案団体と同様の方法により対応している。 ○厚生労働大臣の役割と規定されているため、申請者は大臣名を記入しなければならない。 申請者の受付機関である県保健福祉事務所では、厚生労働大臣名の記載がないまま、または誤記を防止するため、受付窓口に大臣名を大きく記載した紙を掲示するなどして対応しているが、実際に厚生労働大臣名が空欄または誤記がある場合には、厚生労働省へ進達する際に正しい厚生労働大臣名を記載した付箋紙を申請書に貼付する等の対応を行っている。 申請者の受付件数は年間約2,800件にのぼり、県保健福祉事務所と申請の取りまとめ機関である県医療・薬剤師会業務課のそれぞれ厚生労働大臣名をはじめとする記載内容を確認しており、事務負担が生じている。 ※医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、機能訓練士	医師等の医療従事者の免許申請書について、医師法施行規則(昭和32年厚生省令第47号)等により様式が定められており、その様式中に、大臣名を記入する箇所を設けている。 ご要望の医療従事者の各種免許申請書における厚生労働大臣の氏名の記入を廃止することについては、省令改正により対応することを検討してまいりたい。	各府省からの第1次回答	
244	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	特定事業所集中減算の制度の見直し	特定事業所集中減算については、平成27年度の介護報酬の改定において、減算対象となる集中割合が90%超から80%超に引き下げられるとともに、対象サービスについてもサービスから17のサービスに拡大された。	提案の実現によって判定に必要となる資料作成や指定権者のヒアリングへの対応などの事務負担を大幅に削減することができるため、自治体、介護サービス事業所の負担軽減につながるものと考えられる。	指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準 別表イ注6 厚生労働大臣が定める基準83	厚生労働省	香川県	川崎市、高松市、大津市、大阪府、鳥取県、徳島県、高松市	O 本市においても、制度改正後の減算の判定件数は20倍程度増加しているにも関わらず、結果は制度改正前と大差がない状態となっており、事務処理にのみ多大な労力を要しているため、制度の見直しを求める。 O 包括支援センターが開催する事例検討会に提出している事例については、減算判定の計算か判定にかかる事例の数は、制度改正前と大差がない。 O 本県においても、減算判定の対象は約3、6倍に増え、事務処理量は大幅に増加した一方、結果は制度改正前と大差がない。 O 異議申立て相当となる事例の数は、制度改正後で大差はない。 O 区域内外に多少の事業所があるが、利用者の選択も限られるといふ理由で、制度の見直しを行っている。また、現在の制度では、介護保険法第2条第3項の農夫と被る範囲である。 O 本県においても、減算判定の対象事業所が大幅に増えたことにより、地域の実情等も踏まえた正当な理由を総合的に判定するためのヒアリングをはじめ、事務処理に多大な労力を要している。 また、医療系サービスにおいては、利用者の必要な医療の特質に応じたサービス提供を図ることが重要であり、集中減算を意識しきつて、利用者の状況や医療連携等を無視した不適切なサービス事業所への変更につながる虞れもある。 このようなことから、利用者に適したサービスの提供を図る上で、集中割合や集中減算に不適当なサービスについて検査するなどを制度を見直す必要性がある。	特記事項	特記事項	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
現行でも実施主体の裁量により配分可能である旨を平成29年度中に地方公共団体に対して通知等により周知していただきたい。	-	-	-			<input type="checkbox"/> 必要な周知方法を検討のうえ、平成29年度中に周知してまいりたい。
第1次回答について了解いたしました。なお、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するためには、寄贈も含め、食品事業者の行為を規制し、責任を明確化する必要があるところですが、食品ロス削減の観点にも配慮しつつ、食品衛生法の適切な運用を引き続きお願いいたします。	-	-	-	【全国知事会】 提案の実現を求める。 ただし、食品の安全性を担保する仕組みを新たに構築の上、実現すること。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		今回、御提案があったことを踏まえ、食品ロス削減の議論の席には、食品衛生法の目的や、当該目的を達成するためには、販売だけでなく寄贈の場合も含めて食品事業者の責任を明確にする必要があることについて、より丁寧に説明してまいりたい。
提案の実現に向けて、積極的かつ迅速な検討をお願いしたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		医師等の医療従事者の免許申請書については、医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)等により様式が定められており、その様式中に大臣名を記入する箇所は設けていない。 ご要望の医療従事者の各種免許申請書における厚生労働大臣の氏名の記入を廃止することについては、平成31年の免許申請から実施できるよう省令改正を行う。
特定事業所集中減算の見直しについては、利用者の希望による特定事業所の選択の状況をはじめ、医療との連携などの地域の実情や自治体、介護サービス事業所の事務負担の軽減などを十分に踏まえた上で検討されたい。	-	-	-	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		特定事業所集中減算の見直しについては、社会保障審議会介護給付費分科会において現在議論いただいているところであり、平成29年度中に結論を得ることとしたい。

厚生労働省 「各府省からの第2次回答」

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答
	区分	分野									団体名	支障事例	
262	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	就職準備金の貸付対象緩和など保育士確保施策の充実	保育士修学資金貸付等制度における就職準備金貸付について、「離職後1年未満」等の潜在保育士へも貸付できるよう制度改正する。	潜在保育士の復職を促し、保育士の確保につながる。	保育士修学資金貸付等制度実施要綱	厚生労働省	大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、徳島県、京都府、大阪市、神戸市、沖縄県	川崎市、浜松市、島本町、北九州市、大村市、沖縄県	○本市においても、当該貸付事業を実施しているが、要件が厳しくために対象者が少ない状況であるため、要件緩和は必要であると考える。 ○潜在保育士の復職を促し、保育士の確保につながる。		就職準備金貸付では、「離職後1年以上経過」していることを要件としているが、当該期間を短縮した場合、貸付を受けるために離職をしてしまうような保育士のモラルハザードが発生する恐れがあり、慎重に検討することが必要。まずは、現在の制度に基づき、ハローワーク等の関係機関との連携強化を図り、潜在保育士の掘り起こしを行るべきである。	
263	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	子育て短期支援事業の実施場所に関する規制緩和	子育て短期支援事業実施市町村の割合は、戦災孤児の保護・収容を目指した児童養護施設等が他府県と比べ充実していることから、全国水準を大きく上回る86%となっている。その一方で、大阪府では児童虐待の相談対応件数が全国一多いため、児童養護施設等では虐待を受けた児童の措置入所で常に満員であり、子育て短期支援事業の利用者を受け入れることが困難となっている。 また、府内における児童養護施設等には地域偏在があり、地元に施設が存在しない市民には送迎等の負担があることから、規制緩和をすることで利用者の近隣に里親を配置することができ、送迎等の負担が解消するため、事業の利用に繋げることができる。また、保育園や幼稚園、小学校等に在籍する子どもたちは、地元の里親家庭を利用することで、休まずに通園・通学することも可能である。	里親支援機関から里親に委託を行えるよう制度の見直しがなされることで、里親への委託が促進されるようになり、児童福祉施設等が満員で受け入れがて適切に行なうことができる施設とされているが、里親のリクルーティング・マッチング・支援を行う里親支援機関を介して里親に委託した場合にも、当事業を実施できるように制度を見直しをされたい。	児童福祉法第6条の3第3項、第21条の9 児童福祉法施行規則第1条の2の6及び、第1条の3、第1条の4 子育て短期支援事業の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知 平成26年雇児発第0529第14号) 里親支援機関事業の実施について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知 平成20年雇児発第040101号)	厚生労働省	大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、焼津市	川崎市、大垣市、島本町、北九州市、大村市、沖縄県	○当内に児童養護施設や児童院がなく、子育て短期支援事業を利用する場合は、保護者が市外にある施設へ送迎する必要があり、大きな負担となっている。 ○当市は児童養護施設とアミーリーホーム(1か所)と子育て短期支援事業の委託契約を結んでいるが、2施設と少ないことから申請に対応できているのは半分程度である。定員や年齢等の理由で施設から受け入れを断られることが多々あり、出産や入院等の切迫した状況で、施設が使えない場合、児童相談所にて時保護を依頼したケースも複数あった。ほかにも緊急時の受け入れや学校等の送迎など、里親家庭を利用することで課題解決が図られる。	子育て短期支援事業の実施場所については、「児童養護施設その他保護を適切に行なうことができる施設」としており、施設のない里親支援機関は実施できないこととされている。施設のない里親支援機関が当事業を実施できるよう見直すことについては、そうした機関が緊急時に里親を支援することが可能か等、課題を整理した上で検討してまいりたい。		
271	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	児童養護施設における看護師配置の基準の緩和	【現状】 児童養護施設では、児童被虐など不適切な療養による被害の症状として、低体温、低体重、夜尿症をはじめ、攻撃性や衝動性をコントロールするための投薬管理や医療的な指示助言等多様な行動上の障害に対する医療ケアを必要とする児童がいる。そのため、医療的支援体制の強化は目的に児童養護施設等の看護師配置が可能となっており、平成22年度から医療的ケアが必要な児童数が20名から15名に減少された。 また、国においては、「児童養護施設の小規模化及び家庭的養護の推進について」を発出し、各施設において小規模化・地域分散化等を進めており、本県でも、兵庫県家庭の養護推進計画(平成27~平成41年度)を策定し、施設の小規模化等に取り組んでいる。 【支障事例】 本県の施設では、平成27年度で130人の児童が医療的ケアを必要としているが、通院に際して、児童が急に体調が悪くなったり、児童指導員では緊急的な対応ができる状況になってしまった例がある。県としては、医療的ケアが必要な児童は看護師が配置されている施設に入所するよう努めているが、本県の児童養護施設等の小規模化に因る施設の不足により、各施設に分散している状況である。児童養護施設の小規模化を進めているが、医療的ケアを必要とする児童が15人以上という基準は施設の実情に合っていない。 児童養護施設等の小規模化が進む中、医療的ケアを必要とする児童がいるが、施設の実情に合わせて看護師の配置が進むことによって、多くの施設で支障が発生することを強く懸念しており、現場の実態に合わせた基準の見直し及び必要な支援を求めていた。 ※(一社)兵庫県児童養護連絡協議会からも同様の要望がある。	医療的ケアが必要な児童や被虐待児童へのきめ細かい対応が可能となり、児童の安心・安全な養育に資することができる。	平成24年4月5日付 雇児発第0405号第11号 厚生労働省雇用均等・児童家庭局通知第6	厚生労働省	兵庫県、滋賀県、京都府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	長野県、大分県	○国は児童養護施設等の小規模化を進めており、本県でも児童養護施設9カ所のうち大倉施設は1カ所で、定員も40名以下の施設がほとんどであるなど小規模化が全国に先駆けて進んでいる。こうした中、医療的ケアを必要とする児童が15人以上という基準は施設の実情に合っておらず、施設側から規制緩和の要望が出ている。 ○改正必要、運営する立場からすれば、人材確保の面で旅費・交通費の補助対象の特例を設けることは助かるとしても思う。本県でも高齢化に伴う指導者不足・校区の広域化が進むなか、各市町村が運営に苦慮している実情がみられる。 ○県内の施設では、平成27年度で100人の児童が医療的ケアを必要としている。通院等についても児童指導員が対応しているが、個別的な対応が必要となるため各施設には大きな負担となっている。本県の児童養護施設(14施設)、地域小規模6施設のうち、看護師がいる施設は3施設であるが、全施設に医療的ケアの必要な児童が入所しており、各施設に分散している状況である。児童養護施設の小規模化を進めているが、医療的ケアを必要とする児童が15人以上という基準は施設の実情に合っていない。当該基準が緩和されなければ、看護師配置が進まず、今後も児童養護施設看護員へ負担を強いこととなる。よって、現場の実態に合わせた基準の見直し及び必要な支援を求めていた。	ご提案の内容については、『新たな社会的養育の在り方に関する検討会』における児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進に関する議論等を踏まえ、検討していくたい。		
307	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	医療型児童発達支援における医師の常勤要件の緩和	指定医療型児童発達支援事業における医師の常勤要件の明確化	現在兵庫県でも医師不足は否定的の中、北播磨圏域においては常勤医師が常勤で勤務しており、後継者が居ない状況である。児童指導員等の医師不足や近隣の医療機関等への依頼をするも、見付かず、当該常勤医師が欠けた後、現在のように勤務体制を確保することは極めて困難な見通しであり、近い将来閉鎖もしくは福澤型への変更を危惧する考えである。そのため、医療型の子供の医療が出来なくなるため、福祉移行へ移行すればドクターハンツーが発生する可能性があること、外来児の受け入れや訓練が出来なくなるとともに、近隣に外へ受け入れてくれる場所もない。 また、医療型の继续性の不可能となれば、近隣での同様の施設はなく、放課後等デイサービスへの通所があるが、重度障害児等を受け入れる事業所は近隣においては受け入れを困難としている。 その上、医療型から福澤型への変更をした場合、保育・療育、診察、摂食介助等と一緒に実行している施設が近隣にはなく、同じサービスを受けようと思えば2か所から3か所以上を保護者が児童を連れて走り回ることとなり負担増はもとより不可能な状況となる。また児童の発達に関する療育が将来にわたり影響する。 従って、北播磨地域における障害児の医療的支援体制は崩壊の危機にあり、現行の医師配置の標準の規定について、当地域の実情を勘案し、標準を一定程度回復する場合であっても医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置や規定の明確化等をお願いしたい。	医療型児童発達支援事業における、設置基準について、要件(児童福祉法に基づく指定通所支援事業等の人員、設備及び運営に関する基準第56条及び医療法施行規則第21条の2:児童発達支援事業所に置くべき医師の負担を緩和するための常勤医師が勤けた後、現在のように勤務体制を確保することで、事業体制の継続について検討することができる。常勤医師の不在により「わかあゆ園」が同事業を停止すれば、現在利用している障がい児は受け入れができない状況となり、医療型児童発達支援事業を受けることが不可能となる。 現在も「わかあゆ園」が、主として重症心身障害児を受け入れる施設型事業所として指定を受けることで、現在行っている支援を継続して提供することが可能であり、多くの事業所がこのような運営を行っていると承知している。	児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準第56条、医療法第21条の2、医療法施行規則第21条の2	厚生労働省	北播磨こども発達支援センター事務組合わかゆ園	西脇市、小野市、加西市、加東市、多可町	過去の新聞記事① ・過去の新聞記事②	○本年4月現在において、市内から17名もの障がいのある児童が同施設に通園し、療育訓練を受けていている。 近隣において医療型児童発達支援事業を行う施設がないため、常勤医師の不在により「わかあゆ園」が同事業を停止すれば、現在利用している障がい児は受け入れができない状況となり、医療型児童発達支援事業を受けることが不可能となる。 ついては、障がい児が安心して療育を受けられるよう、地域の実情を勘案し、現行の医師配置の標準の規定について、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援事業が継続できるよう規制緩和を求める。 ○北播磨こども発達支援センター事務組合わかゆ園を組織している当市においても状況は同じであり、北播磨地域における障害児の医療的支援体制は崩壊の危機にあり、現行の医師配置の標準の規定について、当地域の実情を勘案し、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置や規定の明確化をお願いしたい。	医療型児童発達支援は診療所において発達支援と併せて医療を提供するものであり、医療型児童発達支援における医師の配置基準を緩和した場合には、診療所ではなくため医療が提供できなくなり、医療型児童発達支援の責務を果たすことができなくなるため、当該提案の対応は困難である。 なお、「わかあゆ園」が、主として重症心身障害児を受け入れる施設型事業所として指定を受けることで、現在行っている支援を継続して提供することが可能であり、多くの事業所がこのような運営を行っていると承知している。 医療型児童発達支援センター:98 主として重症心身障害児を受け入れる児童発達支援(福澤型):292か所 (参考)主として重症心身障害児を受け入れる事業所(福澤型)の人員配置基準) 嘱託医 1人以上 看護師 1人以上 児童指導員又は保育士 1人以上 機能訓練担当職員 1人以上 児童発達支援管理責任者 1人以上
308	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	障害児リハビリテーション料の施設基準における医師の常勤要件の緩和	障害児リハビリテーション料の施設基準における医師の常勤要件の緩和	当該施設では、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適応のための訓練及び治療を行うため、保育・給食・送迎等の支援サービスに加え、治療(診察、リハビリテーション)を行っているところである。上記の診療報酬の算定方法の規定により、常勤医師一名が必要となるが、当該施設以外の障害児リハビリテーション料を設けている施設が近隣にはなく、当該施設を卒業した児童が、継続的にリハビリテーションのケアを受けるために、当該施設の維持は重要なとなる。 当該施設の事情では、施設の常勤医師の高齢化(現在88歳)と地域の医師不足による後任医師不在により困難となっている。 従って、北播磨地域における障害児の医療的支援体制(外来リハビリテーション)の算定要件の緩和に係るは崩壊の危機にあり、現行の医師配置の規定について、当地域の実情を勘案し、標準を一定程度回復する場合であっても医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置や規定の明確化等をお願いしたい。	医療型児童発達支援事業における、障害児リハビリテーションの施設基準について、要件(厚生労働省告示第63号:障害児(者)リハビリテーション料を担当する専任の常勤医師が一名以上配置されていること。)を非常勤医師でも可とすることで、事業体制の継続について検討することができ、市民が望む医療型センターの存続が可能となる。	健康保険法第76条、高齢者の医療の確保に関する法律第71条、厚生労働省告示第63号	厚生労働省	北播磨こども発達支援センター事務組合わかゆ園	西脇市、小野市、加西市、加東市、多可町	○本年4月現在において、市内から17名もの障がいのある児童が同施設に通園し、療育訓練を受けており、また、施設を卒業した児童が継続的にリハビリテーションのケアを受けている。 近隣において、当該施設以外に障害児リハビリテーションを実施している施設がなく、唯この施設であるにもかかわらず、現在、常勤医師の高齢化(現在88歳)と地域の医師不足により施設の維持が困難となっているところから、障害児(者)リハビリテーション料の施設基準に定められた現行の医師配置の規定について、地域の実情を勘案し、標準を一定程度下回る場合であっても医療型の常勤医師でも可能となるなど、規制緩和を求めるものである。 ○北播磨こども発達支援センター事務組合わかゆ園を組織している当市においても状況は同じであり、北播磨地域における障害児の医療的支援体制は崩壊の危機にあり、現行の医師配置の標準の規定について、当地域の実情を勘案し、標準を一定程度下回る場合であっても医療型の常勤医師でも認められる等の、医療型児童発達支援事業が存続できるよう、特例措置を求める。	○ 診療報酬上、「障害児(者)リハビリテーション料」を含む特に点数を定めているリハビリテーション料は、適切な計画の下にその効果を定期的に評価し、それに基づく計画の見直しを行はう質の高いものを評価しており、その他の簡単なリハビリテーションの費用は算定できない。 ○ 診療報酬の算定要件や施設基準は、こうした医療を担保するために定めており、「障害児(者)リハビリテーション料」の施設基準における常勤医師の配置は、通常数ヶ月以上長期にわたって計画的・継続的に行なうリハビリテーションについて、その効果を十分に把握した医師の配置を行なうものである。 ○ このため、「障害児(者)リハビリテーション料」の算定における常勤医師の配置に関する規定を緩和することは、診療報酬上評価する医療の担保ができないことがあることから求めている。	

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見		提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)		各府省からの第2次回答							
見解	補足資料	見解	補足資料												
○貸付を受けるために離職してしまうモラルハザードの発生の恐れについては、本制度はそもそも貸付ではなく、就職に当たって必要とする費用に対する対応とした貸付制度であり、通常の免除についても保育所等での年間従事する必要があることから、モラルハザードとして問題化するほど、貸付を控えるためだけに、安易に離職する恐れには極めて低いと考えられる。	-	-	-	[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。							○ 就職準備金の貸付事業は、通常、本人が負担する転居費が伴う場合における転居費用や申込者の子どもが保育所等を利用する際に必要となる料金など、幅広い費用を対象にし、一定の要件の下、返還を免除するものであることや政策として、保育士の職場定着を促していることと逆行しないことを踏まえ、慎重に検討することが必要だと考えている。 なお、当該貸付事業の実績として、今年度の4月から7月までの4ヶ月で100件以上の貸付決定を行った県もあり、周知徹底により潜在保育士の就職支援への活用が進んでいる事例もある。				
○また、就職する者のうち離職後1年未満の者は約1割を占めている状況があるため、期間の要件緩和により、保育人材の確保につながる効果がある。	-	-	-	[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。							○ なお、ハローワークや保育士・保育所支援センターと連携した潜在保育士の掘り起こしについては既に積極的に行っているところであるが、貸付決定は10数件と低調な状況にあるため、より活用されやすいよう要件緩和されることを提案する。				
本府においては、平成20年4月1日雇用労第040101号による「里親支援機関事業の実施について」により、里親支援において豊富な経験を有する民間NPO法人と連携し、里親支援機関を設置し、地域コミュニティの再生を基盤とした里親の開拓から調査、研修、マッチングから支援までを一貫して取り組み、里親を活用した乳幼児預かりモチル事業に平成27年度より取組んできました。	-	-	-	[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。							施設のない里親支援機関が事業を実施できるよう見直すことについては、そうした機関が緊密に連携して事業を実施することが可能か等、今後国が設置する予定のオフィスティング機関事業実施のためのプロジェクトチームにおける検討等の動向を踏まえ、課題を整理した上で検討してまいりたい。				
また、厚生労働省は上記通知を廃止し、平成29年3月31日雇用労第0331第44号「『里親支援事業の実施について』により、「里親支援事業実施要綱」が定められ、平成29年4月1日より実施されることとなつことから、同要綱に定める里親支援機関（A型）として指定を行い、府内6カ所の子ども家庭センターそれぞれに里親支援機関を設置する計画を推進している。	-	-	-	[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。							○ 本府の6カ所（うち2ヶ所がNPO法人を指定）の里親支援機関は、既に、児童相談所より、児童福祉法第27条第1項第3号に基づく里親委託や同法第33条第1項に基づく一時保護委託をマッチングし、緊急時の対応を含めて支援を行っており、厚生労働省回答の課題はクリアしているものと考える。 しかしながら、今後、里親支援事業実施要綱に基づき、全国の都道府県がさまざまな里親支援機関（A型及びB型）を指定することも想定され、緊急時の対応等、懸念されるることも理解できる。 については、市町村の役割が強化される中、子育て短期支援事業は必要不可欠なサービスであり、社会的養護関係施設のない市町村において、子育て短期支援事業の社会資源を持つことは喫緊の課題である。施設を持たない里親支援機関が子育て短期支援事業を受託することができる指針について早急に策定されたい。				
新たな社会的養育の在り方に関する検討会から提出された「新しい社会的養育ビジョン」では、施設の小規模化や地盤分散化や子どものケアニーズの多様化による専門職の即時の必要性が示されている。こうした方向性は、児童養護施設の小規模化や医療的ケアが必要な児童に対応するため15人以上という看護師配置基準の緩和を求める本府の提案と一致すると理解している。 今後、本提案の実現に向けた検討を行い、平成29年度中に結論を出していく予定。	-	-	-	[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。							平成28年改正児童福祉法や有識者により取りまとめられた『新しい社会的養育ビジョン』を踏まえ、ご提案内容について検討してまいりたい。				
医療型児童発達センターは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与、集団生活への適用のための訓練及び治療を行うセンターとして、児童発達支援に加え、施設内診療所を有する医療機関として、医師による診察、リハビリテーション等の治療を行っている。	-	[加西市、小野市、西脇市、多可町]	[全国知事会] 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参酌すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させざるものである。	[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。							○ 提案の趣旨は、治療（診察、リハビリテーション）を提供する体制を維持しつつ、医師の配置の緩和を希望するものと承知しているが、 ・医療型児童発達支援の医師の条件を緩和した場合、診療所ではなくなるため、医療法の規定により医療を提供することはできない ・提案のよう、診療所に常勤医師を不要とすることを認めるような制度変更は、医療提供体制のあり方に影響が及ぶことになり医療型児童発達支援の基準の議論の射程を超えるものである。 ことから、本提案の対応は困難である。 なお、重症心身障害児を受け入れる事業所においては、福祉型の事業所として嘱託医等を配置して支援を行うことは可能と考えられる。				
当該施設は北播磨圏域（三木市を除く、小野市、加西市、加東市、西脇市、多可町で面積719.1Km <sup>2</sup> 、人口198,736人）唯一の「医療型児童発達支援センター」であり、現在、高齢の医師が常勤で勤務しており、後任の小児科医の確保が債務となっている。 兵庫県や近隣病院等へ働きかけを行っているが、確保は極めて困難な状況である。また、医師の治療費（診察料、リハビリテーション）を提供する医療機関は近隣には少なく、その数も十分ではないため、当施設の果たす役割は大きい。 また、「医療型児童発達支援センター」の有する専門性を生かした、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への援助、助言を合わせて行うなど、地域の中核的な療育施設としての役割は非常に大きく、その影響は通園する児童のみならず、近隣地域の支援を必要とする児童まで及ぶと考えられる。 障がいの早期発見、療育において、医学的側面からの支援を失うことは、児童の発育に対して将来に亘って影響すると考えられ、利用者からもリハビリテーションの継続支援を望む声が多く挙がっている。	-	[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	[全国知事会] 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参照すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させざるものである。	[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。							○ 提案の趣旨は、治療（診察、リハビリテーション）を提供する体制を維持しつつ、医師の配置の緩和を希望するものと承知しているが、 ・医療型児童発達支援の医師の条件を緩和した場合、診療所ではなくなるため、医療法の規定により医療を提供することはできない ・提案のよう、診療所に常勤医師を不要とすることを認めるような制度変更は、医療提供体制のあり方に影響が及ぶことになり医療型児童発達支援の基準の議論の射程を超えるものである。 ことから、本提案の対応は困難である。 なお、重症心身障害児を受け入れる事業所においては、福祉型の事業所として嘱託医等を配置して支援を行うことは可能と考えられる。				
身近な地域における障害特性に応じた専門的な支援を行うためには、医療的支援は必要不可欠であるとともに、市民からは、医療型としての児童発達支援センターの存続要望は多く、福祉型への移行は、市民の要望や期待を裏切ることとなり、北播磨圏域でも発達支援センター事務組合わかつあい園（小野市、加西市、西脇市、多可町）としてそのような判断はできない。 従って、北播磨圏域（三木市を除く、小野市、加西市、西脇市、多可町で面積719.1Km <sup>2</sup> 、人口198,736人）における障がい児の医療的支援体制は障害の危機にあり、現行の医師配置の基準の規定について、当地域の実情を勘案し、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援が存続できるよう特例措置や規定の明確化等をお願いしたい。	-	[加西市]	[全国市長会] 障害の早期発見、療育において、医学的側面からの支援を失うことは、児童の発育に対して将来に亘って影響すると考えられ、利用者からもリハビリテーションの継続支援を望む声が多く挙がっている。 身近な地域における障害特性に応じた専門的な支援を行うためには、医療的支援は必要不可欠である。 従って、北播磨圏域（三木市を除く、小野市、加西市、西脇市、多可町）における障がい児の医療的支援体制は障害の危機にあり、現行の医師配置の基準の規定について、当地域の実情を勘案し、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援が存続できるよう特例措置や規定の明確化等をお願いしたい。	[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。							○ 障害児（者）リハビリテーションの現行の施設基準は、項目の評価に対して適切なリハビリテーションの提供が担保されるよう、設定しているものである。 ○ 提案については、今後、支え手の減少などが見込まれる中で、限られた医療資源の有効活用や医療従事者の負担軽減といった点も考慮しつつ、障害児に対する適切なリハビリテーションの提供を確保していく観点から、常勤医師の配置に関する施設基準への見直しの必要性も含め、平成28年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会において検討してまいりたい。				
医療型児童発達センターでは、児童発達支援に加え、治療を目的とした診察、リハビリテーションを実施しており、リハビリテーション料は、障害児（者）リハビリテーション料の施設基準に基づき、専任の常勤医師名等を配置し、診療報酬の請求を行っている。	-	[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	[全国知事会] 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参照すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させざるものである。	[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。							○ 障害児（者）リハビリテーションの現行の施設基準は、項目の評価に対して適切なリハビリテーションの提供が担保されるよう、設定しているものである。 ○ 提案については、今後、支え手の減少などが見込まれる中で、限られた医療資源の有効活用や医療従事者の負担軽減といった点も考慮しつつ、障害児に対する適切なリハビリテーションの提供を確保していく観点から、常勤医師の配置に関する施設基準への見直しの必要性も含め、平成28年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会において検討してまいりたい。				
それ以上に、施設の常勤医師の高齢化と地域の医師不足による後任者の常勤医師1名の確保が難しい状況であります。施設の継続が困難となっています。 当施設は北播磨圏域（三木市を除く、小野市、加西市、西脇市、多可町で面積719.1Km <sup>2</sup> 、人口198,736人）唯一の「医療型児童発達支援センター」であり、児童発達支援の存続を目的とした医師配置の規定について、当地域の実情を勘案し、標準を一定程度下回る場合であっても医療型児童発達支援が存続できるよう特例措置を規定の明確化等をお願いしたい。	-	[加西市]	[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	[全国知事会] 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参照すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させざるものである。	[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。							○ 障害児（者）リハビリテーションの現行の施設基準は、項目の評価に対して適切なリハビリテーションの提供が担保されるよう、設定しているものである。 ○ 提案については、今後、支え手の減少などが見込まれる中で、限られた医療資源の有効活用や医療従事者の負担軽減といった点も考慮しつつ、障害児に対する適切なリハビリテーションの提供を確保していく観点から、常勤医師の配置に関する施設基準への見直しの必要性も含め、平成28年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会において検討してまいりたい。			
身近な地域での療育支援体制は、障がい児の地域での生活を支える基盤であり、当園のリハビリテーションが果たす役割は大きい。 従って、現行の障害児（者）リハビリテーション料の医師配置の規定について、当地域の実情を勘案し、施設基準について、非常勤医師でも認められる等の障がい児に対する医療支援体制の存続が可能なよう、特例措置を求める。	-	[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。	[全国知事会] 「従うべき基準」については、条例の内容を直接的に拘束するものであり、国が設定するのは、真に必要な場合に限定されるべきものとの地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、廃止し、又は参照すべき基準へ移行すべきである。 「従うべき基準」の見直しは、サービス水準の切下げや国の政策目的を阻害する地方自治体の施策の許容ではなく、国が全国一律に決定している基準を地方自治体自らが決定し、その地域の実情に合った最適・最善なサービス・施策が講じられることを達成させざるものである。	[全国市長会] 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。							○ 障害児（者）リハビリテーションの現行の施設基準は、項目の評価に対して適切なリハビリテーションの提供が担保されるよう、設定しているものである。 ○ 提案については、今後、支え手の減少などが見込まれる中で、限られた医療資源の有効活用や医療従事者の負担軽減といった点も考慮しつつ、障害児に対する適切なリハビリテーションの提供を確保していく観点から、常勤医師の配置に関する施設基準への見直しの必要性も含め、平成28年度診療報酬改定に向けて中央社会保険医療協議会において検討してまいりたい。				

厚生労働省「各府省からの第2次回答」

管 理 番 号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	制度の所管・関係府省庁	団体名	その他 (特記事項)	<追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>		各府省からの第1次回答			
	区分	分野									支障事例					
292	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	介護保険指定居宅サービス及び障害福祉指定サービス事業所の指定に係る有効期間の定めについて弾力的な運用	介護保険指定居宅サービス及び障害福祉指定サービス事業所の指定に係る有効期間の定めについて弾力的な運用	現在は、介護サービス事業者や障害福祉サービス事業者においては、サービスごとに係る有効期限が異なる場合に、事業者は、更新の申請の手続きをまとめて行うことができるようになるため、事務負担を軽減することができる。また、自治体(都道府県(市))においても、更新に係る事務手続き(通知、進捗確認、審査、決裁)の効率化を図ることができる。	同一事業所で複数サービスを指定していく場合に、事業者は、更新の申請の手続きをまとめて行うことができるようになるため、事務負担を軽減することができる。	介護保険法第七十条の二 他 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第四十一条 他	厚生労働省	船橋市	仙台市、千葉県、八王子市、横浜市、新潟市、高山市、各務原市、名古屋市、春日井市、大津市、府中町、長崎市、熊本市、宮崎市	○提案市と同様に、複数のサービスの指定を受けている事業者において、サービスごとに指定の有効期限が異なる場合には、その更新ごとに申請書類や添付書類の準備しなくてはならず、事業者にとって大きな事務負担となっている。 ○本市においても、事業者から指定の有効期限をそろえることができないかという旨の問い合わせがある。 本件提案のとおり、複数のサービスの指定を受けている事業者において、サービスごとに指定の有効期限が異なる場合には、それぞれのサービスごとに更新が必要となっているため、その更新ごとに申請書類や添付書類の準備しなくてはならず、事業者にとって大きな事務負担となっている。 (障害福祉指定サービス) 多機能型施設や訪問介護については同一事業所で複数サービスを指定していることが多く、指定の有効期限が異なることで、事業者から更新対象となっているサービス名やサービスに応じた必要書類・記載内容について問い合わせを受ける事例があり、事業者における混乱や負担が伺われる状況である。 また、本市の更新事務においても審査や進捗管理等について効率的に事務を進めることができると考えられ、必要性を感じている。 ○現在は、介護サービス事業者においては、サービスに係る指定の更新を6年ごとに受けなければならないと規定されていることから、複数のサービスの指定を受けている事業者において、サービスごとに指定の有効期限が異なる場合には、それぞれのサービスごとに更新が必要となっているため、その更新ごとに申請書類や添付書類の準備しなくてはならず、事業者にとって大きな事務負担となっている。 また、指定権者としての自治体(都道府県(市))においても、更新に係る事務手続き(通知、進捗確認、審査、決裁)が煩雑になっている。	介護保険法第70条の2第1項及び障害者総合支援法第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定障害福祉サービス事業者の指定は、6年ごとにそれらの更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失うとされている。これは、指定の有効期間を規定したがって、同一事業所で複数の居宅サービス又は障害福祉サービスの指定を受けており、それぞれの指定の有効期限が異なる場合に、それらの指定の有効期限を合わせて更新することは、現行でも可能となっている。 指定の更新事務については、自治体においてそれぞれ手続き方法を定めており、指定の更新に係る手続きは、それらに則って行われるものと認識しているが、必要に応じて、指定の有効期限をあわせて更新することも可能である旨を、全国会議等で周知したい。				
293	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」の重複解消	地域子育て支援拠点事業の委託を受けていた保育所・幼稚園が認定こども園に移行した際に生じる、地域子育て支援拠点事業と子育て支援事業の重複解消	認定こども園については、「地域における子育て支援を行う機能を持つ施設」として認定を受けているが、一方で、「地域子育て支援拠点事業」の委託を受けていた保育所等が認定こども園に移行した際、「自治体向けFAQ」によれば移行前の保育園(又は幼稚園)時代に受託していた「地域子育て支援拠点事業」をやめることなく、利用者である保護者の相談先が増加するため利便性の向上に資する。 FAQによれば、「認定こども園・幼稚園・保育所と、地域子ども・子育て支援事業の一つである地域子育て支援拠点事業とは、相互に独立した事業であることが示されているが、認定こども園の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」は、創設目的や事業内容が共通しており、「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほとんど変わらない、外観上、利用者から双方の違いが不明瞭でないため、混亂を招いている。 認定こども園に対する「地域子育て支援拠点事業」を委託する際に、重複感があるため、今後本市の地域子育て支援拠点事業を保育所・認定こども園で実施する場合には、本園と別施設にて実施することを求めて効果的に地域子育て支援拠点事業を設置していくたいと考えているため、FAQによる事実上の義務付けについて見直しを求めるとともに、認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」それぞれの要件・効果等違いについて、明確化されたい。	認定こども園について、「地域における子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」を地域の実情に応じて、設置できることとすることで、限られた資源で地域全体の子育て支援を有効に行なうことができ、効率的に事業を実施することが可能となるとともに、利用者である保護者の相談先が増加するため利便性の向上に資する。 また、両事業の違いについて明確化することにより、地域の子育て支援を効率的に実施することができる。 認定こども園の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」と認定こども園の「子育て支援事業」を一体的に行う場合、実施体制はほとんど変わらない、外観上、利用者から双方の違いが不明瞭でないため、混亂を招いている。 認定こども園に対する「地域子育て支援拠点事業」を委託する際に、重複感があるため、今後本市の地域子育て支援拠点事業を保育所・認定こども園で実施する場合には、本園と別施設にて実施することを求めて効果的に地域子育て支援拠点事業を設置していくたいと考えているため、FAQによる事実上の義務付けについて見直しを求めるとともに、認定こども園固有の「子育て支援事業」及び「地域子育て支援拠点事業」それぞれの要件・効果等違いについて、明確化されたい。	子ども・子育て支援 教育・児童福祉法、就学前教育の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律、平成29年3月9日「自治体向けFAQ【第15版】」[206]	内閣府、文部科学省、厚生労働省	和歌山市	・生活保護費の費用返還及び費用微収決定の取り扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号)(第一次改正平成26年4月25日社援保第0425第4号)(第二次改正平成28年3月31日社援保第0331第3号)	内閣府、文部科学省、厚生労働省	和歌山市	・生活保護費の費用返還及び費用微収決定の取り扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号)(第一次改正平成26年4月25日社援保第0425第4号)(第二次改正平成28年3月31日社援保第0331第3号)	徳島県、宮崎市	○本県においては、幼保連携認定こども園に対し、認定こども園法に規定する子育て支援事業を実施するところと義務付けられていたが、地域子ども・子育て支援事業としての「地域子育て支援拠点事業」は、これと別に、専任職員の配置や長時間の開所時間を前提として、より高度できめ細かな子育て支援を行なう拠点として市町村の委託等により実施されるものであり、両者が重複する部分はあり得るもの、相互に独立した事業である。 「地域子育て支援拠点事業」の実施場所としては様々な場所が考えられるが、既に一定の子育て支援機能を有する認定こども園もしくは施設等に併設する場合も多くのと考へておらず、実際には、相当程度の認定こども園で事業が実施されている(平成28年度実績:587箇所(至1/6/03箇所))。将来より更なる拠点整備も求められる中で、認定こども園に対する事業委託の継続には、引き続き、特段の配慮をお願いしたいと考えているが、認定こども園の義務として実施される「子育て支援事業」と要件・効果等の違いが不明確であるう御指摘については、対応を検討してまいりたい。 なお、「地域子育て支援拠点事業」の委託については、あくまでも事業者との相談のうえ、最終的には市町村において適切に判断されるべきものであり、国として義務付けを行っているわけではない。	認定こども園においては、認定こども園法に基づき、保護者のニーズを踏まえた「子育て支援事業」を実施するところと義務付けられていたが、地域子ども・子育て支援事業としての「地域子育て支援拠点事業」は、これと別に、専任職員の配置や長時間の開所時間を前提として、より高度できめ細かな子育て支援を行なう拠点として市町村の委託等により実施されるものであり、両者が重複する部分はあり得るもの、相互に独立した事業である。
298	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	生活保護法第78条の2の保護金品等の調整における上限額への弾力的運用	生活保護法第78条の2による費用微収における保護金品等との調整においては、「生活保護費の費用返還及び費用微収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)」により上限について、保護受給者の同意と福祉事務所の判断があれば裁量を加えられるようにしてい。	生活保護法第78条の2による費用微収における保護金品等との調整においては、「生活保護費の費用返還及び費用微収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)」により上限について、保護受給者の同意と福祉事務所の判断があれば裁量を加えられるようにしてい。	生活保護法第78条の2	厚生労働省	郡山市	ひたちなか市、青梅市、多摩川市、豊田市、市、北九州市、熊本市	○生活保護法第78条の2による費用微収における保護金品等との調整の制度は、納付漏れ防止生活保護費の費用返還及び費用微収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号)(第一次改正平成26年4月25日社援保第0425第4号)(第二次改正平成28年3月31日社援保第0331第3号)	○ご指摘の裁量については、通知において単身世帯で5,000円程度、複数世帯で1万円程度とされていることから、これらの金額を大きく超えない限りにおいては、現行でも許容されるものであり、この範囲内において保護の実施機関で判断されたい。					

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	補足資料	見解	補足資料			
本市に加え、複数の自治体が支障事例をあげていることから、年内を目途に、指定居宅サービス事業者及び指定障害福祉サービス事業者の指定の更新に係る手続きで、指定有効期限が異なっている場合に、指定有効期限前に指定の更新をあわせてすることが可能である旨（及びその手続き事例）を通知いただきたい。	一 【八王子市】 6年未満であれば可能とのことだが、介護保険法第70条の2等を見ると、「6年ごと」と明記されており、「6年未満」と解釈することは問題であり、かつ第一事業所の場合併せて更新することで可能と解釈することは問題である。 「6年未満」と解釈できる第115条の45の6に「厚生労働省令で定める期間ごとに」と明記されており、介護保険法施行規則第140条の63の7で「6年未満」と解釈することが可能であるため、この取り扱いと同様となるべきである。各都道府県は、各自の実情に応じて、各自の行政機関が運営する厚生労働省において、全国標準化の議論の周辺にござらず、標準の規範が必要であると考える。 現行の規定で6年未満の更新が可能である場合は、どのような手続によるものか明確にされたい。 ①指定区分の有効期限は6年とするものの、事業者の申請により、当該期間内に更新手続ができる。 ②指定区分の有効期限を2年や3年とすることができる。 ③申請の際にも、既存の手続と併せて、新規の手続を行なうことができる。 ④した場合、既存の指定区分有効期間終了前に、次期区分を行うこととなるため、従来指定期間の残存期間の行政区分が変換して存在することとなり、前区分の期間変更区分を行なう必要があると考へるがどうか。 また、制度変更等があった場合、改正法附則等で次期更新期限までに対応すべしとされた場合、当該期限以前に更新すれば新基準に拘束されない期間が誕生するという不純な動機による申請が発生する懸念があるがどうか。 ②とした場合、今回のケース以外の事由（新規事業所だから、また、悪質な事業所だから等の理由）により、指定権者の裁量で期間を設定されることとなるが想われるがどうか。 また、法規案について、「6年」として一般的の行政区分が想定されるが、これは何がどうか。 現行の規定で6年未満の更新が可能である場合は、その期間内であれば更新手続が可能とするなら「6年以内」「6年を経過するまで」のような表現とすべきである。 なお、「6年ごと」の解釈を回答のようにすれば、障害者給付支援法第60条1項の自立支援医療機関の規定も同様の解釈になることでよい。 【都道府県】 都道府県、政令市、中核市、一般市・町から提案であることを踏まえ、介護保険法及び障害者総合支援法に記載する事業者指定に係る本答に於ける見解について、各々の全国会議での丁寧な説明等に加え、事務連絡等の方針により適切なよう都道府県、市区町村、事業所等への周知を徹底していただきたい。 なお、障害支援事業者、介護予防支援事業者、地域密着型サービス事業者、介護予防サービス事業者も同様の見解を踏まえ、他の市区町村に所在する事業所の新規及び更新指定を行う場合も同様の取扱いである旨を追記していただきたい。	一 【全国知事会】 実施にあたっては、彈力的な運用（指定有効期限が異なっている場合に指定有効期限をあわせて更新する）を行う場合の方法などについて検討が必要である。 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、文書により十分な周知を行うこと。 平成29年度内を目処に、指定の更新が可能であること等を、全国会議等で周知したい。 なお、一次回答でお示したのは、指定の更新を6年未満で行うことが可能であることであり、指定の有効期間を6年未満に短縮できるとしたものではない。				
認定こども園の「子育て支援事業」と「地域子育て支援拠点事業」が各々の役割を十分に發揮し、そして互いに補完していくよう、それぞれの役割・効果等を目に通知等で明確化していただきたい。 また、「地域子育て支援拠点事業」の委託については、「国として義務付けを行っているわけではない」ということであるが、自治体向けFAQの中で記載されている文言が、国としての事業上の義務付けを行っているように解釈されるため、今回の回答に記載されているような「委託については、あくまでも事業者との相談のうえ、最終的には市区町村において適切に判断されたい」などの文言に見直していただきたい。 なお、認定こども園の委託については、「その地域において「地域子育て支援拠点事業」による支援が必要かどうか」という視点をもって判断したいと考えている。	有 —	— 【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。			提案団体からの意見を踏まえ、FAQの修正を含め、適切に対応してまいりたい。	
本提案は被保護者が上限額以上の金額を返す意志がある場合で市と被保護者双方が生活維持に支障ないと判断する場合に限定したものである。 現在、上限額以上の金額の返還については被保護者が金融機関に納付書を持参し納付しているところであるが、具体的に例をあげるとA（高齢者単身世帯）毎月1万5千円（12～3月は2万円）、B（高齢者2人世帯）毎月3万円、C（障がい者2人世帯）毎月2万円、D（高齢者2人世帯）毎月2万円（12月のみ2万5千円）、E（その他単身世帯）毎月2万円などの他、多くあります。これらは被保護者が返済期間の範囲を跨り払いしているもので、現時点におけるものと現時点における金融機関に足を運んで納付書により納付しているものとあります。（現に口座振替にしたとしても残高の確認や残高不足による振替不能を防ぐために金融機関に足を通さざるを得ない）	— — — — —	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。 なお、被保護者の最低生活の保障が確保されるよう留意すること。	1次ヒアで回答されたように、通知で示されている保護金額と調整する金額の上限（単身世帯であれば5000円程度、複数世帯であれば1万円程度）については、生活の維持に支障がない場合の一般的な目安を示したものであり、保護の実施機関が生計状況について個別に把握した上で、生活の維持に支障がないと判断できる場合には、当該上限にとらわれず柔軟な対応が地方公共団体の判断で可能ということであれば、その旨が明確に伝わるよう、通知の改訂などにより対応いただきたい。	○ 指摘頂いた趣旨が明確となるよう通知を改正すること等について検討してまいりたい。		

## 厚生労働省「各府省からの第2次回答」

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解	各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解	全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答
見解	見解	補足資料	見解	補足資料
<p>本市では平成27年から平成28年にかけて、障害福祉サービス等受給者が12%増加（H27：6,761人→H28：7,546人）。する一方、相談支援専門員は5%減少（H27：125人→H28：119人）しております。相談支援専門員の一人当たりの負担は年々大きくなっている状況である。</p> <p>貴省回答の示すとおり、アセスメント及びモニタリングにおける居宅等への訪問の必要性は十分認識しているものの、本市が市内の相談支援事業所に実施したアンケートによると、約70%の事業所が「相談支援専門員の負担が増加するため、新規の利用契約は困難」と回答しており、利用契約を結べない障害児者は相談支援事業所によるアセスメント及びモニタリングを受けることができない状況にある。現況が改善されない限り、このような適切な支援を受けられない障害児者は年々増加し続けることが懸念される。</p> <p>また、障害者の虐待の通報者として、相談支援専門員は重要な役割を担うが、訪問系事業所等の職員との情報共有を行なうこと等により、モニタリングにおける居宅訪問の目的は代替できるものと考える。</p> <p>以上のことから、当該提案の実現による相談支援専門員の負担軽減を行うべきと考える。</p>	<p>—</p>		<p>【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向けて、十分な検討を求める。</p>	<p>障害児者の相談支援におけるアセスメント及びモニタリングについては、利用者の心身の状況、その産かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握するために行うものであるが、相談支援専門員の負担軽減策として生活の基礎となる居宅等の状況の確認を省略することは、業務の複数を省略することとなり、相談支援の質の低下を招くことになるため、ご提案のあったように居宅等ではなく通所事業所においてアセスメント及びモニタリングを実施することは認められない。</p> <p>なお、今回のご提案があった背景としては、障害福祉サービス等利用者に対して相談支援専門員が不足していることによるものと考えられるが、相談支援専門員が適切に確保されるための相談支援事業所における報酬の在り方等については、平成30年度報酬改定の議論の中で検討してまいりたい。</p>